

鯖江市こども計画

～こども・みらい・つなぐ計画～

計画年度：令和 7 年度～令和 11 年度

令和 7 年 3 月

鯖江市



はじめに

近年の少子高齢化の急速な進行や、共働き家庭の増加による子育ての孤立感と負担感の増加など、本市におきましても、子育てを取り巻く環境は大きく変化しております。



このような中、国では「こども基本法」や「こども大綱」など、こども・若者に対する法整備が行われ、こども施策を一体的に進めるためのさらなる取組の強化が図られています。

市では、権利の主体であるこどもが、家庭、学校、地域などの一員として、自分らしく安心して暮らすことができるまちをめざして、「鯖江市こどもの権利条例」を制定いたしました。この条例は、こどもの権利を大切に守っていくための基本となる考えを市民等が理解することにより、まち全体でこどもの健やかな成長および発達を支えていくことを目的とします。

このたび、こども・若者・子育て当事者に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、これまでの「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を包括的に見直し、「鯖江市こども計画」を策定いたしました。本計画では、『未来あるこどもの健やかな成長・発達を地域全体で支えあい、こどもの笑顔があふれるまち鯖江』を基本理念に、子ども・子育て支援事業計画をさらに充実させ、こどもの権利保障を推進する施策のほか、市民、企業、団体および行政が一体となって、こども・若者の育ち、親の育ち、子育てを支える施策を推進していきます。

この「鯖江市こども計画」を指針としました施策を着実に実行し、地域の特色と市民力を活かしまして、こども・若者、子育て当事者をともに支え合うまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、様々な視点から熱心にご審議いただきました鯖江市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力と貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7(2025)年3月

鯖江市長 佐々木 勝久

基本目標Ⅳ	こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実	68
基本施策1	年齢に応じた多様な遊びや体験活動の支援	68
基本施策2	乳幼児期の教育・保育の充実	71
基本施策3	質の高い学校教育の提供	74
基本施策4	鯖江への愛着心と誇りの醸成	77
基本施策5	放課後の過ごし方と居場所支援	78
基本目標Ⅴ	地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進	79
基本施策1	こどもの健やかな成長を見守るネットワークの充実	79
基本施策2	地域での子育て支援	81
基本施策3	こどもが過ごしやすい安全・安心な環境の確保	83
基本施策4	多様な働き方に対応できる環境	85
基本目標Ⅵ	すべての若者の社会的自立に向けた支援	87
基本施策1	すべての若者の社会参画を支援	87
基本施策2	悩みや不安を抱える こども・若者とその家族に対する支援	89
6	施策成果指標	90
第4章	第3期子ども・子育て支援事業計画	95
1	子ども・子育て支援事業計画について	96
2	教育・保育給付	97
3	地域子ども・子育て支援事業	100
4	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および 推進に関する体制の確保	116
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	116
第5章	計画の推進体制	117
1	庁内推進体制	118
2	関係機関・団体や市民との連携	118
3	こども・子育て支援に関する情報発信	118
4	計画の進行管理	118
資料編		119

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

少子化、核家族化、保護者の就労状況の多様化など、子ども・若者、子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しています。その中、増加する児童虐待の相談件数や不登校の問題、子どもの貧困、発達に関する支援など、多くの課題に対して更なる対策が必要です。そのため、子どもを取り巻く環境に対して大人の視点だけで解決を図るのではなく、子どもの声を受け止めて、子どもの最善の利益を考えた取組を進めなければなりません。

国においては、令和5年4月に「子ども基本法」が施行され、同年12月に「子ども大綱」「子ども未来戦略」が閣議決定され、子どもの権利を包括的に保障する法整備がされました。

市はこれまでに、子どもたちの成長発達に必要な乳幼児期の教育・保育や子育てサービスの計画的な整備を進めるとともに、子どもと子育て当事者に関する様々な課題に対応するため、「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもと子育て当事者を地域全体で支援していくための取組を総合的に推進してきました。

今回は、子ども・若者・子育て当事者に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、既存の「鯖江市子ども・子育て支援事業計画」を包括的に見直し、子ども基本法に基づき、子ども大綱を勘案した「市町村子ども計画」を併せた「鯖江市子ども計画」を策定します。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、子ども・若者と子育て当事者に関する様々な課題やニーズに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを図ります。

平成27年度～令和元年度 (5年間)	令和2年度～令和6年度 (5年間)	令和7年度～令和11年度 (5年間)
第1期 鯖江市子ども・子育て 支援事業計画	第2期 鯖江市子ども・子育て 支援事業計画	鯖江市子ども計画 (第3期鯖江市子ども・ 子育て支援事業計画を 内包)

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法第10条の規定及び子ども大綱に基づく「市町村子ども計画」として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する「子ども・若者計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する子どもの貧困対策計画を一体的なものとして策定し、今後の子ども・若者・子育て当事者

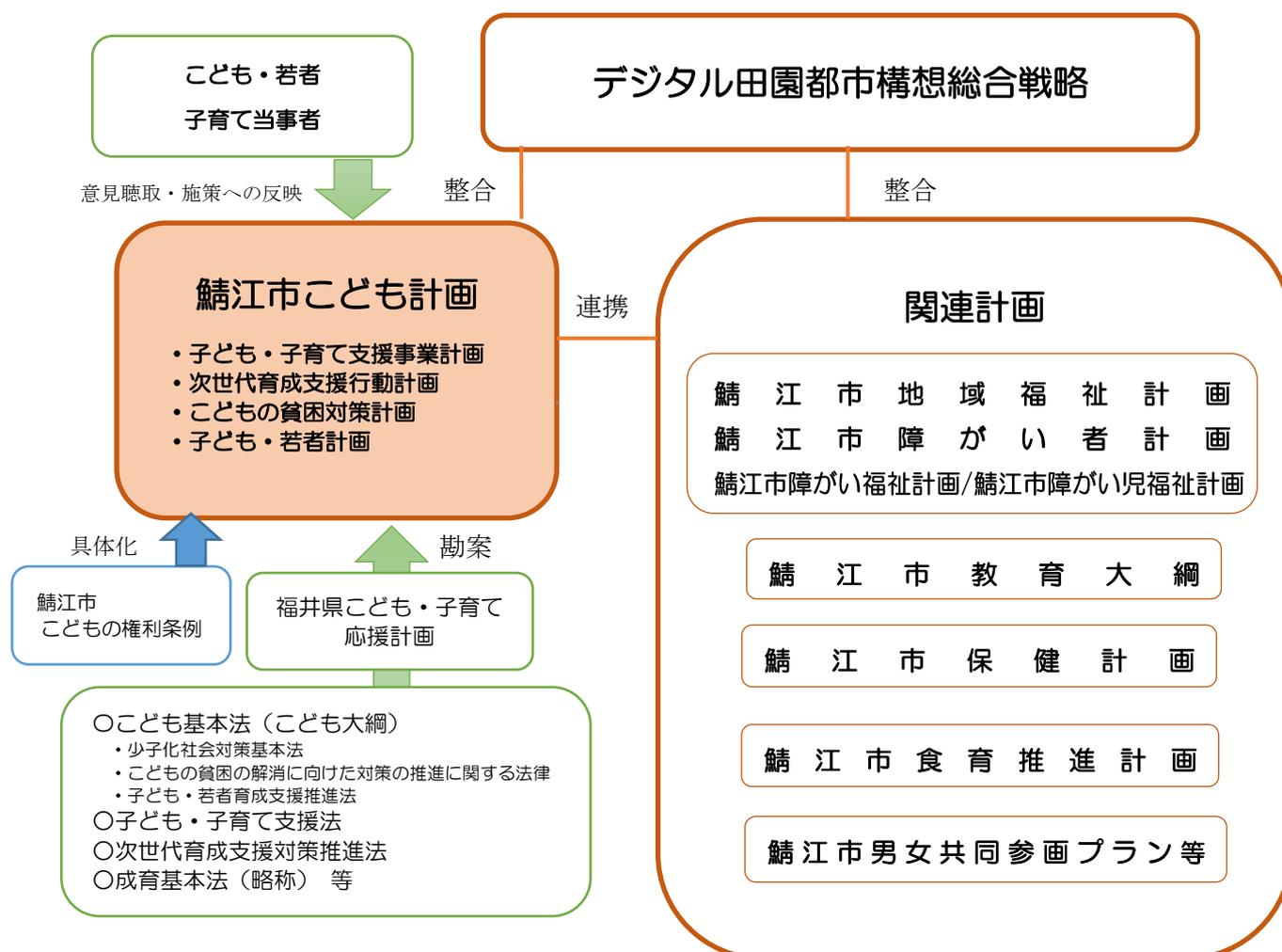
におけるこども施策の具体的な方向や取り組む内容について定めます。

なお、こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものであるため、当市のこども計画においてもこれらを包含した計画とします。

市では、こどもの権利を保障し、こどもが幸せに過ごすことができるまちづくりの推進を図るため、令和7年3月に「鯖江市こどもの権利条例」を制定します（予定）。条例では、市に関わるすべての人がこどもの権利を尊重し、それぞれの生活や活動において活かすことが求められています。市は、条例に基づき、こどもに関する取組を推進していくとともに、こどもの権利の視点から、こどもに関する取組を検証していく必要があります。

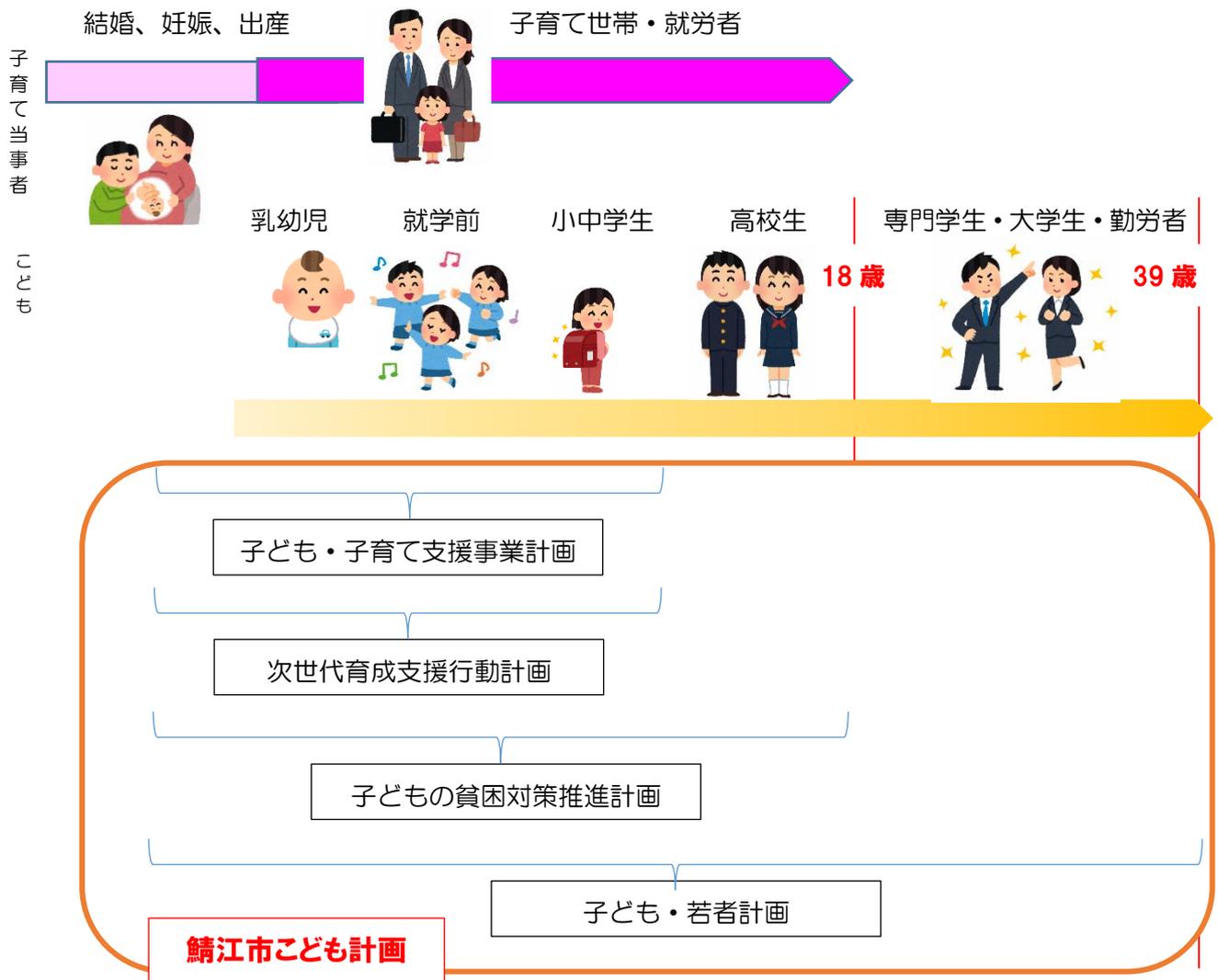
●本計画と市の他の計画との関係

本計画の策定にあたっては、「鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略」を市政の最上位計画とし、鯖江市が推進しているSDGsの理念を反映しつつ、「第4次鯖江市地域福祉計画／第5次鯖江市障がい者計画」「鯖江市教育大綱」「鯖江市保健計画」などの関連計画とも整合性を図り連携します。



参考資料

【鯖江市こども計画の主な対象】



4 用語の定義等

(1) 「こども」の定義について

「こども基本法」には、「こども」とは、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの「心身の発達過程にある者」と定義しています。同法の基本理念には、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られ権利がひとしく保障されること等が定められており、年齢で必要なサポートが途切れないよう、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことが示されています。

本計画においては、特別の場合を除き、平仮名表記の「こども」を用います。

なお、特別の場合とは法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合をいいます。

例：「子ども・子育て支援法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等にある「子ども」

例：既存の予算事業名や組織名

(2) 各ライフステージの期間

ライフステージ	期間
乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
学童期	小学生
思春期	中学生からおおむね 18 歳まで
青年期	おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満 (施策によっては39歳までを対象とするものもあります。)

(3) 若者について

法令上では定義はありませんが、こども大綱では「思春期」と「青年期」の者としています。「こども」と「若者」は重なり合いますが、本計画においては、主に青年期を示す場合には、「若者」の用語を用います。

(4) 「おとな」の表記について

こども大綱では、平仮名表記の「おとな」を用いているため、本計画においても平仮名表記とします。

(5) 「子育て当事者」について

子育て当事者は、実際にこどもを育てている人を指し、保護者だけでなく、祖父母やその他の家族など、日常的にこどもの世話をしている人々も含み、本計画では、「子育て当事者」を用います。

一方で、保護者は、法的にこどもを保護する義務がある人を指します。これは通常、親権者や後見人など、法律上の責任を持つ人々を意味します。

(6) こどもまんなか社会について

全てのこどもや若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会をいいます。

こども大綱においては、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、次元の異なる少子化対策の実現に向けたこども未来戦略の推進とあわせて、こども施策の点検と見直しを図っていくことが記載されています。

第2章

こども、若者、子育てを取り巻く環境

1 こども、若者を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本市において、総人口は令和元年をピークに以降は減少に転じています。こども大綱によると、少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさなど、個々人の結婚や出産、子育ての実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されています。

① 総人口の推移（年齢区分別人口）

総人口に占める0～14歳人口の割合は、令和6年は13.3%で、平成27年15.1%と比べると1.8ポイント減少しています。



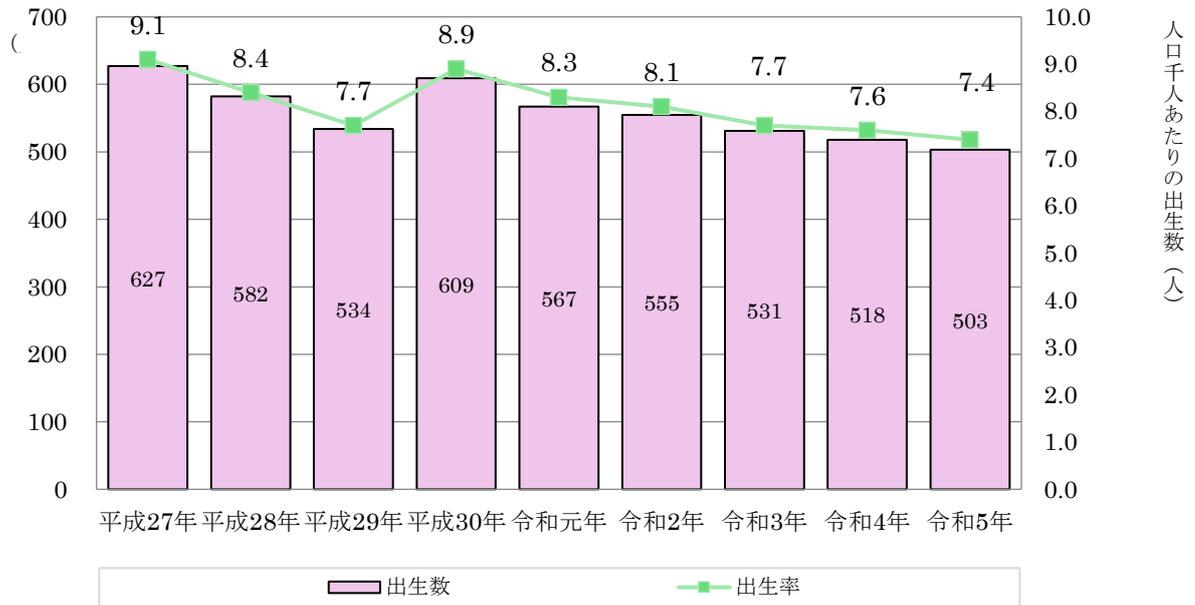
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は年々減少しており、令和6年は平成27年と比べて767人減少しています。



③ 出生数の推移

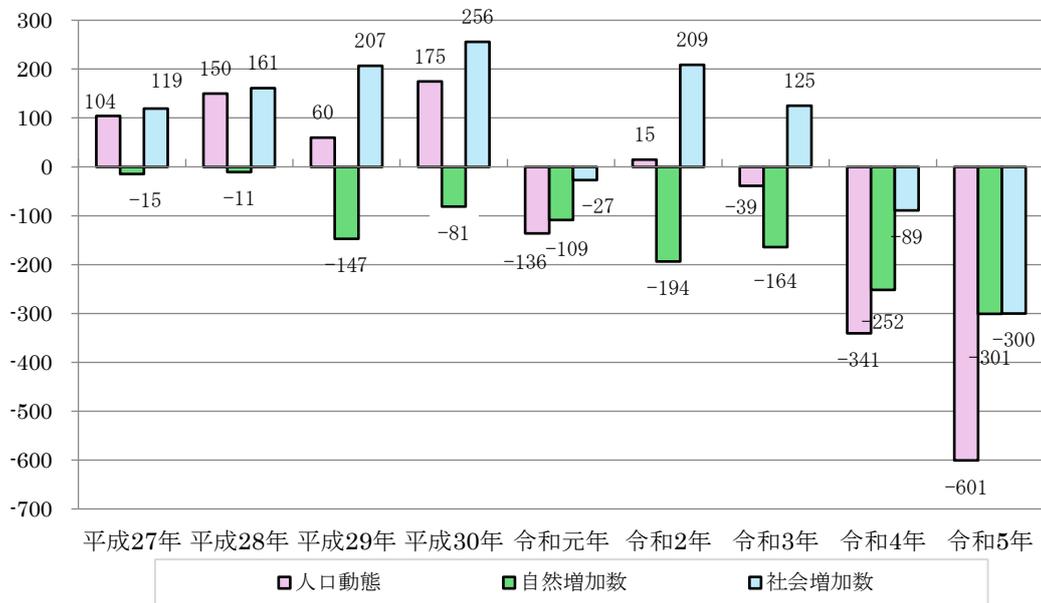
本市の出生数は、年によって増減しながら減少傾向にあります。また、人口 1,000 人当たりの出生数は、令和 5 年には 7.4 人となっています。



資料：県市町勢要覧

④ 人口動態の推移

本市の人口動態のうち、自然増加数は年々減少しています。社会増加数は令和 4 年以降は減少に転じています。



人口動態＝自然増加数＋社会増加数

自然増加数は、出生数と死亡数の差

社会増加数は、転入と転出の差

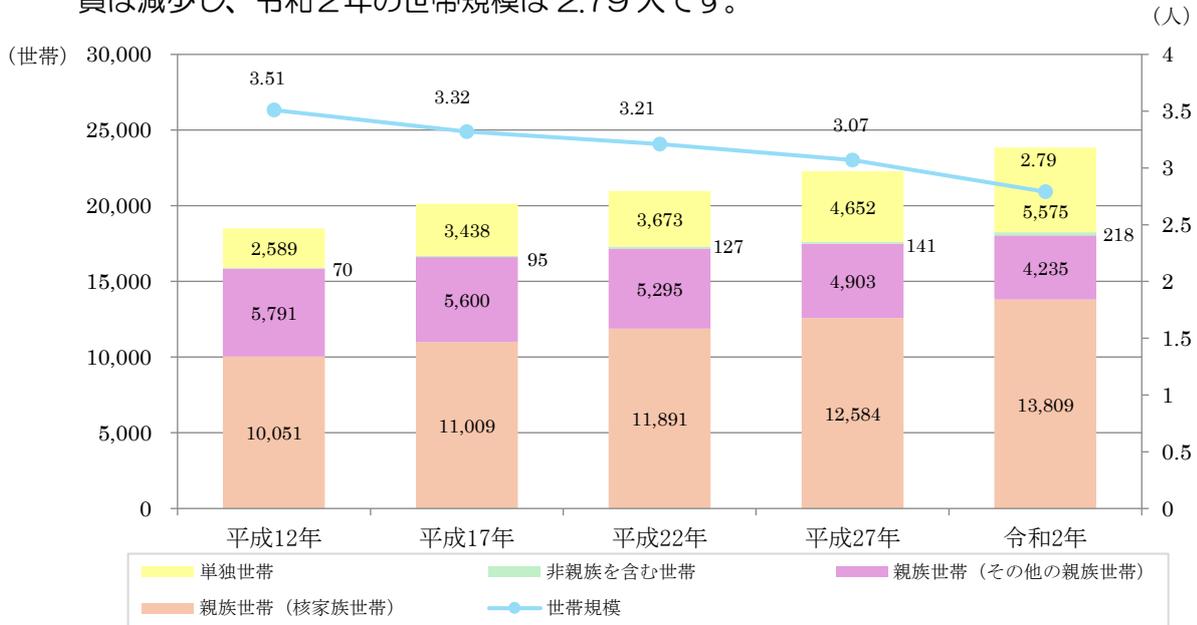
資料：県市町勢要覧

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は核家族世帯の増加に伴い年々増加し、1世帯当たりの人員は年々減少しています。

① 世帯別世帯数の推移

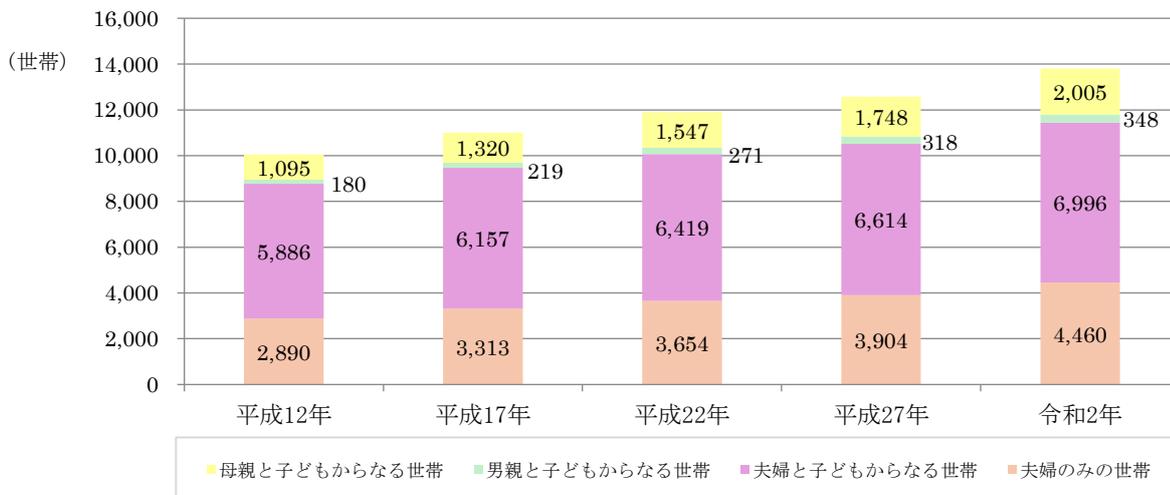
本市の世帯数は、核家族世帯や単独世帯が年々増加しています。また、1世帯当たりの人員は減少し、令和2年の世帯規模は2.79人です。



資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

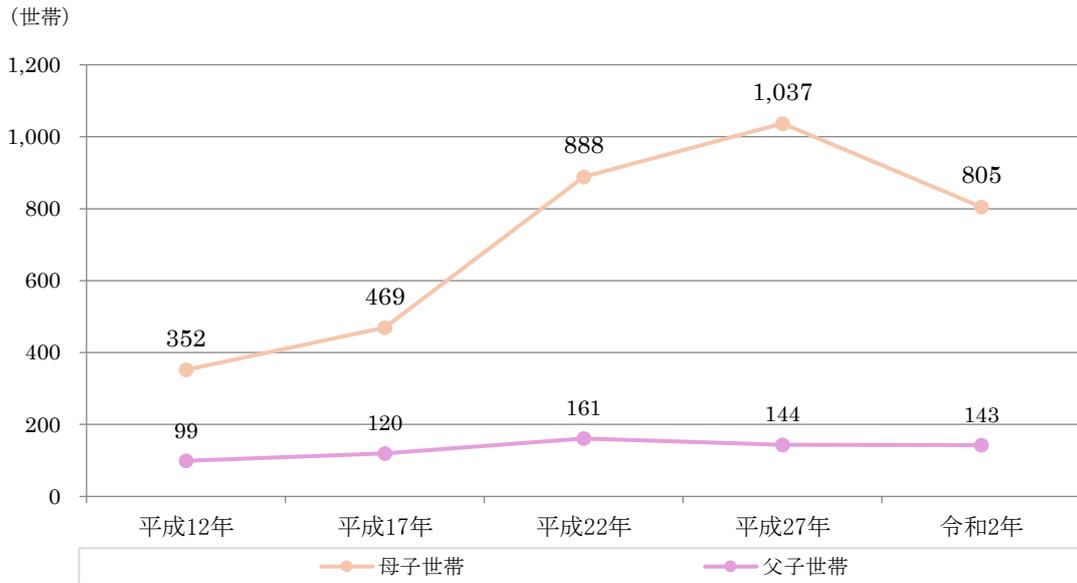
本市の核家族世帯は増加しています。特に、母親と子ども、父親と子どもからなる世帯は、平成12年と比較して1.8倍、1.9倍と増加し、他世帯よりも増加率が高いです。



資料：国勢調査

③ ひとり親世帯（母親もしくは父親と20歳未満の子どもからなる世帯）の推移

本市の20歳未満の子どもを持つひとり親世帯は、平成12年と比べて母子世帯は2.3倍、父子世帯1.4倍増加しています。

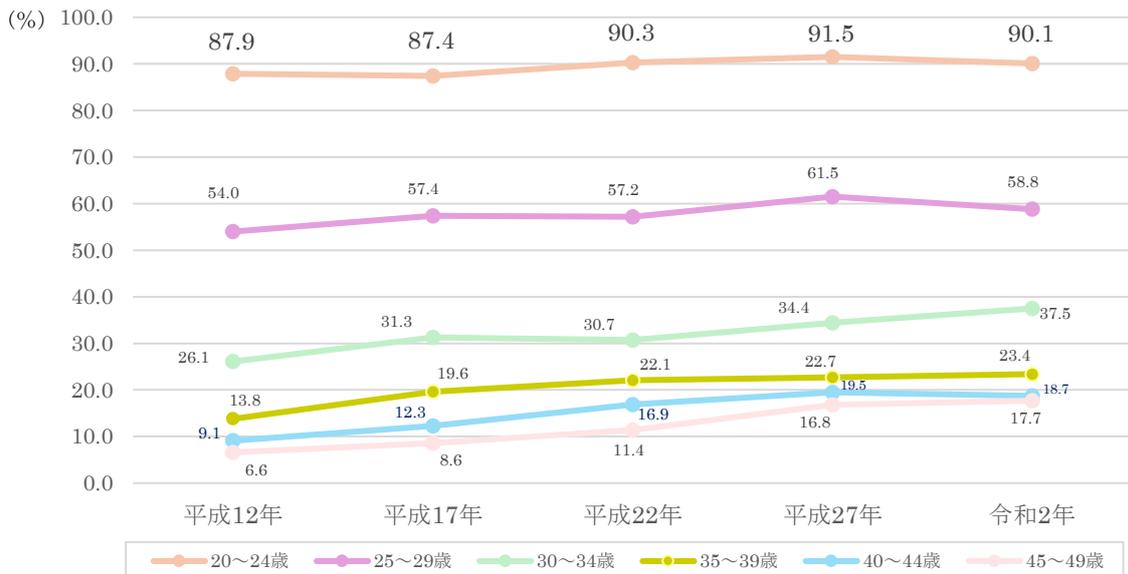


資料：国勢調査

(3) 婚姻の推移

① 年代別未婚率の推移

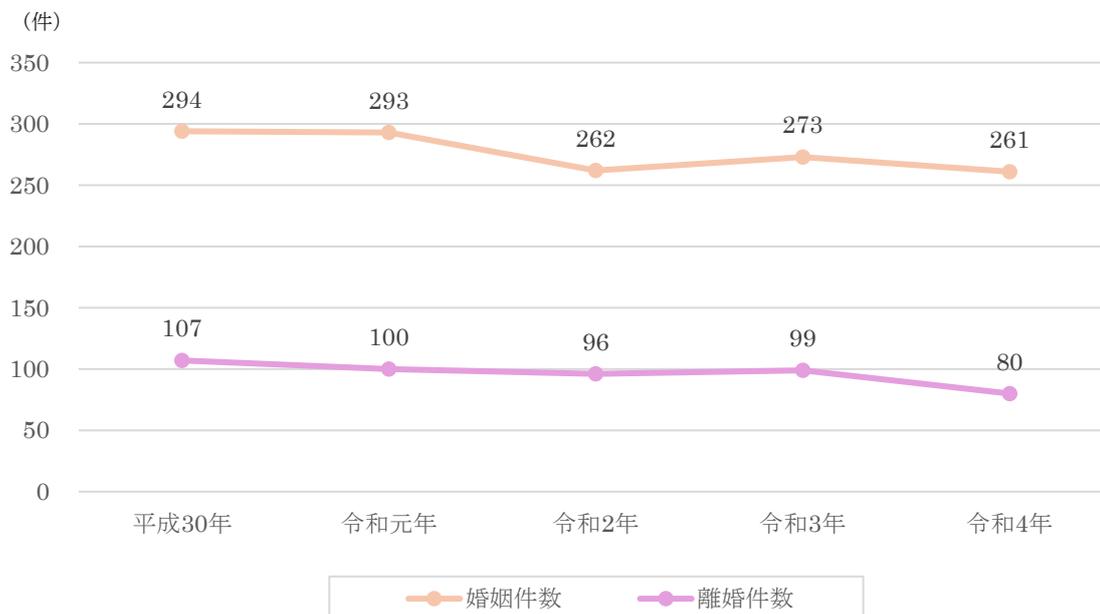
本市の年代別未婚率を平成12年と令和2年を比べると、30～34歳は11.4ポイント、35～39歳と40～44歳は9.6ポイント、45～49歳は11.1ポイント高くなっています。



資料：国勢調査

② 婚姻・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、年々減少しています。今後、少子化・晩婚化・未婚化の進行に伴い婚姻件数は減少すると予測されます。

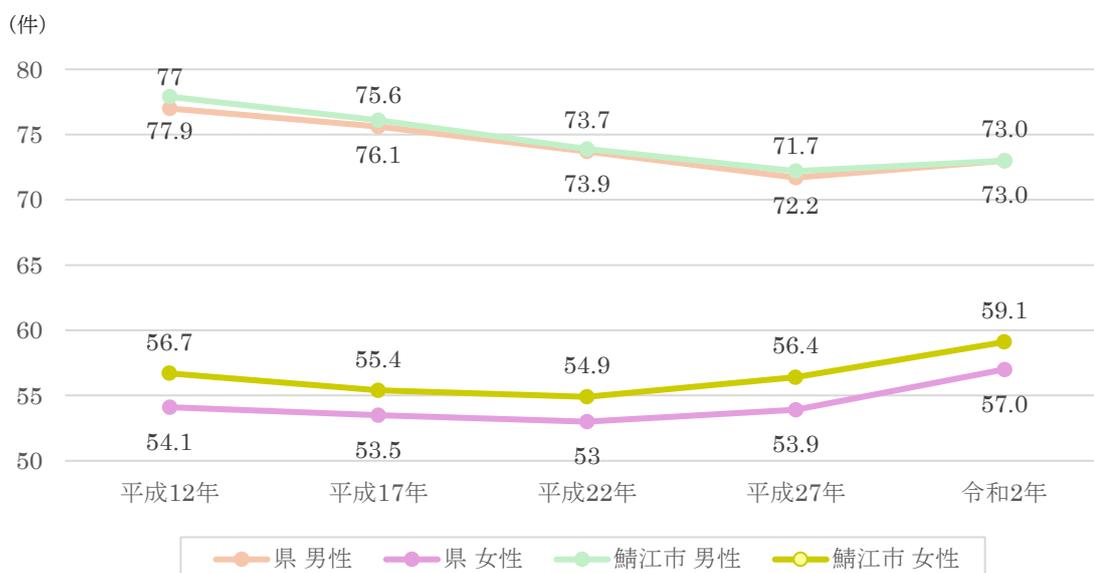


資料：県衛生統計年報

(4) 就業状況

① 労働力率（15歳以上人口のうち就労者と完全失業者を合算した割合）の推移

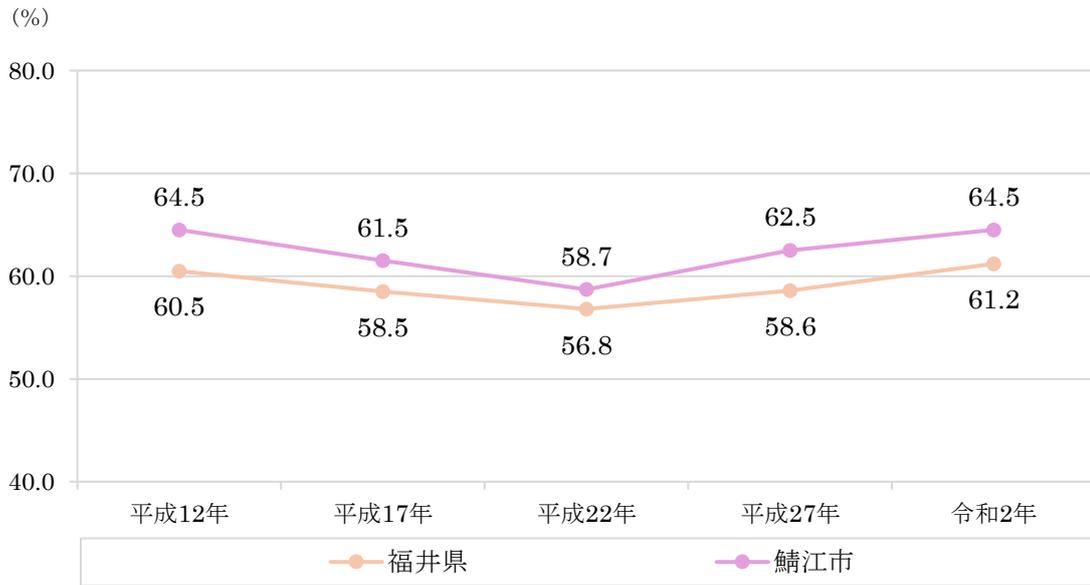
本市の労働力率は平成27年と比べて、男性は1.3ポイント増加し、女性は2.7ポイント増加しています。福井県発行の「令和2年国勢調査就業状態等基本集計福井県の概要」によると、女性の労働力率は県・市ともに増加傾向にあり、令和2年の本市の女性の労働力率は、県内で一番高い状況です。



資料：国勢調査

② 共稼ぎ率の推移

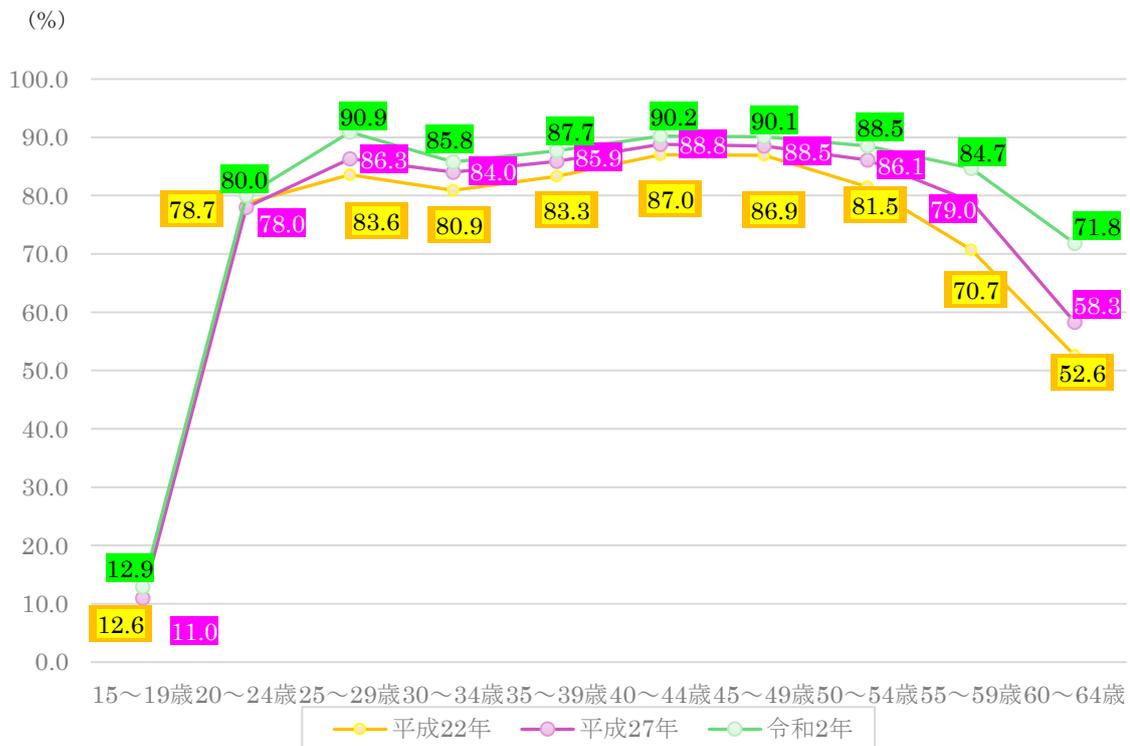
本市の共稼ぎ率は県をやや上回っています。年によって増減はありますがほぼ横ばいで推移しています。なお、前述の「令和2年国勢調査就業状態等基本集計福井県の概要」によると、福井県は全国で一番高く、県内では鯖江市が一番高い状況です。



資料：国勢調査

③ 女性の年齢別労働力率の推移

本市の女性の年齢別労働力率は、いずれの年代も増加しています。特に、55歳以降は他の年代と比べて大幅に増加し、55～59歳は平成27年より5.7ポイント増加し、60～64歳は13.5ポイント増加しています。



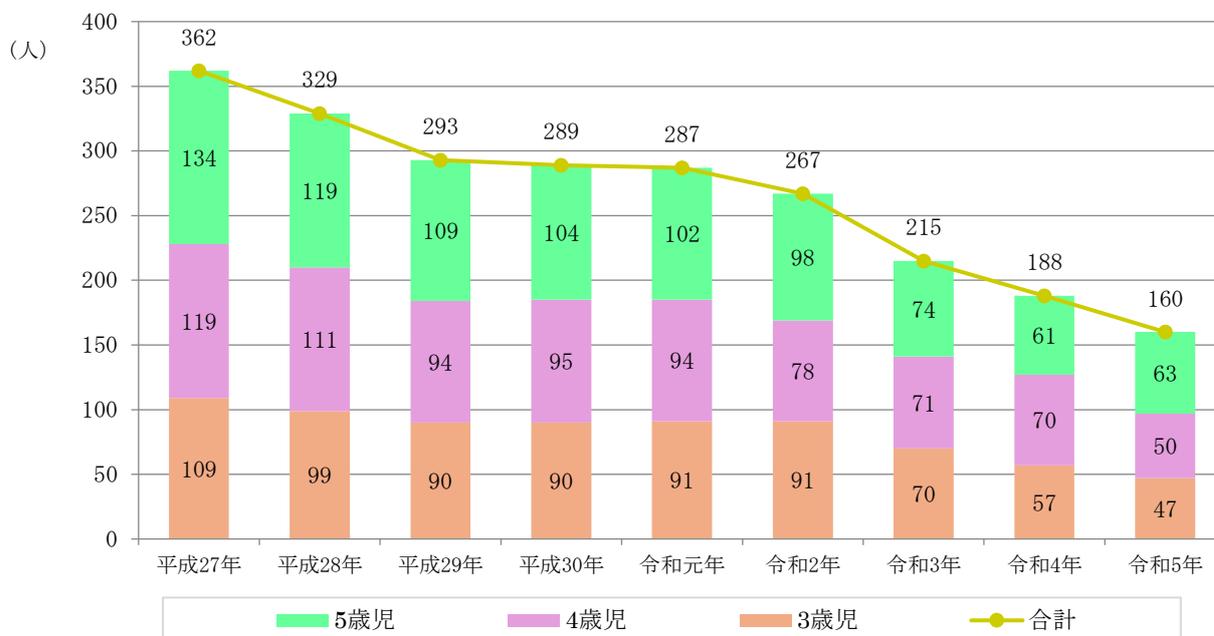
資料：国勢調査

2 子育て支援の現状

(1) 教育・保育の現状

① 1号認定の児童数の推移

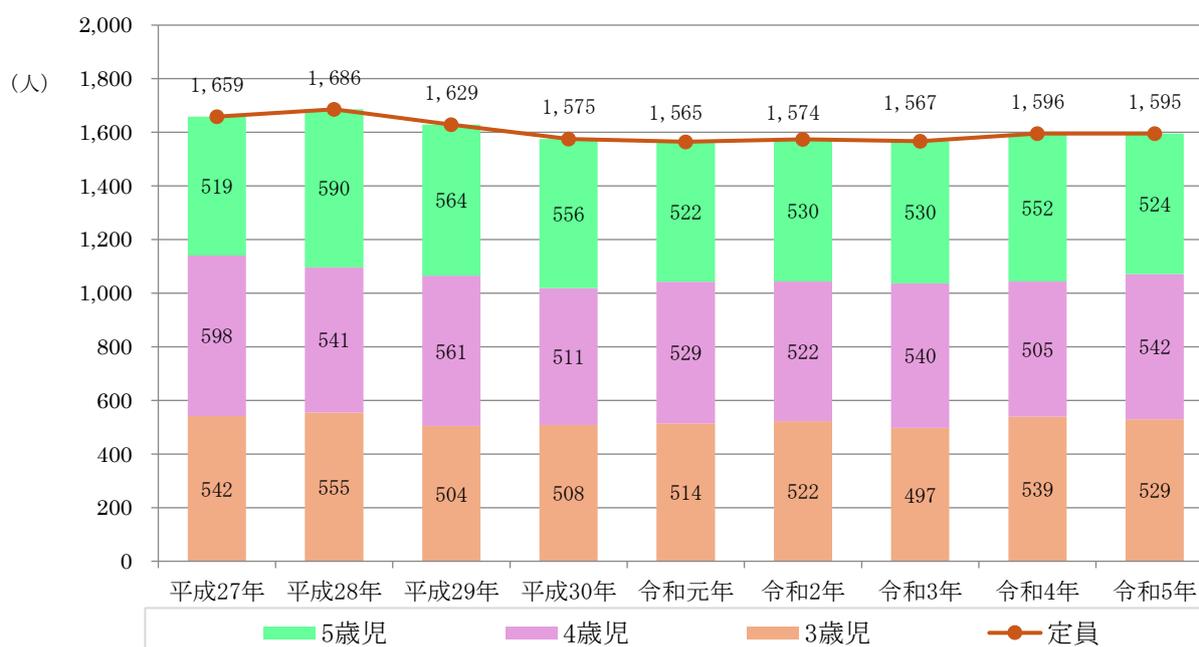
1号認定（幼稚園・認定こども園短時部利用）の児童数は、平成27年度より202人減少しています。



資料：保育・幼児教育課

② 2号認定の児童数の推移

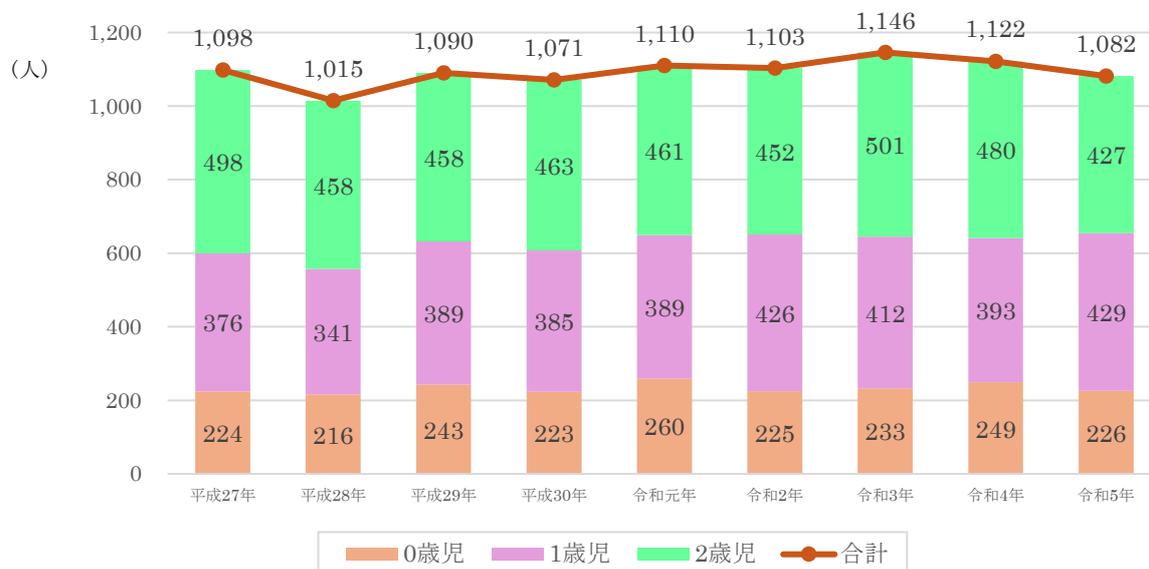
2号認定（3歳以上の保育所（園）・認定こども園長時部利用）の児童数は、就学前人口が年々減少していく中、令和5年度は1,595人で、平成27年度からはほぼ横ばいで推移しています。



資料：保育・幼児教育課

③ 3号認定の児童数の推移

3号認定（3歳未満の保育所（園）・認定こども園長時部利用）の児童数は、就学前人口が年々減少していく中、令和5年度は1,082人で、平成27年度からほぼ横ばいで推移しています。



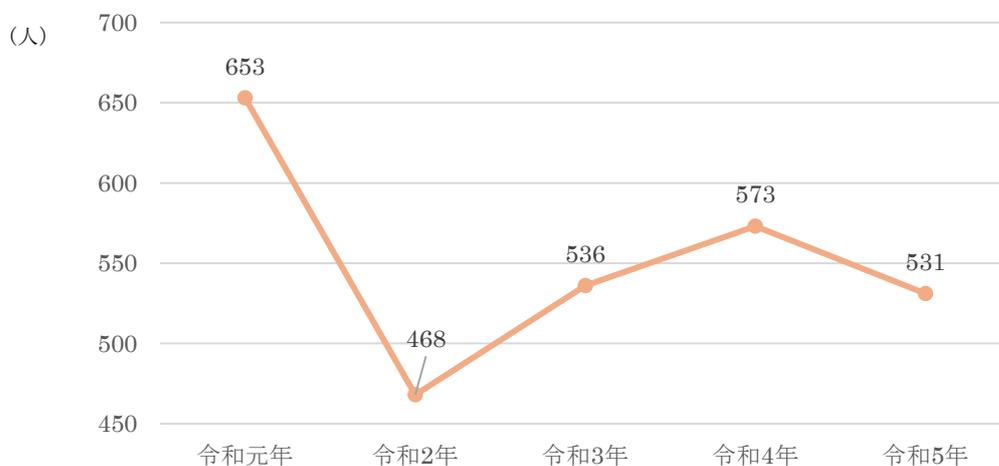
資料：保育・幼児教育課

(2) 子育て支援事業の現状

核家族化の進行や就労環境の変化など子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。すべてのこどもの健やかな育ち、また、親としての育ちへの支援を社会全体で支え合う社会実現を目指し、さまざまな子育て支援事業を進めています。

① 時間外保育事業

時間外保育事業（延長保育）は、市内の公立施設9か所、私立施設12か所で実施しています。年間の実利用児童数は年により増減はありますが、令和3年度からはおおむね550人前後で推移しています。

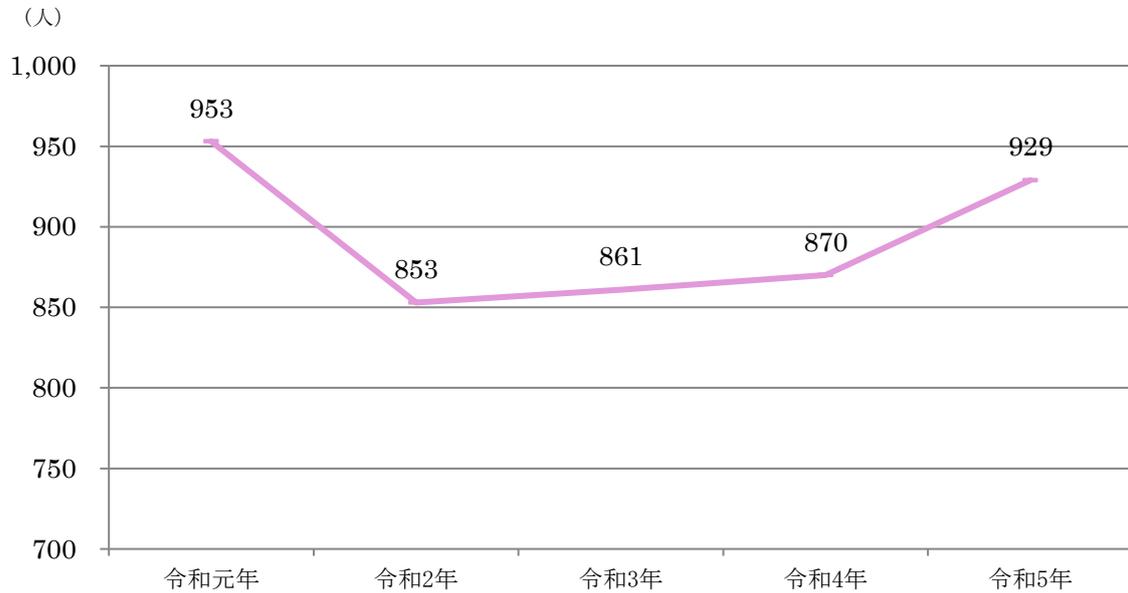


資料：保育・幼児教育課

② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、児童センター15か所、小学校7か所、地区公民館2か所、私立保育園8園のほか社会福祉法人など4か所で実施しており、昼間保護者などが家にいない小学校1年生から6年生を対象としています。

放課後児童クラブの登録者数は、令和5年度は前年度と比べて59人増加し、コロナ禍前の数に戻りつつあります。

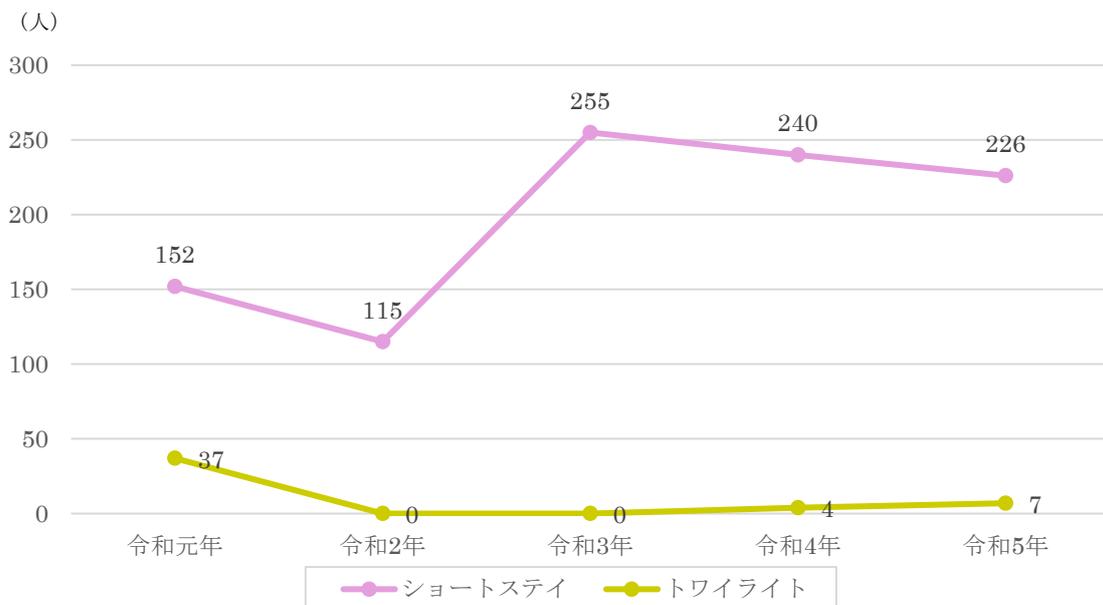


資料：こどもまんなか課

③ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）は、鯖江市内は養護施設1か所、福井市内は養護施設1か所で実施しています。

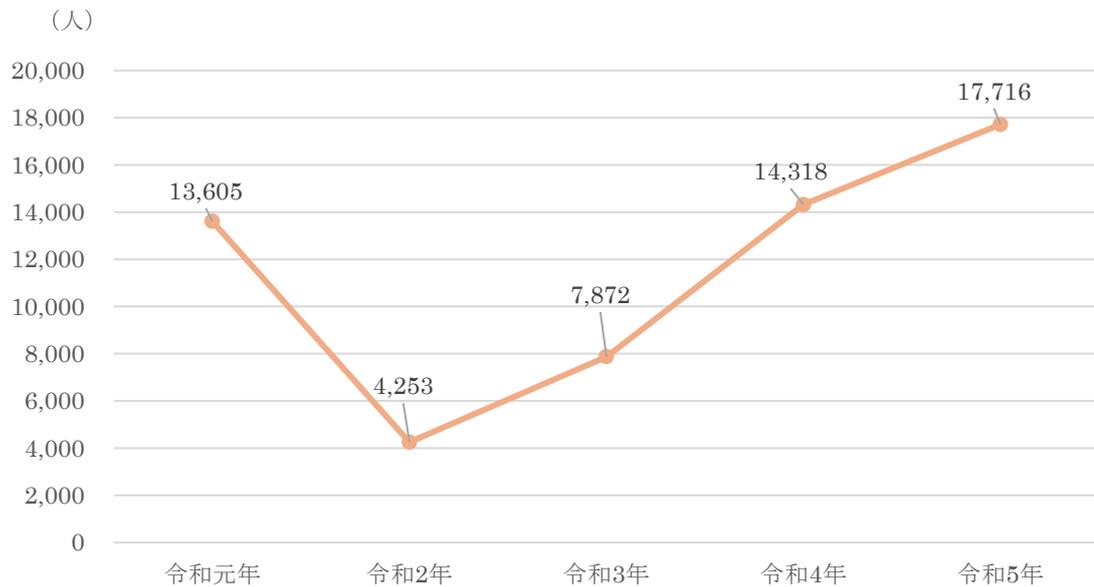
ショートステイの年間の利用児童数は、令和3年度以降は200人台を推移しています。



資料：こどもまんなか課

④ 地域子育て支援拠点事業

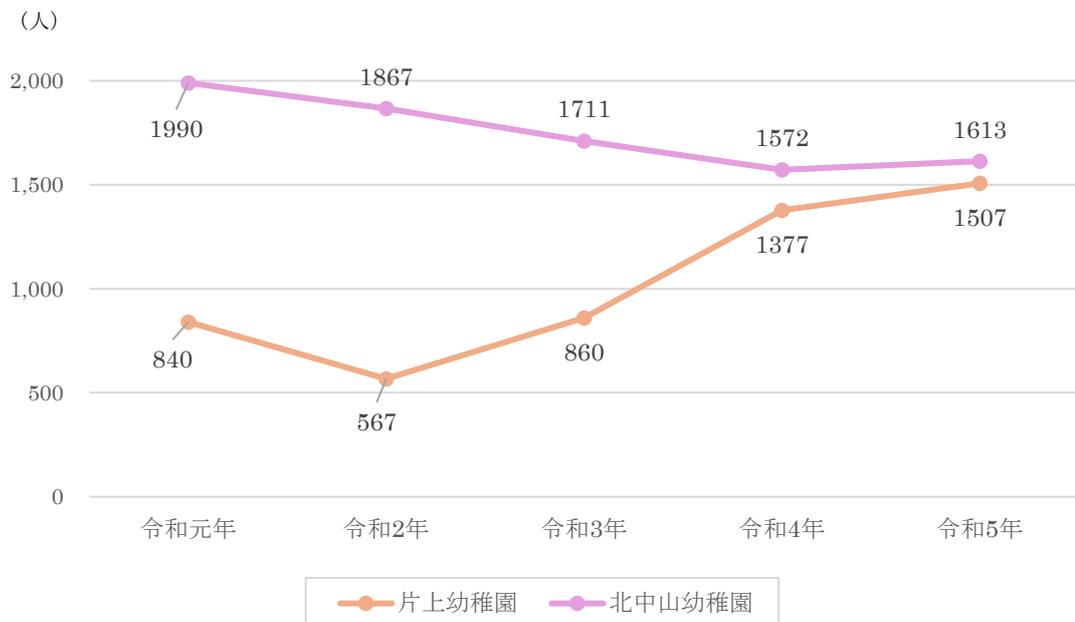
子育て支援センターを拠点施設として、地域の子育て支援ネットワーク委員会や子育て支援市民団体と連携、協働して子育て支援事業を行っています。子育て支援センターの利用者数は、令和2～3年度はコロナ禍における利用者数の制限を設けたため、利用者数が減少しましたが、令和5年度は前年度と比べて3,398人増加しています。



資料：こどもまんなか課

⑤ 預かり保育

小学校区内に保育施設がない片上幼稚園と北中山幼稚園で預かり保育を実施しています。なお、年間の延べ利用園児数は年によって増減はありますが、令和元年度以降は片上幼稚園は増加傾向に、北中山幼稚園は減少傾向にあります。

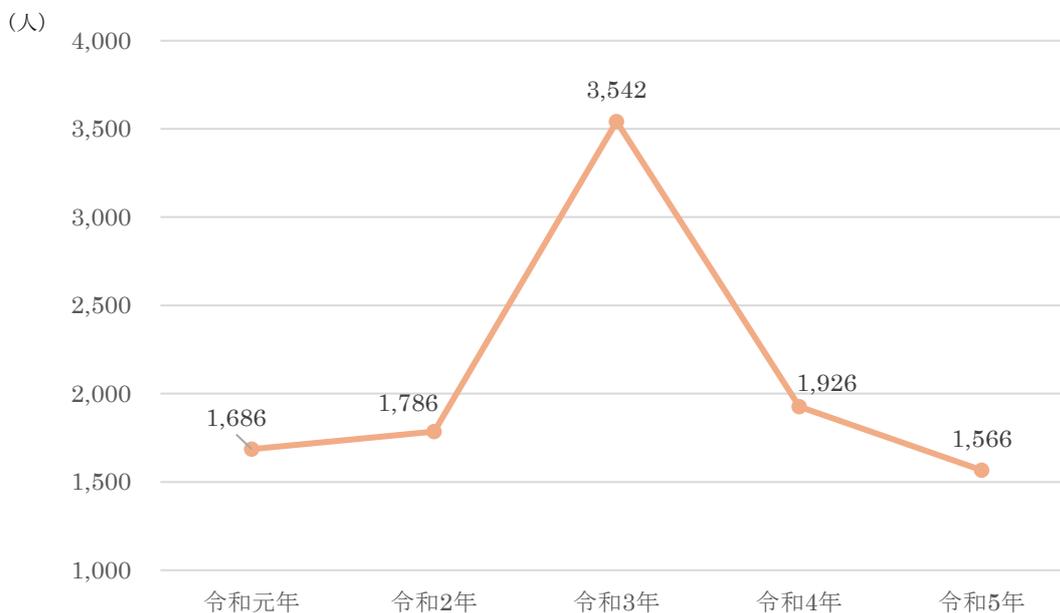


資料：保育・幼児教育課

⑥ 一時預かり

⑥-1 年間延べ利用園児数の推移

保育所（園）および認定こども園における一時預かりは、市内の公立施設9か所、私立施設13か所で実施しています。令和5年度の利用園児数は1,566人でした。

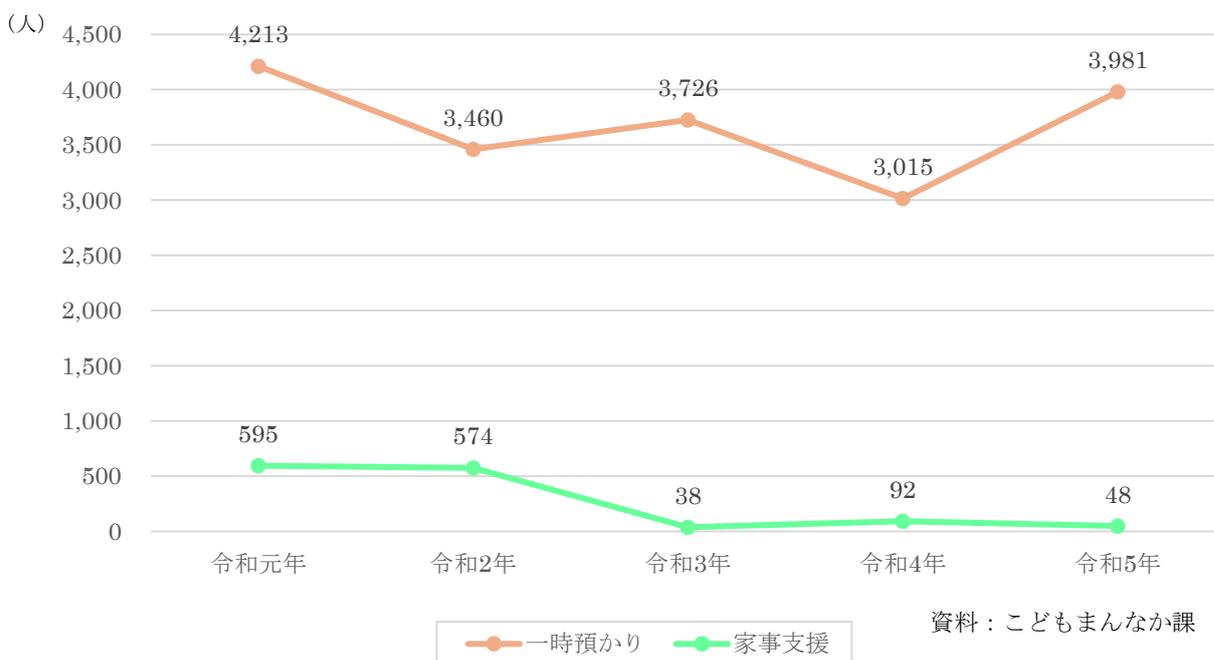


資料：保育・幼児教育課

⑥-2 すみずみ子育てサポート事業における年間延べ利用児童数の推移

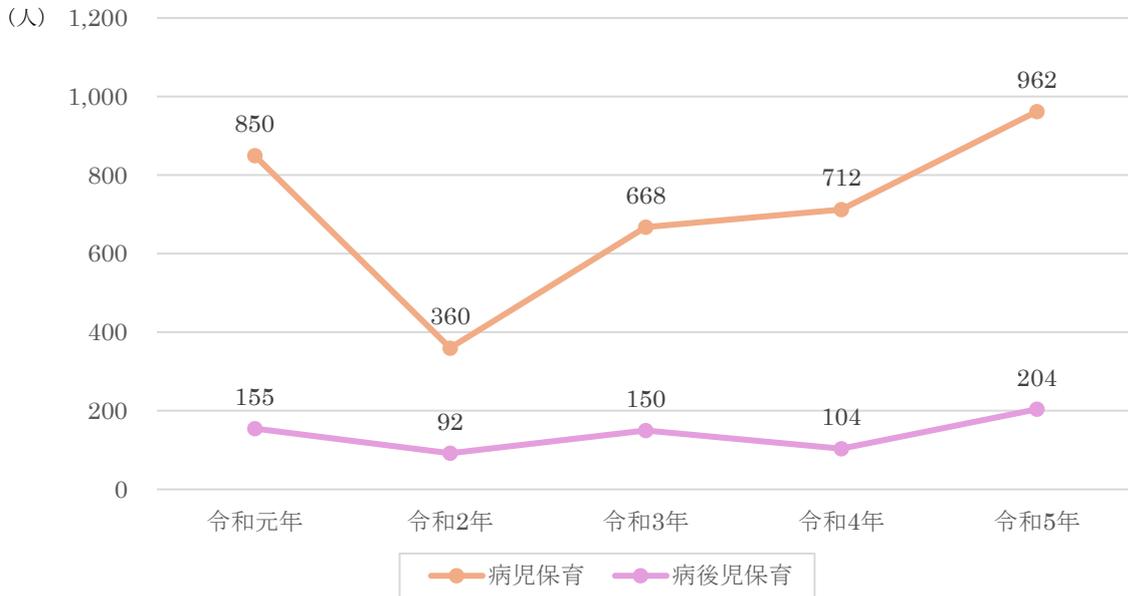
すみずみ子育てサポート事業による一時預かりは、市内の事業所で2か所、市外の事業所6か所で実施しています。一時預かりの利用児童数は令和5年度は前年度と比べて966人増加しています。

なお、家事支援は近年、利用者数が低迷しています。



⑦ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、市内の病院2か所、市外の病院6か所で実施しています。なお、年間の延べ利用児童数は前年度と比べて、病児保育は250人が増加し、病後児保育は100人増加しています。

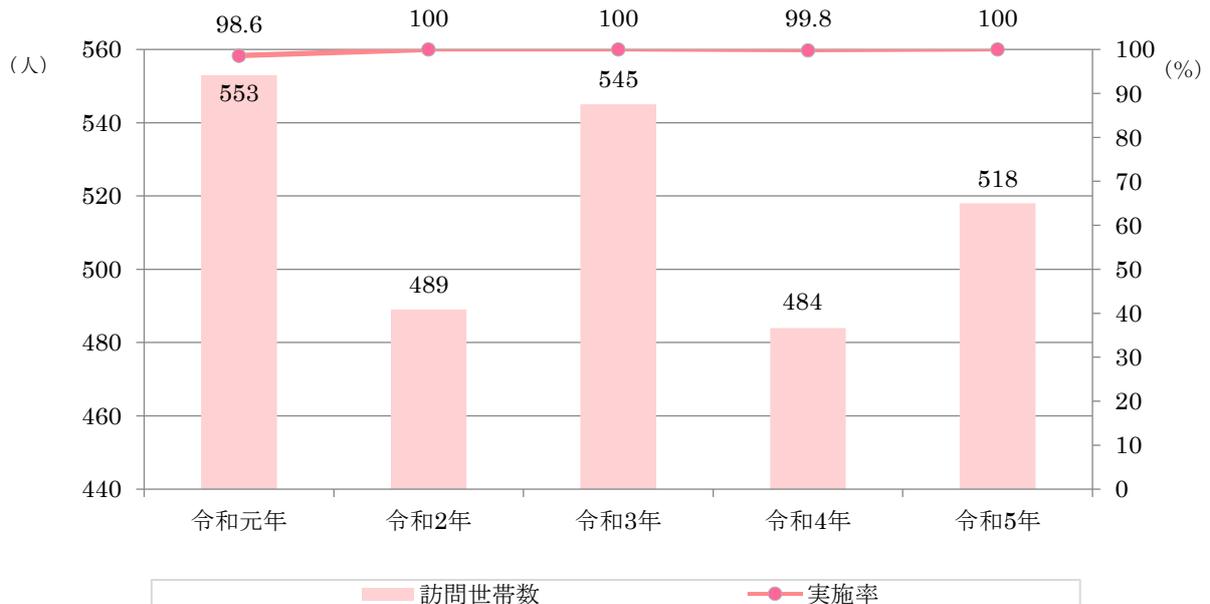


資料：保育・幼児教育課

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの間に家庭訪問を行い、成長・発達の確認や子育てに関する情報提供などを行っています。訪問率はほぼ100%です。

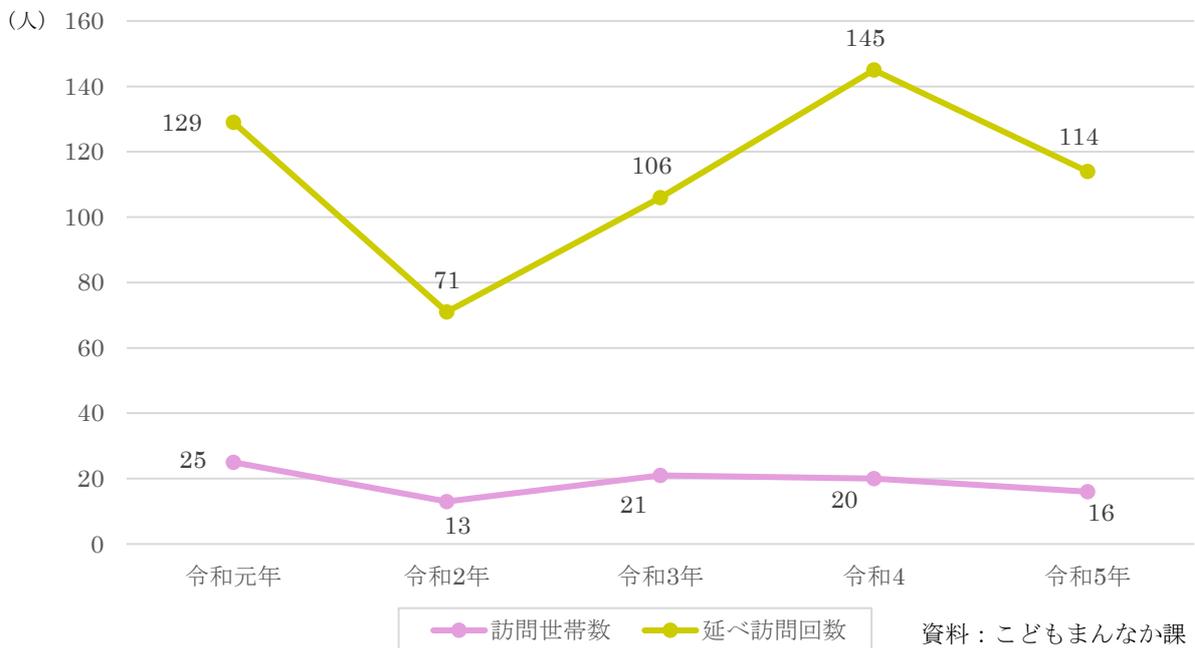
令和2年度はコロナ禍の影響により訪問ができなかった家庭があり、その家庭には令和3年度に繰り越して訪問を行いました。



資料：健康づくり課

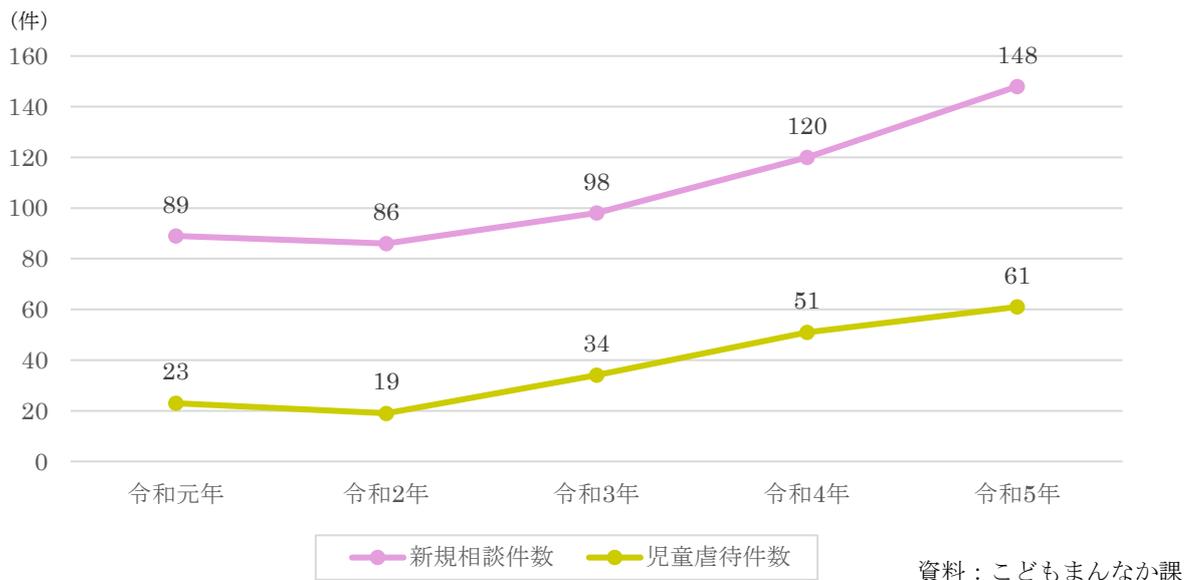
⑨ 養育支援訪問事業

養育面で支援の必要性が高いと思われる家庭には、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援をしています。市では、こども家庭センター（注）が、養育に関する相談、指導のほか必要な支援を行っています。養育環境によっては、複数回の訪問が必要な家庭もあります。



⑩ 要保護児童対策地域協議会

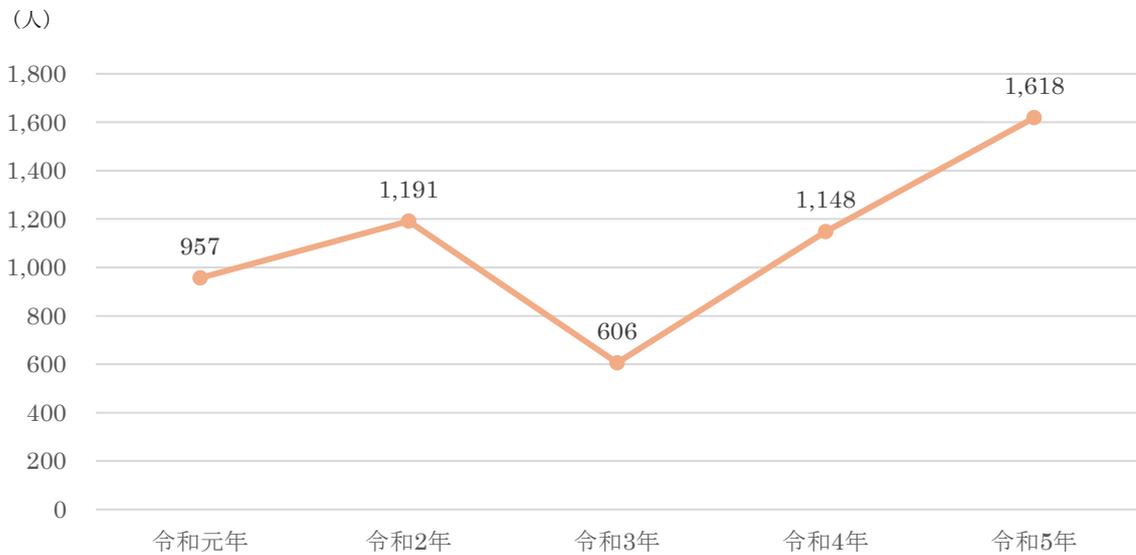
要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報を共有し連携強化を図り、児童虐待等の予防・対応を行っています。また、児童に関する相談窓口を設置し保護者の悩みや相談に対応しています。令和元年度以降、新規相談・児童虐待の件数は増加し、新規相談件数は1.7倍、児童虐待件数は2.7倍となっています。



（注）こども家庭センターとは、母子保健と児童福祉のそれぞれの専門性を発揮し、情報共有・連携し、一体的な支援を行う機関です。鯖江市では、健康づくり課（母子保健）・子育て支援センター・こどもまんなか課が連携し、こども家庭センターとして一体的支援をします。

⑪ ひとり親家庭等学習支援事業

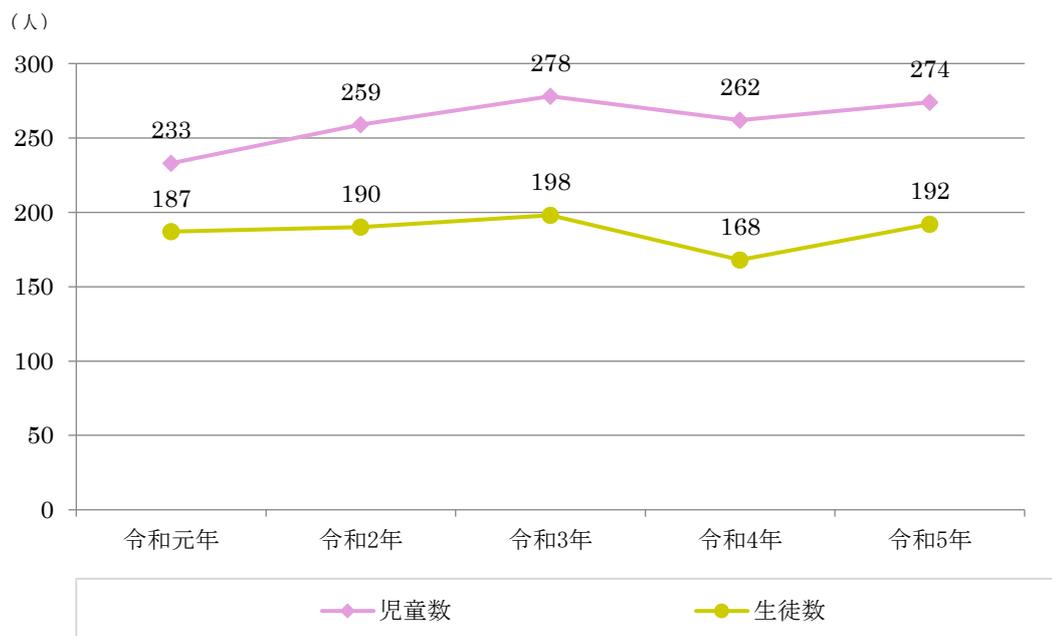
ひとり親家庭の児童（高校生まで）に対し、市内4か所で学習ボランティアによる学習支援や進学相談等を行い、児童の居場所と学習の機会を提供しています。令和5年度の年間延べ参加児童数は、前年度と比べて470人増加しています。



資料：こどもまんなか課

⑫ 要・準要保護児童援助事業

経済的な理由により小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の負担に困っている世帯に対し、費用の一部を援助しています。利用児童数は、令和5年度は274人で令和元年度より41人増加しています。利用生徒数は、令和5年度は192人で令和元年度とほぼ横ばいで推移しています。



資料：学校教育課

3 アンケート調査の結果概要

(1) 調査概要

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づき、「第3期鯖江市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て生活の実態や就労状況、子育て支援に関するニーズや意見を把握するために、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査の概要は、以下のとおりです。

①対象

就学前児童（小学校入学前までの子ども）がいる保護者	1,050人
小学生の子どもがいる保護者	1,160人

②実施期間

令和6年1月29日（月）～2月18日（日）

③実施方法

郵便による配布・回収（ロゴフォームでの回答も可能）

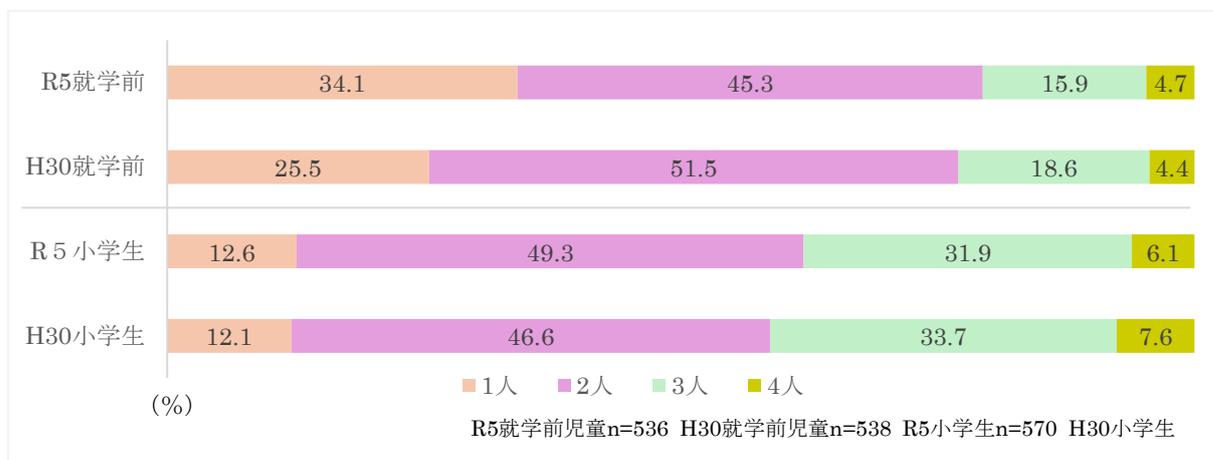
④回収状況（有効回答）

回収数	就学前児童がいる保護者	549件	52.2%（前回より+2.6%）
	小学生の子どもがいる保護者	596件	51.3%（前回より-2.9%）

(2) 調査結果

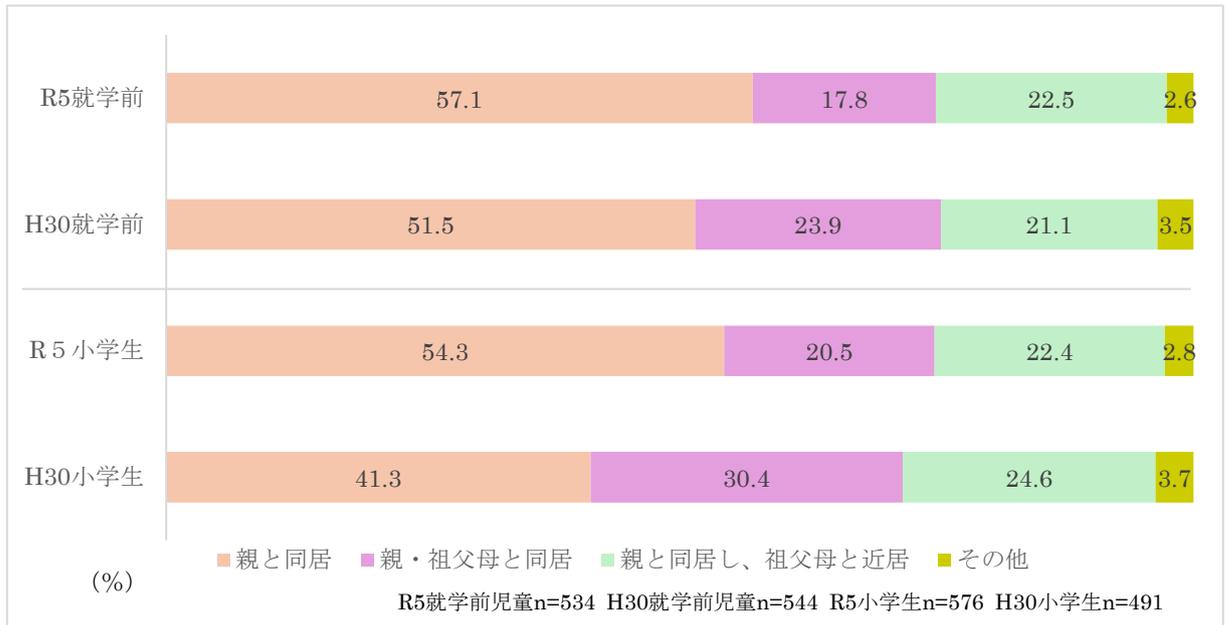
①世帯における子どもの数

きょうだいの数は、「2人」が最も多く、就学前で45.3%、小学生で49.3%となっています。次いで就学前で「1人」、小学生では「3人」となっています。平成30年の調査と比較すると、「3人以上」が減少しています。



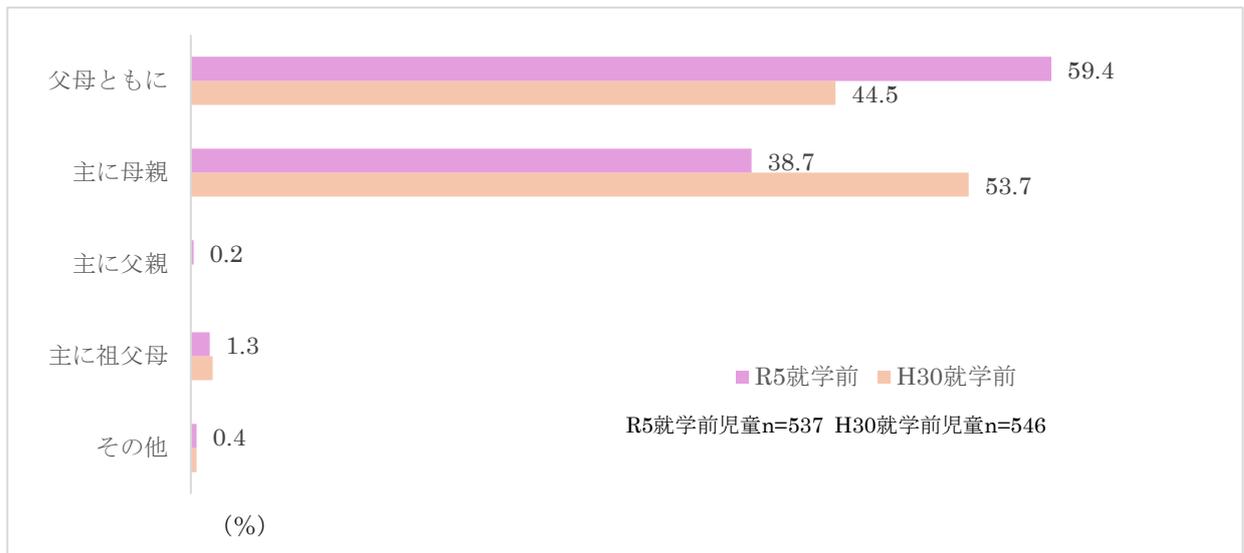
② 同居・近居

「親と同居」（核家族世帯）は就学前児童57.1%、小学生54.3%と最も多く、平成30年の調査と比べて増加しています。また「親・祖父母と同居」が平成30年の調査と比べて減少しており、核家族化が進んでいます。



③ 子どもの身の回りの世話を主にしている者

子どもの身の回りの世話を主にしている者について、最も多いのは「父母ともに」が59.4%で、次いで「主に母親」が38.7%となっています。平成30年の調査と比較すると、「父母ともに」の割合が14.9%増加し、「主に母親」の割合は15.0%減少しています。

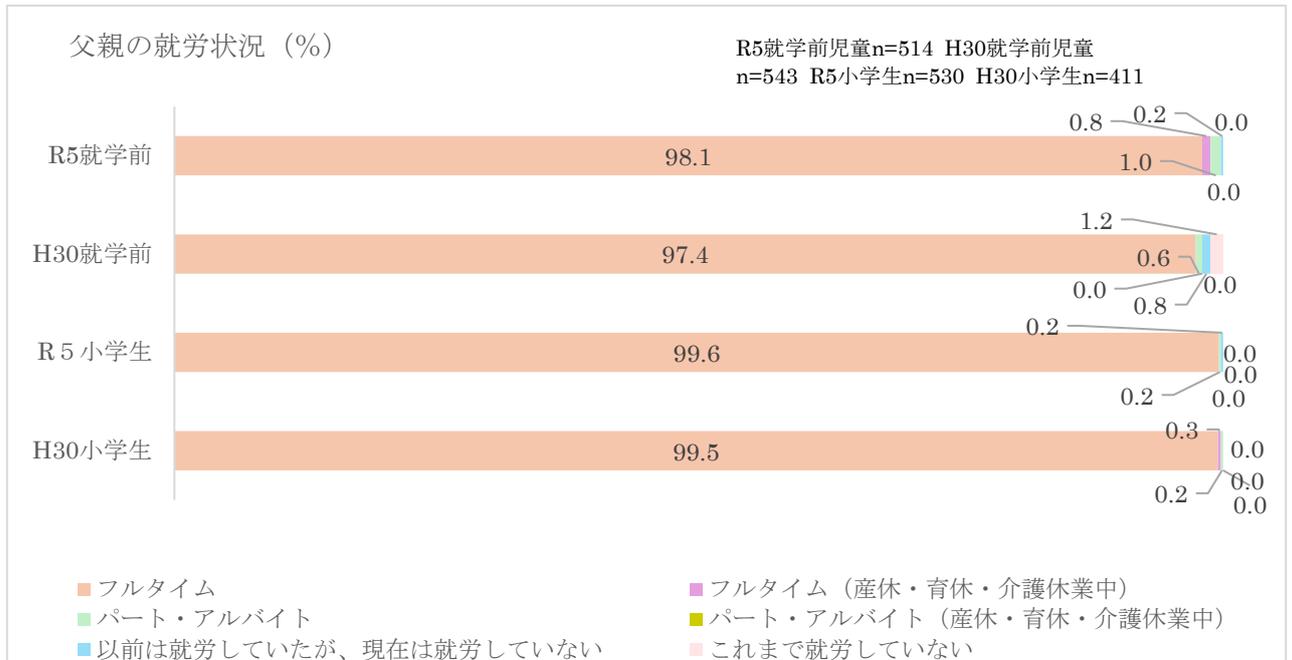
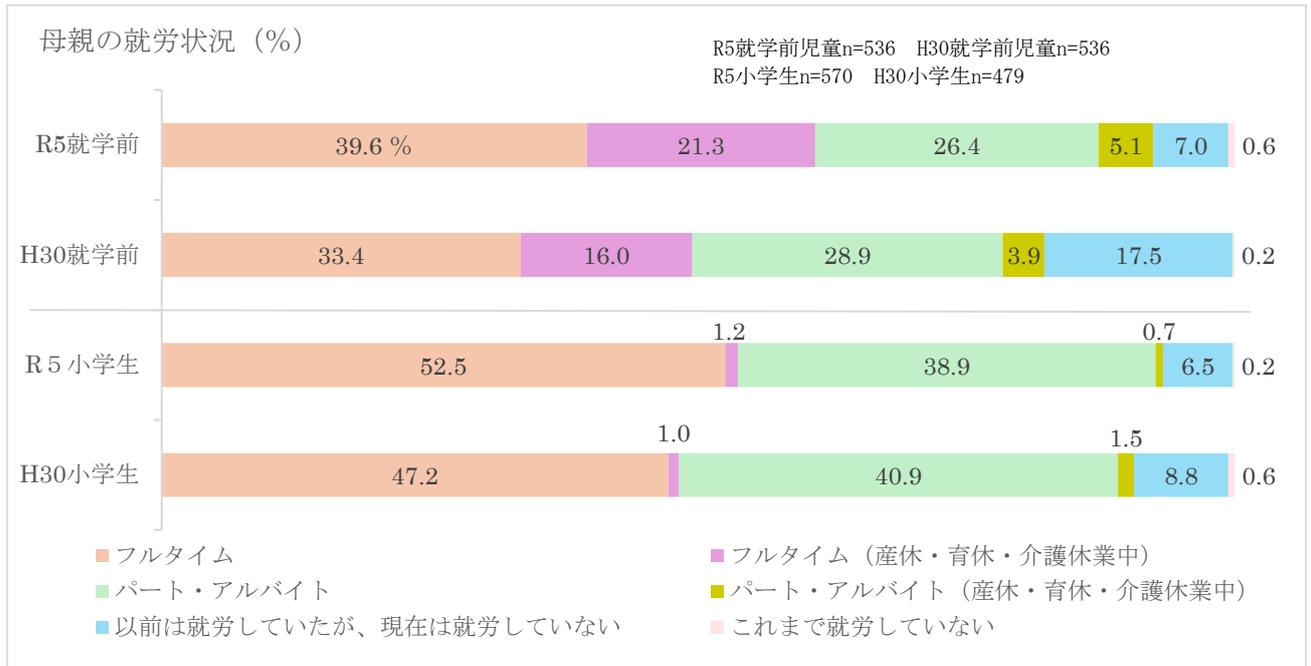


④ 子育てと仕事の両立

④-1 母親、父親の就労状況

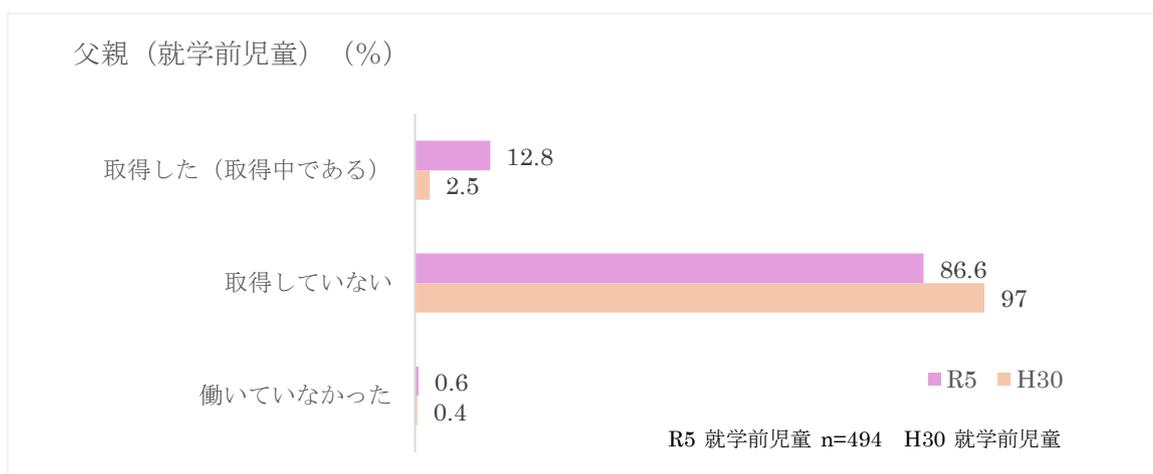
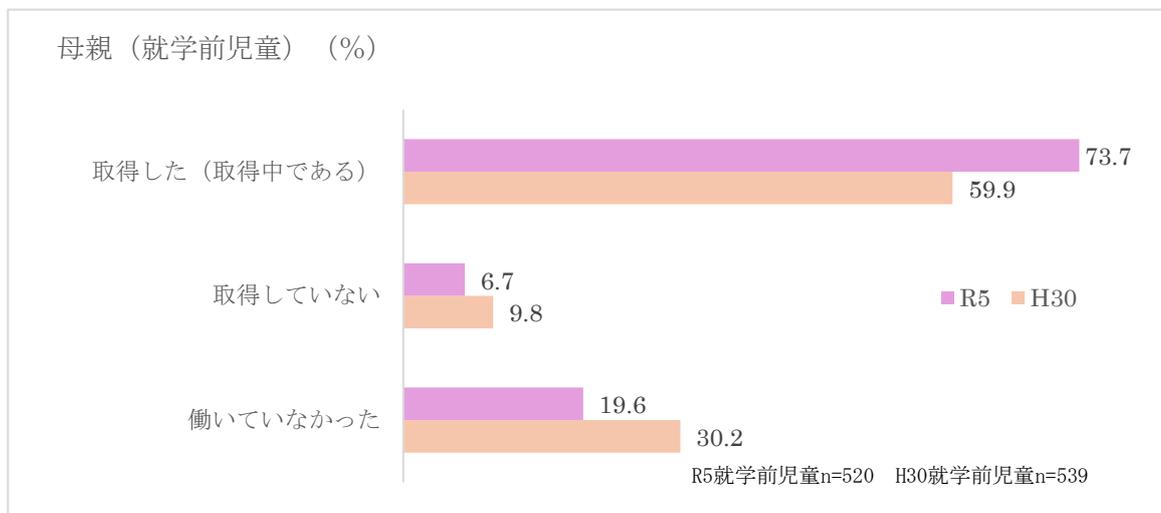
母親の就労状況については、「フルタイム」あるいは「フルタイム（産休等）」と答えた割合が就学前では60.9%、小学生では53.7%となっており、次いで「パート」あるいは「パート（産休等）」が就学前で31.5%、小学生で39.6%となっています。平成30年と比べて、「フルタイム」あるいは「フルタイム（産休等）」と答えた割合は増加しています。

父親の就労状況は、ほぼ「フルタイム」です。



④-2 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について「取得した（取得中である）」と回答した割合は、母親 73.7%、父親 12.8%となっており、平成 30 年の調査と比較すると増加しています。



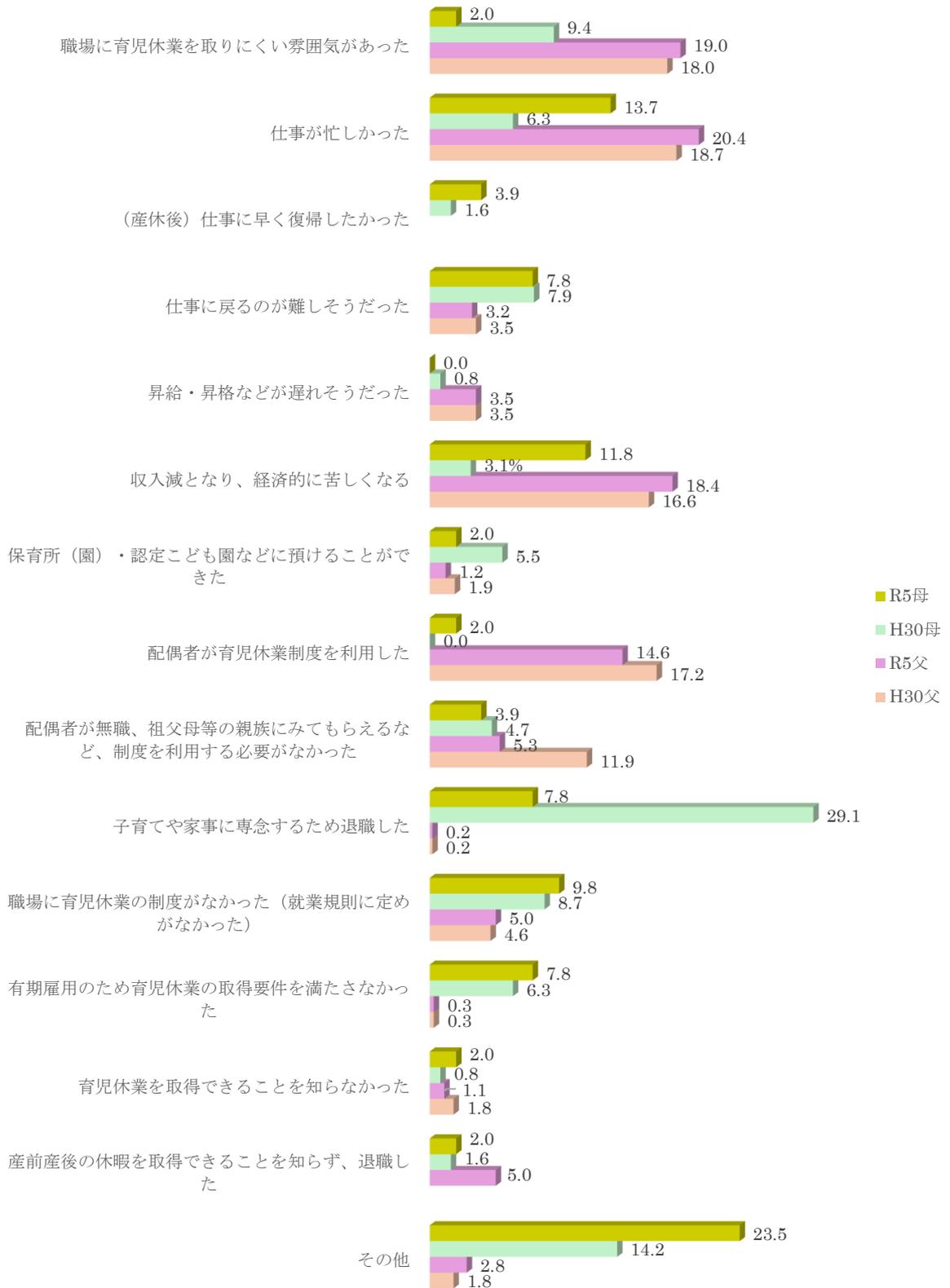
④-3 育児休業を取得しなかった理由

育児休業を取得しなかった理由については、母親の場合「仕事が忙しかった」が最も多く 13.7%、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」11.8%で、平成 30 年より増加しています。なお、「子育てや家事に専念するため退職した」7.8%は平成 30 年より減少しています。

父親の場合、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」が平成 30 年の調査と比較すると増加しています。表は次ページのとおりです。

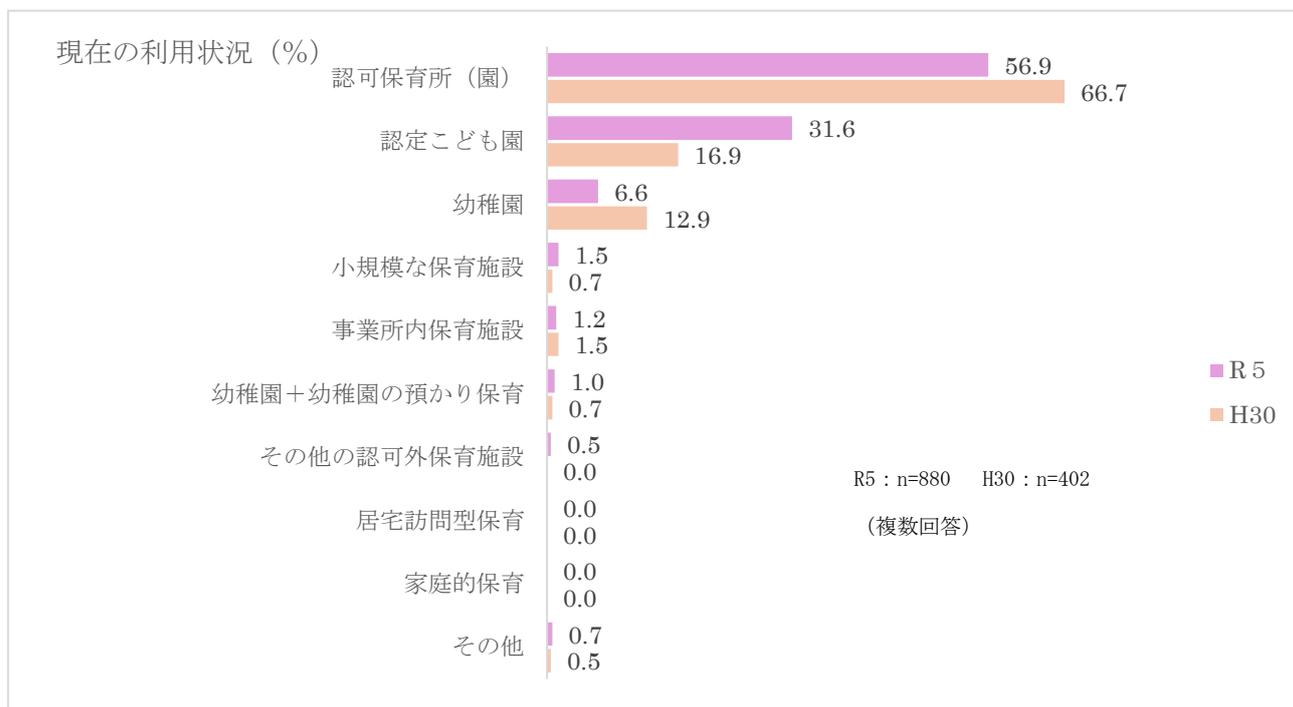
育児休業を取得しなかった理由（就学前児童の父母）（％）

R5 父 n=461 H30 父 n=1003
 R5 母 n=697 H30 母 n=127
 (複数回答)

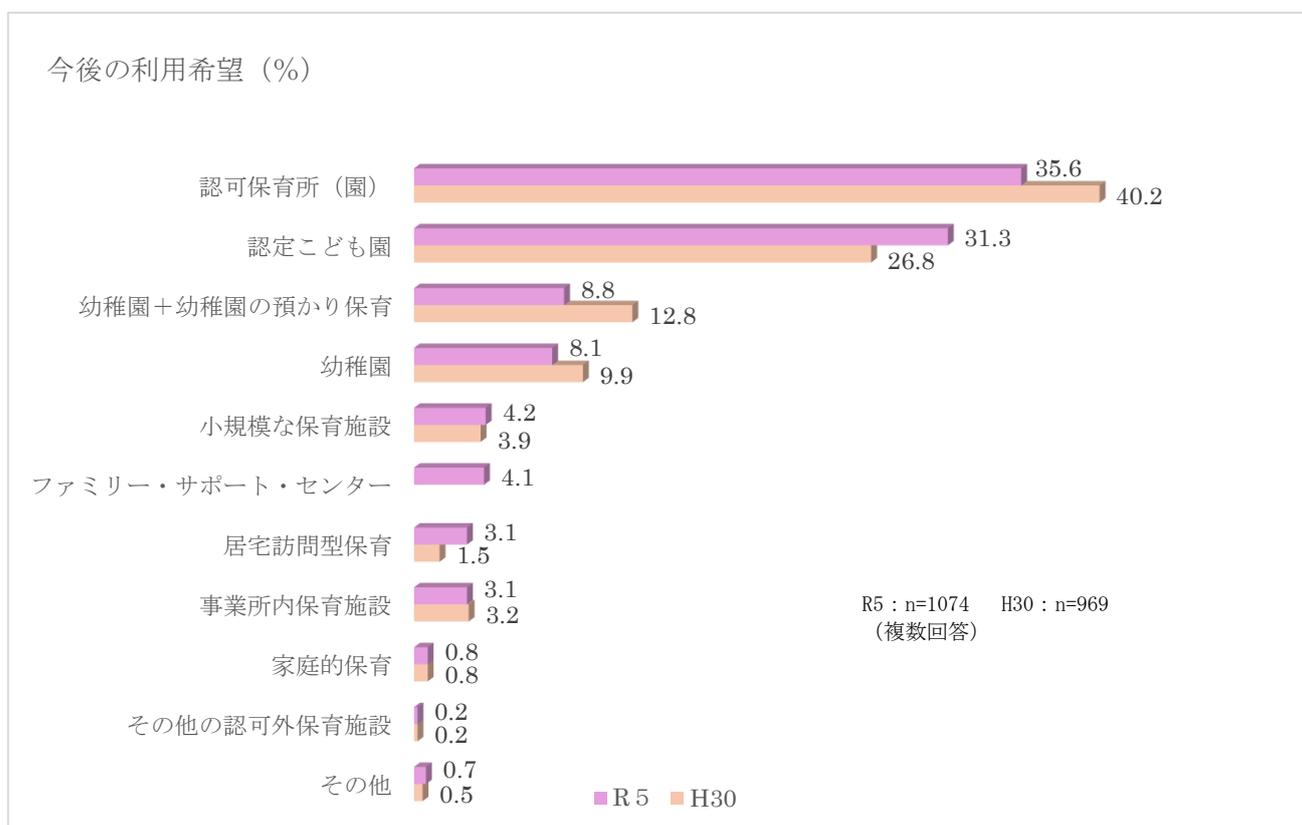


⑤ 就学前教育・保育施設の利用状況

現在の教育・保育施設の利用施設は、「認可保育所」が56.9%、次いで「認定こども園」が31.6%となっています。



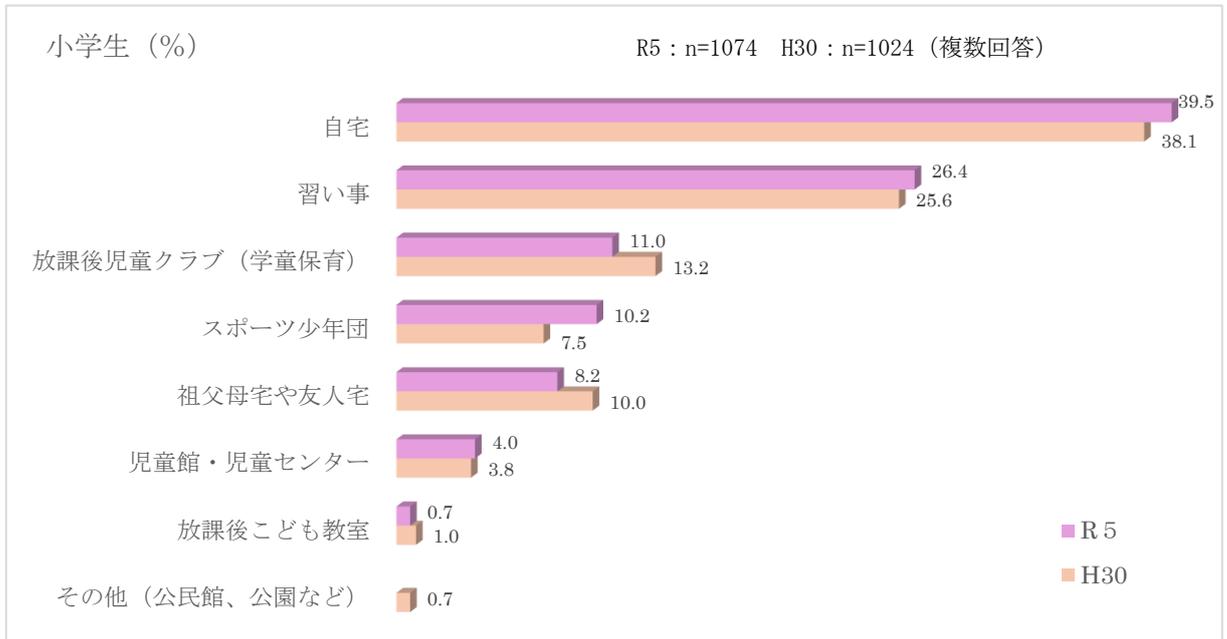
今後の教育・保育施設の利用希望は、平成30年の調査と比較すると、認可保育所(園)と幼稚園(預かり保育含む)は利用希望の割合は減少し、認定こども園の利用希望の割合は増加しています。



⑥ 放課後の過ごし方

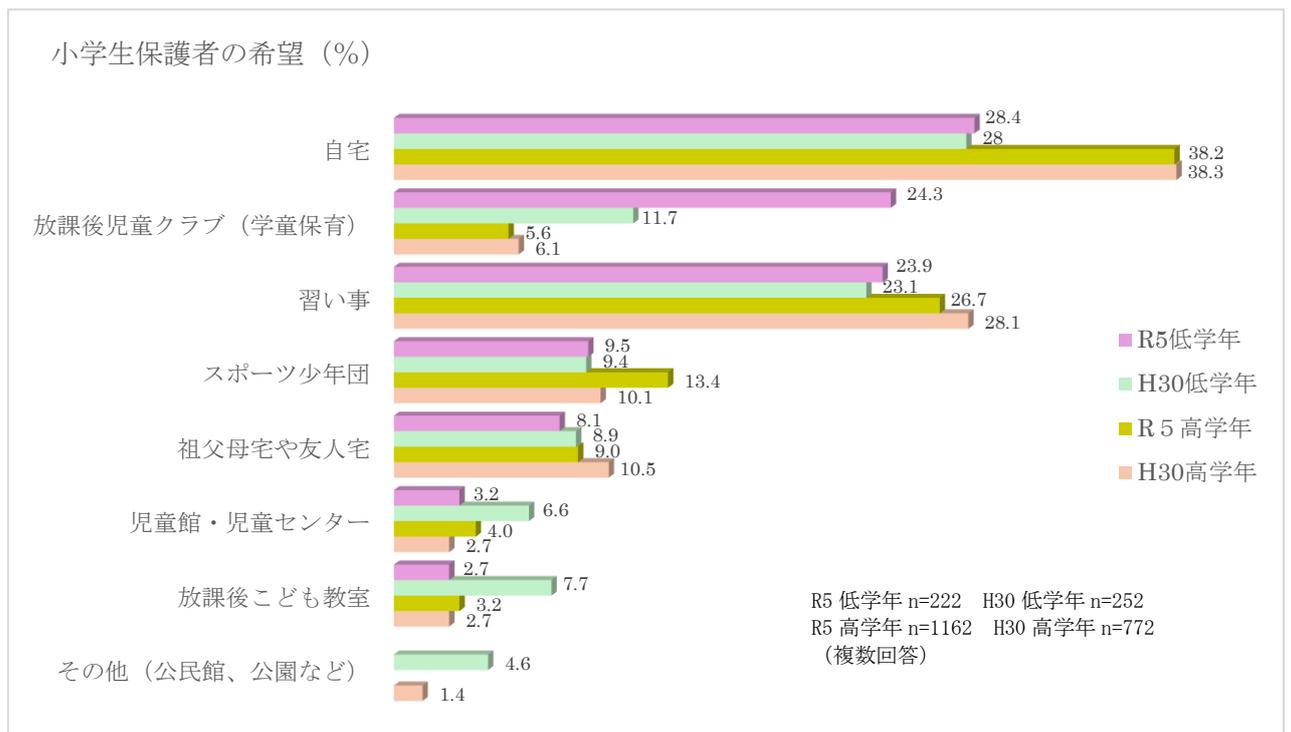
⑥-1 小学生の過ごし方

小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「放課後児童クラブ（学童保育）」です。平成30年と比べて「スポーツ少年団」「自宅」「習い事」が増えています。



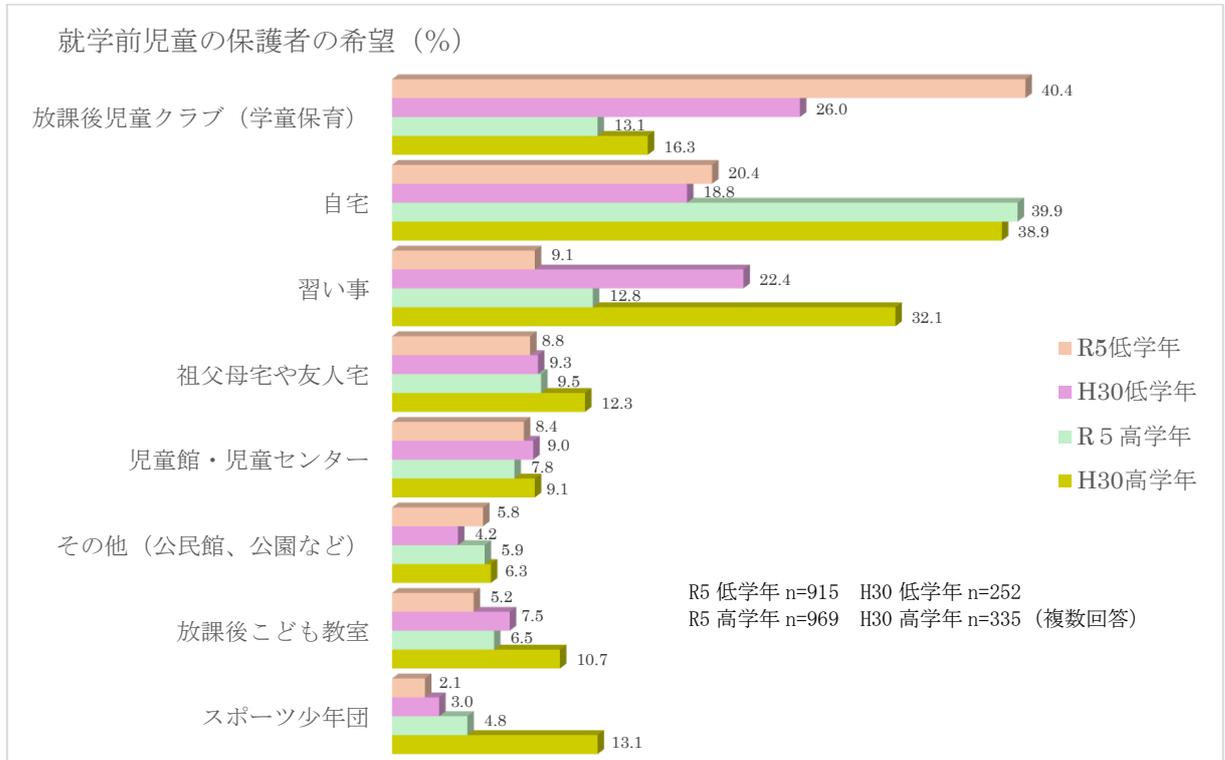
⑥-2 小学生の保護者の希望

小学生の保護者の希望としては、低学年のうちは「自宅」が最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」「習い事」の順です。高学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」「スポーツ少年団」となっています。



⑥-3 就学前児童の保護者が希望する就学後の放課後の過ごし方

就学前児童の保護者が希望する就学後の放課後の過ごし方としては、低学年のうち「放課後児童クラブ（学童保育）」、次いで「自宅」を希望する者が多く、いずれも平成30年より増えています。高学年になったら「自宅」次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」を希望する者が多いです。

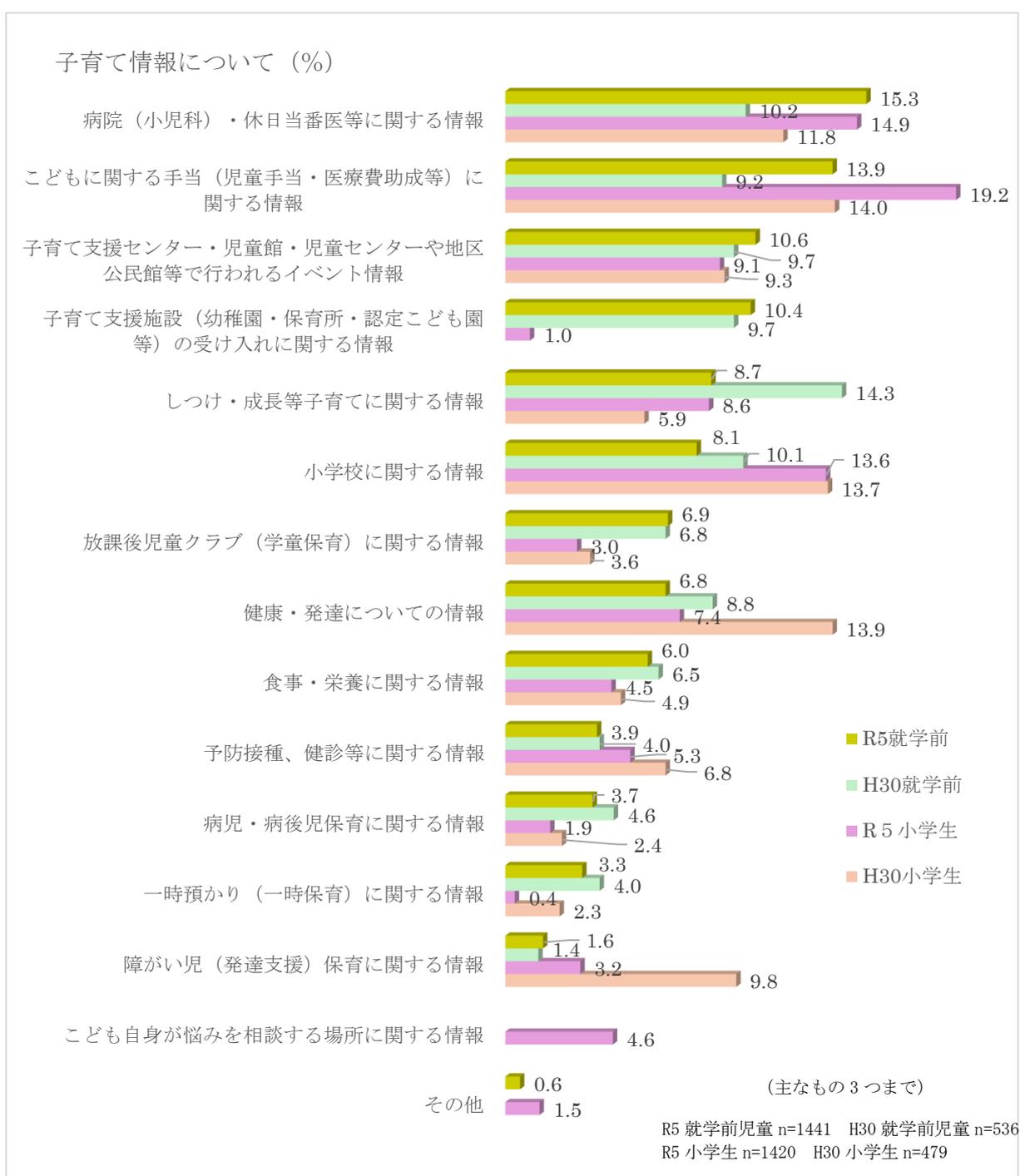


⑦ 子育て情報について

どのような子育て情報が知りたいかについては、就学前児童では「病院（小児科）・休日当番医に関する情報」が最も多く、次いで「こどもに関する手当（児童手当・医療費助成等）に関する情報」「子育て支援センター等で行われるイベント情報」となっており、いずれも平成30年調査時より多くなっています。

小学生では「こどもに関する手当（児童手当・医療費助成等）に関する情報」が最も多く、次いで「病院（小児科）・休日当番医に関する情報」となっており、いずれも平成30年調査時より多くなっています。

なお、「こども自身が悩みを相談する場所に関する情報」については、令和5年度から選択肢に追加されました。

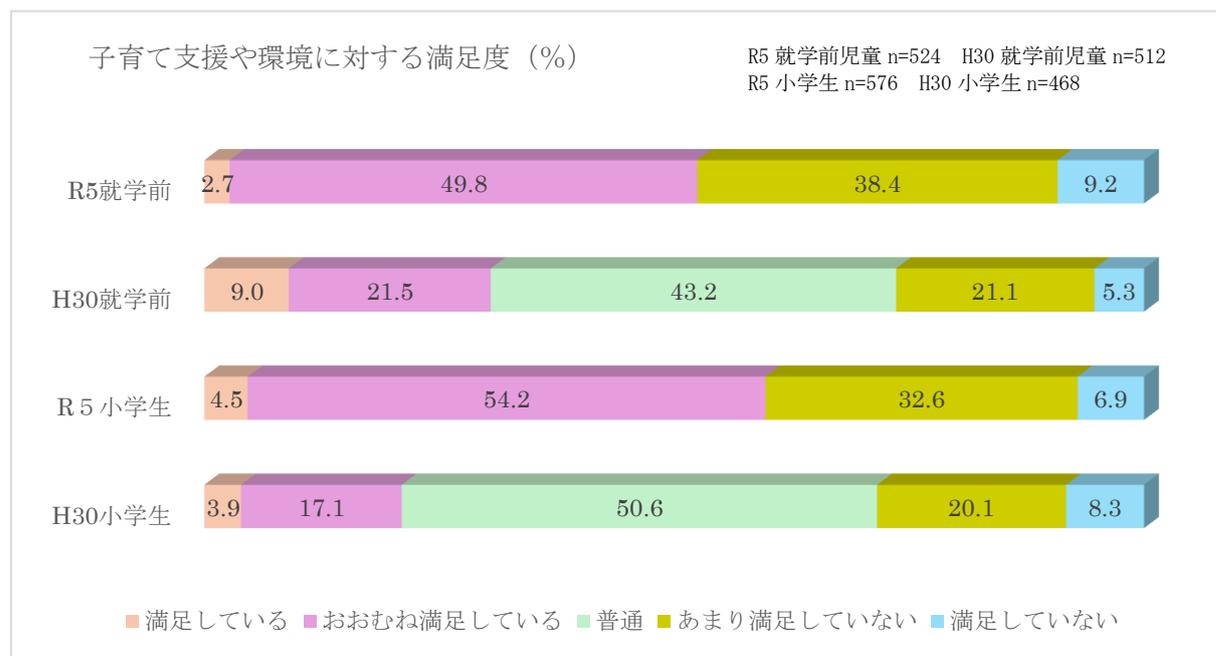


⑧ 子育て支援について

本市の子育て環境や支援について、「満足」及び「おおむね満足」を合算した割合は、就学前児童52.5%、小学生58.7%となっています。

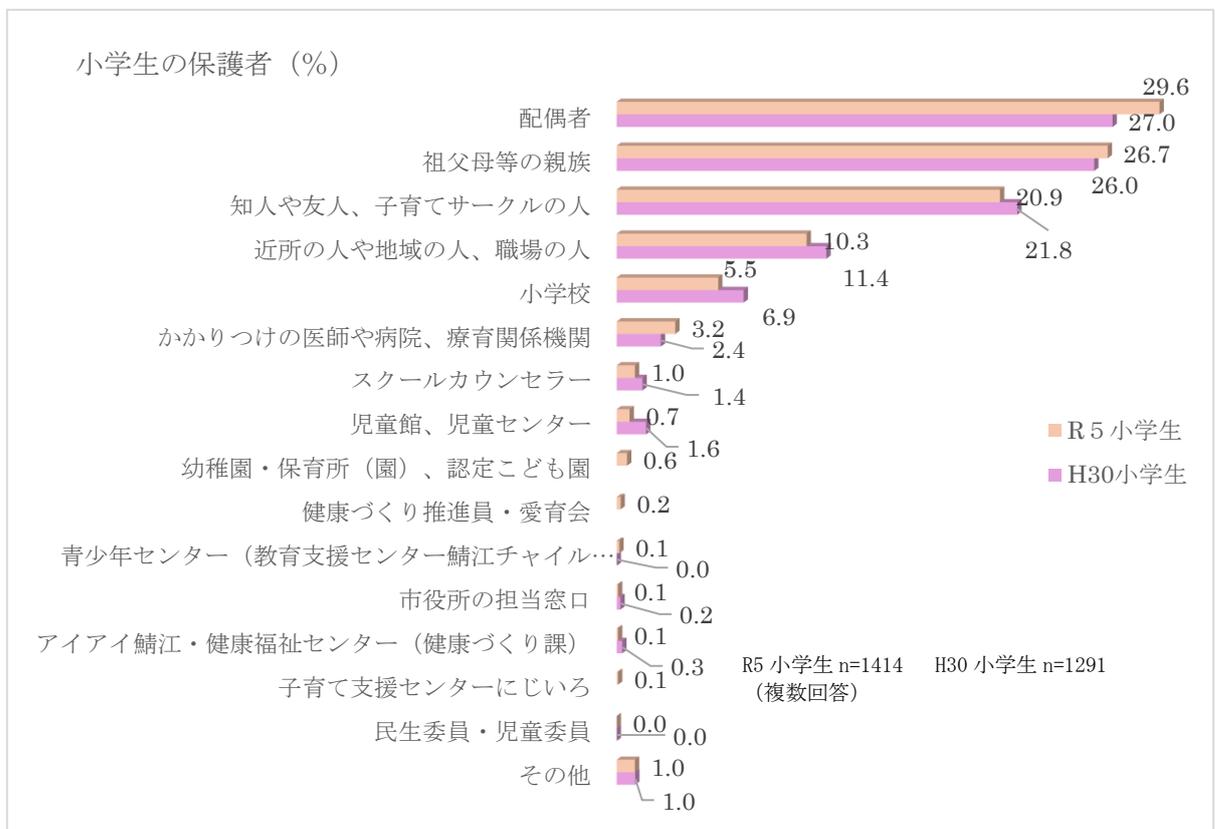
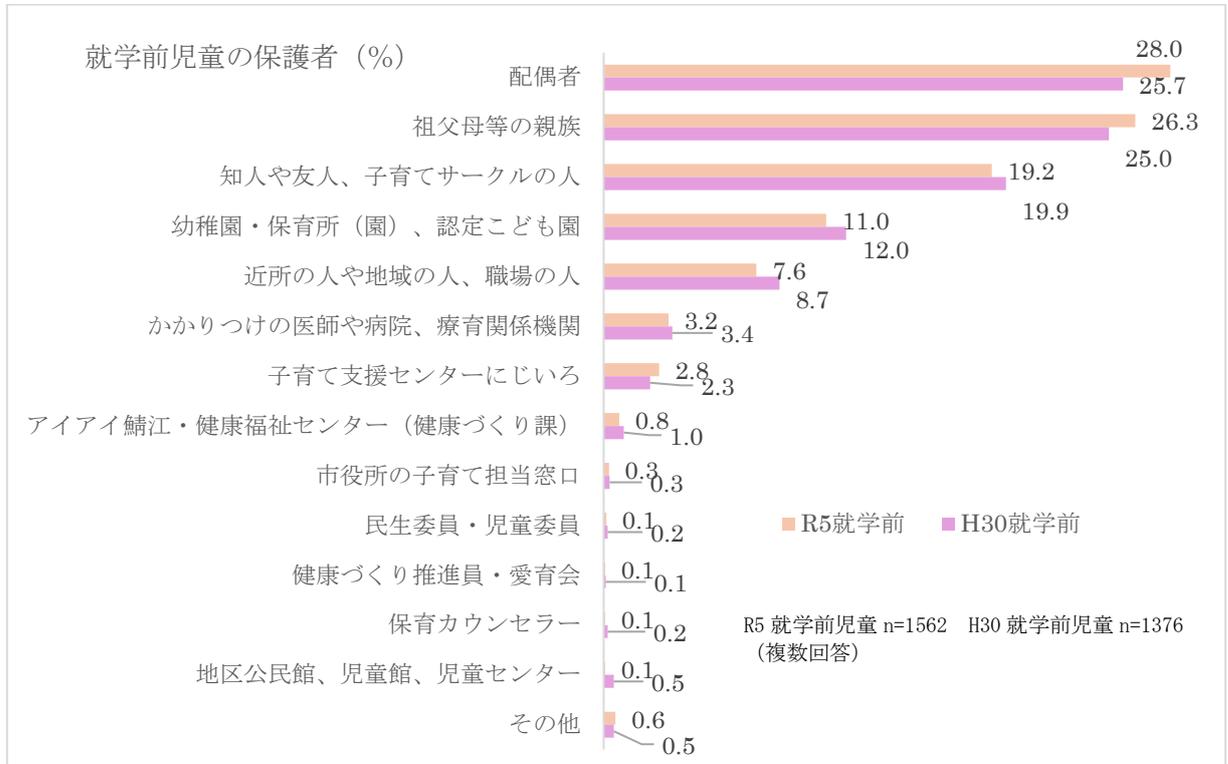
「満足していない」の割合を平成30年と比較すると、就学前児童は増加していますが、小学生では減少しています。

なお、令和5年調査の選択肢は、「満足」「おおむね満足」「あまり満足していない」「満足していない」の4択に変更しました。



⑨ 子育てに関する相談相手について

子育てに関する相談相手については、就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに「配偶者」「祖父母等の親族」の順となっており、平成30年より増加しています。次いで「友人や知人、子育てサークルの人」「幼稚園・保育所（園）・認定こども園」や「近所の人や地域の人、職場の人」となっており、身近な人に相談していることが伺えます。

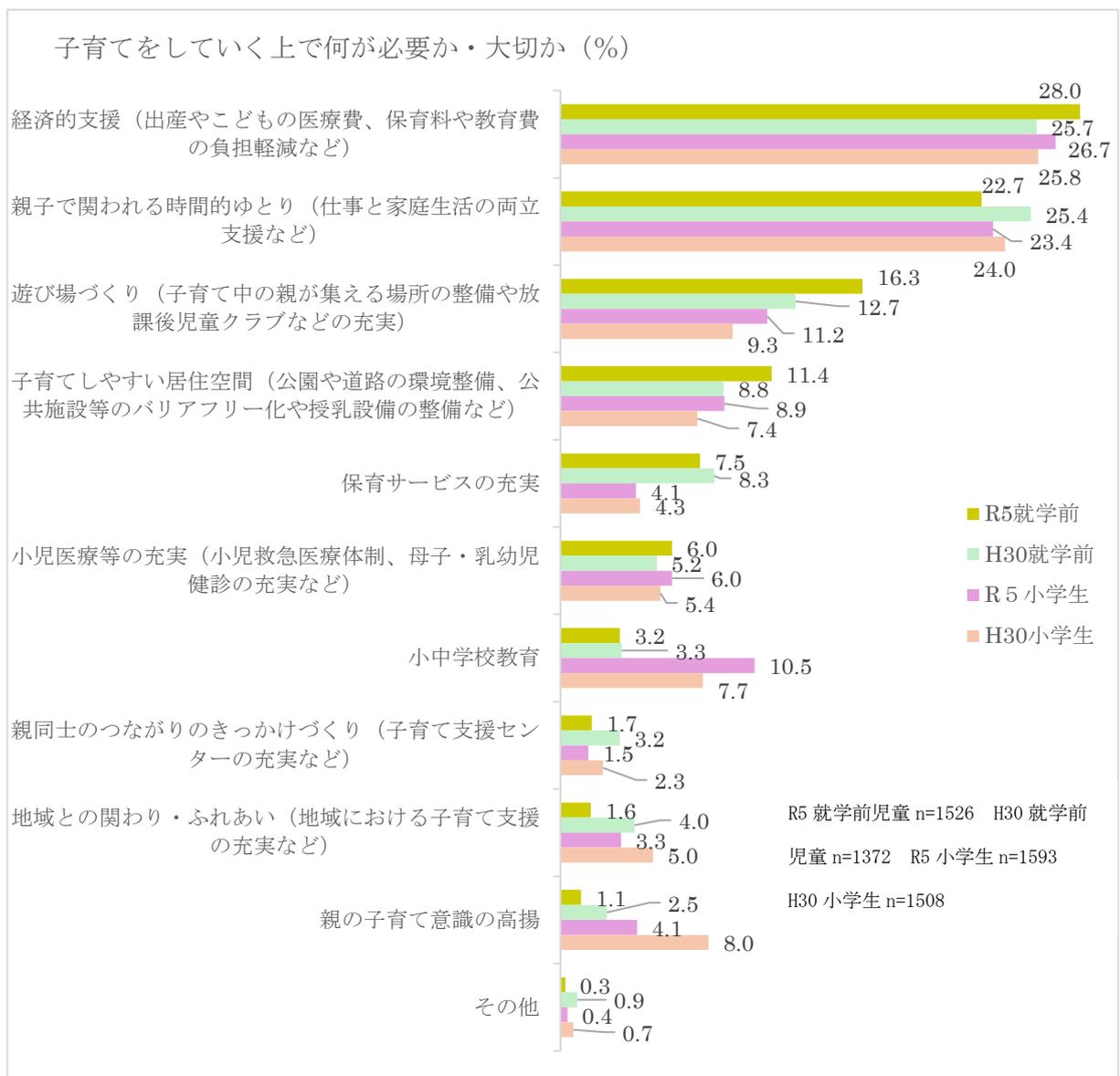


⑩子育てをしていく上で何が必要か・大切か

子育てをしていく上で何が必要・大切と考えるかについては、「経済的支援（出産やこどもの医療費、保育料や教育費の負担軽減など）」や「親子で関われる時間的ゆとり（仕事と家庭の両立支援など）」と答えた割合は、就学前児童・小学生ともにいずれの年も高いです。

就学前児童・小学生ともに、平成30年より増加した項目は、「経済的支援」「遊び場づくり（子育て中の親が集える場所の整備や放課後児童クラブなどの充実）」、「子育てしやすい居住空間（公園や道路の環境整備、公共施設等のバリアフリー化や授乳設備の整備など）」、「小児医療等の充実（小児救急医療体制、母子・乳幼児健診の充実）」となっています。

一方で、就学前児童・小学生ともに、平成30年より減少した項目は「親子で関われる時間的ゆとり」、「保育サービスの充実」、「地域との関わり・ふれあい」、「親同士のつながりのきっかけづくり」、「親の子育て意識の高揚」です。



4 「こども計画」策定に向けた課題

(1) こどもの権利を守り生かすことへの支援

- 全てのこども・若者が自立した個人として、ひとしく健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できるためには、その権利の保障が図られる必要があります。

取組：第3章

基本目標Ⅰ「全てのこどもの権利保障を推進」

(2) 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供

- 3歳未満児の入園希望や障がい児・気かり児の増加により、慢性的な保育士不足の状態が続いており、待機児童がいつ出てもおかしくない逼迫した状況であるため、多方面に渡る効果的な解決策が必要です。
- 1号認定児（幼稚園・認定こども園短時部利用）の減少は著しく、今後も認定こども園化や施設の統廃合等を視野に入れた検討を進める必要があります。

取組：第3章

基本目標Ⅳ「こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実」

(3) 成長の発達過程にある者への切れ目ない支援

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向け、「こども家庭センター」を拠点に母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制を更に強化します。また、心身ともに不安定になりやすい妊娠中・産後及び乳幼児期にわたり、関係機関と連携しながら、こどもと子育て当事者への支援を引き続き行う必要があります。
- 思春期、妊娠、出産のライフステージに応じて、男女とも性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理が行えるように促す取り組みも必要です。
- 地域のつながりが希薄化する中、全てのこどもが気軽に安心して学習や活動などを行える居場所の確保が求められています。引き続き、放課後児童クラブの安全・安心な居場所を提供するとともに、こどもたちが放課後の豊かな時間を過ごすことができるよう、人材確保や質の向上など、更なる充実に取り組みます。また、家庭や学校以外に社会とのつながりを持てる居場所も必要です。

取組：
第3章

基本目標Ⅱ「こどもの健やかな成長・発達の支援」

基本目標Ⅲ「安心してこどもを産み、ゆとりをもって子どもと向き合うための支援」

基本目標Ⅳ「こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実」

(4) 安心してこどもを生み、親として成長することへの支援

- 子育てに関する身体的・精神的にも経済的にもゆとりをもって子育てができる環境は、こどもと向き合う時間を充実させることにもつながります。育児の過度な負担感等を軽減できるよう支援を継続するとともに、子育て当事者が親としての成長をしていけるよう、相談支援や情報提供の充実など、子育て支援の質の維持・向上が必要です。
- 親子が孤立せず、地域の多様な大人と接することが出来るように、子育て中の人との交流や親子同士で交流できる機会、さらに父親の育児参加も必要です。引き続き、親子の集いの場や身近な地域における親子の居場所（遊び場）の充実に取り組みます。

取組：
第3章

基本目標Ⅲ「安心してこどもを産み、ゆとりをもってこどもと向き合うための支援」
基本目標Ⅴ「地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進」

(5)地域全体での子育て支援

- 行政の支援に加え、子育て中の親子が孤立することなく、地域の多様な担い手に支えられていると実感できるよう、こども・子育て当事者を社会全体で応援する地域の機運の醸成が重要です。
- 核家族世帯の増加や親・祖父母の就労により、地域での子育て支援の手を必要としているが、担い手が不足しています。
- 仕事と子育ての両立を支援するため、引き続き放課後児童クラブの実施場所を一定数確保し、利用者が多様な体験や学びができるよう支援の質の維持・向上の必要があります。
- 本市は共働きの率が県内で最も高いため、母親・父親ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりについて、男性の育児休業制度の利用促進を含めた、市民への啓発や企業との連携など、社会全体での取り組みが必要です。
- 子育てに関するわかりやすい情報発信も必要です。

取組：第3章

基本目標Ⅴ「地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進」

(6)特別な配慮が必要な児童への支援

- 近年、支援を必要とする児童・生徒が増えてきているため、引き続き、きめ細やかな支援の推進が必要です。障がいや発達に遅れなどのあるこどもとその家庭及び社会的自立に困難を有するひきこもり状態のこども・若者への総合的な支援が必要です。
- 児童虐待の新規相談件数が年々増加する中、国が示す「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等を踏まえ、引き続き、児童虐待防止対策の総合的な取組が必要です。

取組：
第3章

基本目標Ⅰ「全てのこどもの権利保障を推進」
基本目標Ⅱ「こどもの健やかな成長・発達の支援」
基本目標Ⅵ「全ての若者の社会的自立に向けた支援」

(7)こどもの将来が生まれ育った環境に左右されないための支援

- 厚生労働省「国民生活基礎調査」によると、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は、2021年（令和3年）は11.5%となっており、特にひとり親家庭は44.5%と高くなっています。ひとり親家庭の増加に伴い、支援を要する世帯が増えることが予想されます。こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、保健、教育、育児支援、親の就労支援など、引き続き幅広いサポートが必要です。
- ヤングケアラーの問題はこども本人が自覚しづらい場合もあり、顕在化しづらいことから、教育・福祉等の関係者が状況共有・連携して、早期発見することが大切です。また、こどもの気持ちに寄り添いながら、家族まるごと支援する視点での対策が必要です。

取組：
第3章

基本目標Ⅰ「全てのこどもの権利保障を推進」
基本目標Ⅲ「安心してこどもを産み、ゆとりをもってこどもと向き合うための支援」

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来あるこどもの健やかな成長・発達を地域全体で支え合い、
こどもの笑顔があふれるまち鯖江

令和6年3月に改訂された鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略の中で、基本目標Ⅲに、「育てやすい暮らしやすいまちをつくる」とし、基本施策には「安心して結婚・出産・子育てができるまち」「自分らしく働き、子育てできるまち」「子どもがいきいきと過ごすまち」と掲げています。

令和7年4月施行の「鯖江市こどもの権利条例」（以下、条例といいます。）は、子どもに関わるすべての人がこどもの権利を大切にし、それぞれの生活や活動に生かすことにより、こどもの権利を大切にし、子どもが幸せに過ごせるまちづくりを目標にしています。子どもたちが健やかに成長できるよう、地域全体でこどもの最善の利益を考え、成長・発達を支えていくことが大切です。

また、子育て当事者においては、身体的・精神的・経済的にゆとりをもって過ごすことは、子どもと向き合う時間の充実につながります。これは、こどもの健全な成長・発達、親子の笑顔、子育ての満足感につながっていきます。

本計画では、第2期子ども・子育て支援事業計画で推進してきた「子どもの育ち 親の育ち 地域で支え合う 子育ての輪」の基本理念や基本的考え方に加え、条例に基づき、誰一人取り残すことなく、すべての子どもが幸せに生きていけるよう、こどもの権利を保障するまちづくりを進めます。また、市民、企業、団体および行政が一体となって、子ども・若者の育ち、親の育ち、子育てをともに支え合うまちづくりを進めます。

2 計画策定の視点

本計画では、基本理念のもと、次の3つの視点を大切に、施策を推進していきます。

（1）こどもの最善の利益を尊重する視点

子どもは生まれながらにして、一人ひとりかけがえのない存在であり、権利をもつ主体です。あらゆる場面で、こどもの権利を大切にするとともに、こどもの視点に立って、子どもとともに最善の方法は何かを一緒に考え、こどもの最善の利益を重視する視点で、施策・事業を推進します。

（2）切れ目ない支援と予防・早期発見・早期対応の視点

妊娠・出産・子育て期、子どもから若者のすべてのライフステージにおいて、多様な取組を切れ目なく推進し、様々な困難の予防や早期発見、早期対応に努めます。また、切れ目のない支援を行うため、必要なケースに確実にアプローチするようアウトリーチの視点で実効性のある支援を行います。

（3）地域全体で子ども・若者、子育て当事者を支え合う視点

家庭、地域、関係機関、行政等が連携・協働し、見守り・声かけ・助け合いによる地域の力や関係機関による支援のネットワークを活用しながら、地域全体で子ども・若者、子育て当事者の

育ちを支え合い、育ち合う地域づくりを推進します。

3 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、第2章に示した「こども・若者・子育て当事者を取り巻く状況」を踏まえ、以下の6つの基本目標を掲げました。この基本目標ごとに基本施策、各事業を位置づけ、総合的にこども施策を推進していきます。

基本目標 I 全てのこどもの権利保障を推進

こどもの育ちを地域全体で支え、こどもが安心して健やかに成長・発達できるまちづくりを推進するため、こどもの権利について地域全体で理解を深める取組を行います。また、児童虐待など権利侵害の防止に向けた取組を行います。

基本目標 II こどもの健やかな成長・発達の支援

こどもの心身の健康づくりに取り組みます。また、こども一人ひとりの発達段階や特性に応じた成長・発達を支援するため、切れ目のない支援に取り組みます。

基本目標 III 安心してこどもを産み、ゆとりをもってこどもと向き合うための支援

子育て当事者が身体的・精神的・経済的なゆとりがもてるように、子育て支援に努めます。また、ひとり親家庭への自立支援やこどもの貧困対策等も行います。

基本目標 IV こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実

すべてのこどもが、豊かな心と健やかな身体を育み、調和がとれた人として成長できるよう、教育・保育の質の向上と施設環境の整備に取り組みます。

基本目標 V 地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進

仕事と子育ての両立ができるよう、事業主、地域住民、関係団体などと連携を密にし、広報・啓発や情報提供の充実を図り、子育てしやすい働きやすい環境づくりを推進します。

基本目標 VI 全ての若者の社会的自立に向けた支援

若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア教育や就労支援等を推進します。また、多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚や出産を望む人に対して、希望に応じた支援を進めます。

こども・若者がどのようなライフステージでも健康的に生活できるよう、情報提供や相談支援を行います。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	主な取り組み	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	
未来ある子どもの健やかな成長・発達を地域全体で支え合い、子どもの笑顔があふれるまち鯖江	I 全てのこどもの権利保障を推進	①こどもの権利の理解促進	こどもの権利の普及啓発 こどもの権利に関する情報発信	●	●	●	●	●	●	
		②こどもの意見表明と社会参加	鯖江市こども計画についての情報発信 アンケート等でこどもの意見を聴取	●	●	●	●	●	●	
		③こどもの権利侵害の防止	①児童虐待等の対応 ②不登校・いじめ・その他困難な状況にあるこどもとその家庭への支援	●	●	●	●	●	●	
	II こどもの健やかな成長・発達の支援	①こどもの健康の支援	①健診や予防接種などの保健・医療の提供 ②こどもの運動・食育の推進 ③学童期・思春期の保健対策の推進	●	●	●	●	●	●	
		②障がいや発達に遅れなどがあり、支援が必要なこどもとその家庭への支援	保育園や学校等での支援や教育の充実 経済的支援	●	●	●	●	●	●	
	III 安心してこどもを産み、ゆとりをもってこどもと向き合うための支援	①妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実	健診、相談支援体制の充実 母子の健康増進	●	●					●
		②子育て支援サービスの充実	地域子ども・子育て支援事業 子育て支援情報の提供	●	●	●	●			●
		③経済的支援の充実	児童手当、医療費助成、 幼児教育・保育の無償化等	●	●	●	●	●		●
		④ひとり親家庭への支援	各種助成事業、就労支援等	●	●	●	●			●
		⑤こどもの貧困対策の推進	教育支援、就労支援、相談支援等	●	●	●	●	●		●
	IV こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実	①年齢に応じた多様な遊びや体験活動の支援	多様な体験や交流の機会	●	●	●	●	●	●	●
		②乳幼児期の教育・保育の充実	主体性を育む乳幼児教育の推進 多様な教育や保育サービスの充実 支援が必要なこどもへの対応 保育士の確保等	●	●					●
		③質の高い学校教育の推進	小学校、中学校での実践的、体験的な学習			●	●			●
		④鯖江への愛着心と誇りの醸成	ふるさと鯖江に関する学習の機会				●	●		
		⑤放課後の過ごし方と居場所支援	放課後児童クラブ、居場所づくり		●	●	●	●	●	●
	V 地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進	①こどもの健やかな成長を見守るネットワークの充実	子育て支援ネットワーク 子育てサポーター活動	●	●	●	●	●	●	●
		②地域での子育て支援	公民館活動など地域住民との交流を通じた支援	●	●	●	●	●	●	●
		③こどもが過ごしやすい安全・安心な環境の確保	道路や公園の安全管理 交通安全や見守り活動	●	●	●	●	●	●	●
		④多様な働き方に対応できる環境	ワークライフバランスの推進	●		●	●	●	●	●
	VI 全ての若者の社会的自立に向けた支援	①全ての若者に対する社会参画の支援	キャリア教育、婚活支援	●		●	●	●	●	●
		②悩みや不安を抱えるこども・若者とその家庭に対する支援	社会的自立に困難を有する若者への支援 こども・若者とその家庭への切れ目のない相談支援	●	●	●	●	●	●	●

5 施策の展開

各施策を推進する主な事業を掲載します。

●事業の見方

番号	事業名	事業概要	担当課										
			再掲番号										
通し番号		事業の目的や取組内容を記載しています。											
			<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								

事業の対象となる年齢区分を表しています。

複数の施策に掲載されている事業は、再掲番号を記載しています。

●本計画の基本目標とSDGsとの関係

本市は、鯖江市デジタル田園都市構想総合戦略の横断的方針「持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を軸として、SDGsの目標達成に向けて取り組んでいます。

本計画の推進においても、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、市民や企業など様々な担い手と連携しながら、各施策・事業を進めます。

本計画に関連する主なSDGsの目標		基本目標					
		I	II	III	IV	V	VI
目標番号	目標名	こどもの権利保障	こどもの成長・発達	子育て当事者への支援	教育・保育等の支援	地域全体で子育て支援	若者支援
1	貧困をなくそう	○	○	○	○	○	
2	飢餓をゼロに	○	○	○	○	○	
3	すべての人に健康と福祉を	○	○	○	○	○	○
4	質の高い教育をみんなに	○	○	○	○		
5	ジェンダー平等を実現しよう	○	○	○	○	○	○
8	働きがいも経済成長も	○		○		○	○
9	産業と技術革新の基盤を作ろう				○		
10	人や国の不平等をなくそう	○	○	○	○	○	○
11	住み続けられるまちづくりを	○	○	○	○	○	
14	海の豊かさを守ろう					○	
15	陸の豊かさを守ろう					○	
16	平和と公正をすべての人に	○		○	○	○	
17	パートナーシップで目標を達成しよう	○		○	○	○	○

基本目標Ⅰ 全てのこどもの権利保障を推進



基本施策1 こどもの権利の理解促進

「鯖江市こどもの権利条例」の趣旨が広く市民に周知されるよう広報・啓発を行うとともに、市民一人ひとりがこどもの権利保障に対する認識を深め、こどもが権利の主体であるという意識が地域社会に浸透するよう、こどもの権利保障の推進に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市こども権利条例

鯖江市人権施策基本方針

《主な事業》

番号	事業名	事業概要	担当課												
			再掲番号												
1	人権教育啓発事業	様々な人権問題について考える機会を作り、相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			21												
2	鯖江市こどもの権利条例の推進	鯖江市こどもの権利条例のわかりやすいパンフレット等を作成し、周知を図ります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
3	こどもの権利の啓発事業	こどもの権利の普及啓発、こどもの権利に関する学習機会の充実を図ります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												

基本目標Ⅰ 全てのこどもの権利保障を推進

基本施策2 こどもの意見表明と社会参加

こどもの権利の一つとして、こどもが意見を表明し、参加する権利があります。全てのこどもが安心して様々な方法で多様な意見を表明し、日常生活のあらゆる場面で社会に参画する機会をもてるように取り組みます。

《関連する条例・計画》

鯖江市こどもの権利条例

子ども・子育て会議条例

《主な事業》

番号	事業名	事業概要	担当課												
			再掲番号												
4	鯖江市こども計画の推進	こどもの社会参画の取り組みとして、鯖江市こども計画概要版を作成し、情報を発信していきます。 <table border="1" data-bbox="778 891 1214 987"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
5	こどもの意見聴取の推進	こどもや若者の意見をこども施策に反映するため、意見の聴取及び意見反映のフィードバック等に努めます。また、小学生、中学生、高校生に、自己肯定感などをアンケートで調査し、日頃の親子関係や生活の様子を調査し、こども施策のニーズを確認します。 <table border="1" data-bbox="778 1200 1214 1296"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												

基本施策3 こどもの権利侵害の防止

①「児童虐待等の対応」

児童虐待に関する相談件数及び対応件数は年々増加しており、こどもの権利が脅かされている状況が続いています。

鯖江市に関わる全ての人がこどもの権利を尊重する理念をもち、それぞれの生活で生かすことにより、こどもの権利を保障し、こどもにやさしいまちづくりを推進する必要があります。こどもの権利条例に基づき、こどもの成長・発達を地域全体で支えていくため、児童虐待防止に関する市民の意識の醸成を目指すとともに、虐待の発生予防、早期発見、早期対応等に努めます。また、母子保健や医療機関等関係機関との連携強化およびこども家庭センターにおける相談体制や支援体制の充実を図ります。

《関連する条例・計画》

—

《主な事業》

番号	事業名	事業概要	担当課												
			再掲番号												
6	要保護児童対策地域協議会設置事業	要保護児童への適切な対応、指導を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、協議会の関係機関との連携強化や情報共有を図ります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			189												
7	こども家庭センターの体制整備	母子保健と児童福祉の一体的な相談体制で、虐待への予防的対応から子育ての悩みを抱える家庭の対応まで、様々なライフステージで切れ目ない支援ができるように関係機関と連携しながら、こどもと子育て当事者をサポートしていきます。また、地域の多様な資源の開拓と活用も検討します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
8	児童虐待発見の通報義務の啓発	児童虐待は、早期発見、早期対応が重要であるため、家庭、地域、保育所等、学校、保健機関、医療機関などにおいて、虐待が疑われる場合に速やかに通告するよう啓発活動を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
9	虐待予防の啓発	体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解について普及啓発を行います。また、児童虐待の未然防止を図るため、11月の児童虐待予防月間キャンペーンに合わせて各種啓発を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												

番号	事業名	事業概要	担当課												
			再掲番号												
10	家庭児童相談員配置事業	<p>児童に関する相談への適切な対応や指導を行うため、家庭児童相談員を配置します。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
11	こども家庭センターサポートプラン作成員配置事業（注）	<p>こども家庭センターにサポートプラン作成支援員を配置し、こどもと子育て当事者との対応によりニーズを把握し、適切なサービスを組み合わせた支援プランを立て、支援を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
12	養育支援訪問事業	<p>若年の妊婦や育児に不安のある子育て当事者、児童虐待等気がかりな家庭に訪問し、育児に対する不安感、負担感の解消を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○		○	こどもまんなか課 子育て支援センター 健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○		○										
			84												
13	子育て支援短期事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	<p>子育て当事者の疾病等の理由により家庭において養育が出来ない時、児童養護施設等で一定期間、こどもを預かり、必要な支援を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			86												
14	家庭支援事業の推進	<p>家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対するサービスとして、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援事業等、地域の実情にあった事業展開を検討していきます。そのことにより、家庭や養育環境を整え、こどもの居場所の確保につながり、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			92												
15	民生委員・児童委員協議会活動	<p>地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			133、190												

（注）サポートプランとは、支援を必要とする妊産婦、こども、子育て世帯に母子保健サービスや子育て支援を確実に届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行うための計画を言います。

基本施策3 こどもの権利侵害の防止

②「不登校・いじめ・その他困難な状況にあるこどもとその家庭への支援」

登校できない諸般の悩みを抱えるこどもに対し、本人が相談しやすい環境づくりやきめ細やかな支援環境づくりに取り組みます。

いじめはこどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為です。いじめの未然防止に取り組むとともに、早期に発見し、一人ひとりの状況にあった適切な対応を行います。

また、日本語の指導を要するこども、自分の性に違和感を感じているこども、周囲の人の理解がないために困っているこどもなど、こどもが抱える様々な悩みや課題は多様化・複雑化しています。悩み、困っているこどもやその家庭に対し、総合的な支援が行えるよう関係機関との連携に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市人権施策基本方針

教育の振興に関する施策の大綱（以下「鯖江市教育大綱」）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
16	スクールカウンセラー 配置事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、子育て当事者の心の悩みに関する相談を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			48、173												
17	スクールソーシャル ワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーが、学校や自宅を訪問し、不登校や非行等の問題行動の解決を図ります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			174												
18	学校生活・学習支援員 配置事業	各小中学校に支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活や学習の支援を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			175												
19	不登校児童生徒自立支 援応援事業	学校へ行けないでいるこどもたちの居場所、学びの場として教育支援センター鯖江チャイルドを運営し、学校復帰や社会的自立を促す支援を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
20	外国籍園児支援事業	保育所等において外国籍児童が安心して過ごすことが出来る環境を整備するため、必要な通訳を配置します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
21	人権教育啓発事業	様々な人権問題について考える機会を作り、相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			1												
22	ヤングケアラーコーディネーター配置事業	ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーに対する支援・指導を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			—												
23	ヤングケアラーの実態把握及び社会的認知度向上のための普及啓発	学校において、アンケートでヤングケアラーの早期把握を行います。ポスターやチラシ等でこどもに啓発を行うとともに、こどもに関わる関係団体等にヤングケアラー対策の周知を図ります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○	○	○										
			—												
24	こどもの居場所づくりの推進	居場所のニーズを把握し、ニーズに合った居場所づくりを検討します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			186、236												

基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長・発達の支援



基本施策1 こどもの健康の支援

①「健診や予防接種などの保健・医療の提供」

こどもの健康の保持・増進のために、健診や予防接種、相談などが受けられる環境を整えます。また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進を図ります。

また、夜間や休日等の救急医療体制が充実されるよう、県の医療計画に基づき小児医療や産科（周産期）医療との連携に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市母子保健計画（第7次鯖江市保健計画（以下「鯖江市保健計画」）内）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
25	母子健康手帳の交付	母子の健康づくりのため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦に対する相談、保健事業の紹介等を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○						健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○															
			71												
26	母子保健相談指導事業	母親と乳児の健康保持と増進を図るため、母子の健康に関する各種保健教育・相談を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			74												
27	産前・産後サポート事業	妊婦等々の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談、早期支援（窓口・電話・訪問相談支援）を行います。特に主治医等との連携のもと、妊娠期からの体調管理と産後早期の介入により適切な育児の指導を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			75												
28	産後ケア事業	退院直後、育児支援を必要とする母子に対し、医療機関・助産施設等で訪問、通所または宿泊で母体ケア、乳児ケア、心身のサポート等を行いながら産後の支援を実施します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			76												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
29	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	子育て当事者の育児不安の軽減や母子の健康増進のため、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師や助産師が訪問し、成長・発達の確認や育児についての相談、情報提供を行います。 <table border="1" data-bbox="799 427 1235 521"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			83												
30	乳児一般健康診査事業	乳児(1か月児、4か月児、9~10か月児)に対して、月齢に応じた成長・発達を確認し、異常の早期発見、早期対応するための健康診査を県内医療機関で個別健診の方法により実施します。 <table border="1" data-bbox="799 730 1235 824"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			82												
31	新生児聴覚スクリーニング検査事業	新生児(出産後おおむね28日まで)に対して、聴覚障害の早期発見のための聴覚検査を行い、聴覚異常があった場合は早期治療を勧めます。 <table border="1" data-bbox="807 981 1243 1075"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			—												
32	幼児健康診査事業	1歳6か月児及び3歳児に対して、身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進を図るため、総合的な健康診査を実施します。また、子育て当事者に対して、こどもの発育発達に必要な知識を周知し、子育て力の向上を支援しています。さらに、子育て当事者の心身の健康や子育てに係る家族機能も確認し、支援が必要な家庭についてはこども家庭センター内での連携支援につなげています。 <table border="1" data-bbox="799 1402 1251 1496"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			82												
33	乳幼児育成指導事業	幼児健診のフォローアップとして、ことばの相談や、健診後の経過を教室やアンケート等で確認し、支援の必要な乳幼児に対して専門家の発達相談や医療機関の受診につなげます。また、子育て当事者向けの相談等も実施します。 <table border="1" data-bbox="807 1727 1243 1821"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			54												
34	こどもの急病時の対処法の啓発	こどもの病気やけがに応じた適切な処置や医療機関の受診の仕方を保護者や子育て関係者に啓発します。 <table border="1" data-bbox="812 2002 1248 2096"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
35	歯の健康づくり事業	<p>母子保健相談時や幼児健診時に歯科衛生士が子育て当事者に虫歯予防や仕上げ磨きについて相談や指導を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
36	目の健康づくり事業 眼育さばえ事業	<p>3歳児健診や就学前健診において、機器を使用した屈折検査を実施し、視覚異常を早期に発見し、早期治療につなげます。また、イベント等で目の体操やビジョントレーニングなどを行い、目の健康づくりの啓発を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	健康づくり課 総合政策課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
37	小児救急医療支援事業	<p>夜間における小児救急患者の療養医療体制の確保を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○			○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○			○										
			—												
38	病院群輪番制病院運営事業	<p>休日および夜間における重症患者の診療体制の確保を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
39	休日当番医制運営事業	<p>鯖江市医師会との連携により、休日・祝日における適切な医療体制の確保を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
40	予防接種事業	<p>定期の予防接種として、ロタ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、5種混合（4種混合、ヒブ）、BCG、水痘、麻しん・風しん、日本脳炎、2種混合、子宮頸がん予防のワクチン接種を実施します。また、妊婦への先天性風しん症候群感染予防として成人への風疹ワクチンの予防接種費用の助成を実施します。さらに、20歳未満の者で、がん治療等の医療行為により免疫消失した者に対して、過去に接種した定期接種分について任意接種を受けた場合はその費用の助成を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○		健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○											
			—												

基本施策1 こどもの健康の支援

②「こどもの運動・食育の推進」

身体的・精神的な発達が目覚ましく、また生活習慣が形成されるこどもの時期は、年齢に応じた運動・食育の推進が不可欠です。

こどもの頃からの運動・食育の推進には、家庭や地域、保育所・幼稚園・こども園や学校、行政等が互いに連携し総合的に取り組む必要があります。

幅広いライフステージに応じて、運動や食に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実を図り、運動や食に対する意識の向上や正しい食生活習慣の確立に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市母子保健計画・鯖江市健康増進計画（鯖江市保健計画内）

鯖江市食育推進計画

鯖江市教育大綱

鯖江市運動・スポーツ推進計画

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
41	母子栄養管理事業	規則正しい食事や朝食習慣の定着、食事とおやつバランス、楽しく食事ができる環境などについての相談や指導を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			77												
42	食生活改善推進事業	食生活改善推進員養成講座・育成講座、地域食生活改善活動等を通して、望ましい食生活について教育、啓発を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			—												
43	食育学習推進事業	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、各小学校において野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			171												
44	学校給食畑支援事業	地域のボランティア農家と子どもたちが、学校農園（畑）で農作業を行い、その農産物を給食に供給するなど、生産者の顔が見える学校給食の推進を図ります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○				農林政策課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○													
			172												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
45	地域における食育学習事業	<p>地区公民館等を拠点とした食育学習（伝統料理、農業体験、講演会、親子料理教室等）に取り組むことで、家庭および地域の教育力向上を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
46	幼少期・青少年の運動・スポーツ活動の充実施策	<p>子どもが体を動かす喜びやスポーツをする楽しさを味わい、生涯にわたり運動やスポーツを続ける基礎を養うために、地域で活動する子どもたちのスポーツ団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動充実を通じて生涯スポーツの振興を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	スポーツ課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			139、198												

基本施策1 こどもの健康の支援

③「学童期・思春期の保健対策の推進」

学童期・思春期の保健対策を含む学校保健は、学校のみならず、家庭、地域、そして関係機関が連携して進めていくことが大切であり、家庭、学校、地域が一体となって、児童・生徒の健全育成を推進することが必要です。特に思春期については、性のこと、自殺などの健康課題があり、次世代のこどもの健康づくりの充実に努める必要があります。

そのため、性感染症予防、性的指向や性自認に関する正しい知識への学習機会の充実を図ります。また、たばこやアルコール、薬物が体に及ぼす影響や害に関する情報の提供を行い、心身ともに健やかに成長できるよう努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

鯖江市自殺対策計画（鯖江市保健計画内）

鯖江市人権施策基本方針

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
47	保健体育における指導	小学校体育および中学校保健体育の授業の中で、発達段階に応じた性に関する指導、また、たばこやアルコール、薬物の害に関する指導を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			—												
48	スクールカウンセラー配置事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、子育て当事者の心の悩みに関する相談を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			16、173												
49	受動喫煙防止等の啓発事業	喫煙、アルコールおよび薬物乱用が及ぼす健康への影響についての知識、情報を児童生徒や子育て当事者等に提供することにより、家庭、学校、地域が一体となって、児童生徒の健全育成を推進します。 母子健康手帳交付時、喫煙や受動喫煙の害について資料に基づき、説明を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
50	感染症予防啓発事業	講演会や学習を通して、感染症予防、性感染症予防についての知識の普及や啓発に努めます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
51	地域自殺対策緊急強化特別事業	<p>自殺予防の啓発、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体が連携し自殺予防対策を総合的に取り組みます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○		○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○		○	○	○	○										
			234												
52	ダイバーシティ啓発事業	<p>ダイバーシティに関する研修会やパネル展示、街頭啓発や広報誌等での啓発を行い、性のあり方や国籍、人種、年齢、障がいの有無などの違いを超え、それぞれが持つ個性を理解し尊重し合うことについて意識の醸成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												

基本施策2 障がいや発達に遅れなどがあり、支援が必要な子どもとその家庭への支援

障がいのあるこどもの早期発見の機会が増え、相談や支援に対するニーズは高まっています。乳幼児期を含め早期から子育て当事者に十分な情報を提供し、発達の遅れやアンバランス、障がいがあるこどもの特性について正しい理解を促し、適切な子育てを行えるよう育児不安を抱える前から支援を行っていきます。

また、保育所、こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等において、関係者が必要な支援等について、各関係機関が連携を図りながら、早期の発達支援と子育て支援を一体的に進め、切れ目ない支援につなげます。

市民への障がいに対する理解の促進とこどもの自立に向けた支援事業の充実が求められています。それぞれの人格を認め合い、ともに暮らし、健やかな成長、そして自立できる社会づくりに取り組みます。

また、医療的ケアを必要とするこどもが、安心して生活できるよう、関係機関の連携体制の強化を図ります。

《関連する条例・計画》

第5次鯖江市障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

鯖江市母子保健計画（鯖江市保健計画内）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
53	育ちに関する相談会	言語聴覚士によることばの相談会、小児科医師や臨床発達心理士等による乳幼児発達相談会、児童精神科医師による相談会を定期的で開催し、こどもの特性に応じた関わり方を指導します。また、必要に応じて受診を勧めます。	健康づくり課 子育て支援センター
			—
54	乳幼児育成指導事業	こどもの成長発達を促すための遊びを親子で体験する教室です。遊びを通して、関わり方やこどもの生活習慣をアドバイスしたり、こどもの成長発達の伸びを確認したりしながら、必要に応じて受診や発達相談をお勧めします。	健康づくり課
			33
55	ペアレント・プログラム	こどもをほめるコツや関わり方の工夫など、こどもの特性に応じた関わり方や親子関係づくりを学ぶ子育て支援講座を行います。	子育て支援センター
			92

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
56	のびのび教室	<p>こどもの発達特性に応じた遊びの指導を通して、こどもの発達支援を行います。また子育て当事者には特性に応じた関わり方をアドバイスし、こどもの特性理解及び子育て能力の向上に向けた支援を行います。さらに、こどもの所属機関や医療機関との連携を通して、特性に応じた一体的な支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
57	障がい児保育推進事業	<p>保育所等において障がいを持つ児童を受入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、保育士の加配を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			150												
58	幼稚園特別支援員配置事業	<p>幼稚園において障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、支援員を配置します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			151												
59	医療的ケア児保育推進事業	<p>保育所等において医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れるため、必要な看護師を配置または派遣します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			152												
60	ふれあい保育推進事業	<p>保育所等において、中軽度障がい児等に対する適切な保育を行うため、保育士の加配に対する支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			153												
61	特別支援学級の設置	<p>通常の学級における学習では十分にその効果を上げることが難しい児童生徒のために、特別な配慮のもと、その能力や個性に応じて適切な教育が受けられるように、小中学校に特別支援学級を設置します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			—												
62	障がい者相談支援事業	<p>在宅障がい者（児）およびその介護者に対し、専門の職員が必要な情報の提供など、地域において障がいをもって暮らしていく上での相談・支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
63	重度障害者(児)医療費助成事業	重度障がい者に対し、医療機関等で支払った医療費の自己負担分を助成します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			—												
64	特別児童扶養手当支給事業	知的または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭で監護する父母または父母にかわって児童を養育している方に、扶養手当を支給します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
65	重症心身障がい児(者)福祉手当支給事業	重度の障がいのある方の経済的負担を軽減し、在宅福祉を支援するために、福祉手当を支給します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			—												
66	心身障がい児早期療育奨励事業	市外の施設・病院へ通園・通院している在宅心身障がい児を送迎している子育て当事者に奨励金を支給します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
67	障害児福祉手当支給事業	在宅の20歳未満の重度の障がい児で日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とする方に支給します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○			社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○												
			—												
68	自立支援医療(育成医療)給付事業	身体上障がいがある、または将来障がいを残す恐れがある児童で、確実な治療が期待できるものに対し医療費を助成します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
69	児童デイサービス等事業	障がい児に、日常生活における基本動作の指導、集団生活の適応訓練等を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○			社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○												
			—												
70	重度障害者大学等就学支援事業	重度障がい者が就学する場合に必要な身体介護等を提供し、障がい者の社会参加を支援します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○		社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○											
			—												

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって子どもと向き合うための支援



基本施策1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実

少子化や核家族化などにより育児不安をもつ子育て当事者が増加しており、より一層の相談体制の充実が求められています。安心して生み育てられるまちを目指し、こどもまんなか課、子育て支援センター、アイアイ親子サポートセンター（健康づくり課）、医療機関、関係機関等が連携しながら妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を総合的に実施します。

「アイアイ親子サポートセンター」ではワンストップで妊産婦やその家族からの相談に応じるとともに、母子保健事業での対応や関係機関からの情報により支援が必要な妊産婦・乳幼児を早期に把握し、一人ひとりに寄り添いながら支援を行い育児不安の軽減に努め、母子の健康増進を図ります。

《関連する条例・計画》

鯖江市母子保健計画（鯖江市保健計画内）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
71	母子健康手帳の交付	母子の健康づくりのため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦に対する相談、保健事業の紹介等を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			25												
72	こども家庭センター（母子保健）	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や子育て当事者の相談に保健師等が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦・乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
73	妊婦一般健康診査事業 産婦健康診査事業	妊娠届を提出した妊婦に対し14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠中の疾病予防、早期発見、早期治療のため、県内の医療機関において妊婦健康診査を実施します。 また、産後1か月の産婦に対し、産婦健康診査受信票を交付し、医療機関において産婦健康診査を実施します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○					○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○					○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
74	母子保健相談指導事業	<p>母親と乳児の健康保持と増進を図るため、母子の健康に関する各種保健相談を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			26												
75	産前・産後サポート事業	<p>妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談、早期支援（窓口・電話・訪問相談支援）を行います。特に主治医等との連携のもと、妊娠期からの体調管理と産後早期の介入により適切な育児の指導を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			27												
76	産後ケア事業	<p>退院直後、育児支援を必要とする母子に対し、医療機関・助産施設等で訪問、通所または宿泊で母体ケア、乳児ケア、心身のサポート等を行いながら産後の支援を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			28												
77	母子栄養管理事業	<p>妊娠届出、母子への健康教育・健康相談、健康診査時に妊産婦、子育て当事者に対して食習慣や栄養バランス等の指導や相談を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			41												
78	ハーフバースデイ事業	<p>生後6か月の乳児を持つ子育て当事者同士の交流・情報交換の場を提供し、地域での孤立感や育児不安等の解消を図ります。また、絵本をプレゼントし、親子で読書に親しむきっかけを創出します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
79	利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）	<p>全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」として、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												

基本施策2 子育て支援サービスの充実

全ての子育て当事者への支援を行う観点から、子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業や市独自の子育て支援サービスを行っていきます。また、子育て支援を求める家庭がサービスの利用につながるように様々な方法で情報を提供します。

《関連する条例・計画》

鯖江市母子保健計画（鯖江市保健計画内）

鯖江市子ども・子育て支援事業計画（鯖江市子ども計画内）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
80	地域子育て支援センター事業	おおよそ3歳までの未就園児を持つ子育て当事者を対象に、子育ての孤立感、負担感の解消を図るため、親子の交流促進や子育て講座、育児相談などを実施します。また、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会との連携を図り、地域における子育て力の向上に努めます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
81	放課後児童クラブ事業	昼間、就労等により子育て当事者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後児童厚生施設等を利用して児童の適切な遊び場と生活の場を提供します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○			○	子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○			○										
			183												
82	乳児一般健康診査事業 幼児健康診査事業	乳幼児の病気の早期発見、治療および必要な指導を行うため、医療機関において、新生児聴覚スクリーニング検査や乳児の健康診査（1か月児、4か月児、9～10か月児）を行います。また、1歳6か月児および3歳児とその子育て当事者に対しては、集団で健康診査と相談を実施します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			30、32												
83	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問）	子育て当事者の育児不安の軽減や母子の健康増進のため、生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師や助産師が訪問し、成長・発達の確認や育児についての相談、情報提供を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			29												
84	養育支援訪問事業	若年の妊婦や育児に不安のある子育て当事者、児童虐待等気がかりな家庭に訪問し、育児に対する不安感、負担感の解消を図ります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○		○	子どもまんなか課 健康づくり課 子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○		○										
			12												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
85	子育て支援短期事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	<p>子育て当事者の疾病等の理由により家庭において養育が出来ない時、児童養護施設等で一定期間、こどもを預かり、必要な支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			13												
86	一時預かり事業 (幼稚園型・幼稚園型以外)	<p>幼稚園在園児が一時的または子育て当事者の就労等により家庭での保育が困難となった場合、幼稚園において通常の教育時間を超えて預かり保育を行います。また、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
87	子育て支援センター一時預かり事業	<p>家庭での保育が一時的に困難になった時に、子育て支援センターで一時預かりを実施し、育児負担感の軽減を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
88	すみずみ子育てサポート事業	<p>子育て当事者の仕事の都合や疾病等の理由により、一時的に育児を行うことが困難な児童を対象に、一時預かりや子育て当事者における生活支援を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○			○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○			○										
			—												
89	延長保育事業	<p>保育認定を受けたこども(概ね1歳児以上の市内在園児)について、通常の利用日の利用時間を超えて、保育所等において保育を提供します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			148												
90	病児・病後児保育事業	<p>子育て当事者の就労等により家庭での保育が困難な病気治療中や病気回復期にある児童を病院等で一時的に預かります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
91	家庭支援事業の推進	<p>家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対するサービスとして、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援事業等を地域の実情にあった事業展開を検討します。そのことにより、家庭や養育環境を整え、こどもの居場所の確保につながり、虐待リスク等の高まりを予防します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			14												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
92	ペアレント・プログラム	<p>こどもをほめるコツや関わり方の工夫など、こどもの特性に応じた関わり方や親子関係づくりを学ぶ子育て支援講座を行います。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			55												
93	<small>子ども子育てトータルサポート事業</small> 育児『ほっと一息』応援事業	<p>生後6ヵ月の乳児と子育て当事者が集うハーフバースデー事業の際、参加した子育て当事者に一時預かり券を配布して、「ほっと一息」してもらおう時間を提供します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
94	<small>子ども子育てトータルサポート事業</small> パパママ育児応援事業	<p>悩み相談や育児に関するミニ講座・妊婦体操等を実施するなど、事業内容の充実を図り、開催回数を増やして実施します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
95	<small>子ども子育てトータルサポート事業</small> トイレトレーニング講座事業	<p>トイレトレーニングをしている親子を対象に、各地区子育て支援ネットワーク委員会が実施している事業と協働で、各地区公民館にて、トイレトレーニング講座を開催します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
96	<small>子ども子育てトータルサポート事業</small> 育児用品3R事業	<p>SDGsの一環として使用しなくなった育児用品を子育て支援センター等で回収して、イベント等でフリーマーケットを開催して、育児用品を無償で提供します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
97	子育て支援発信事業	<p>子育てに関する情報をより簡単に得やすくなるよう、ホームページの更新等を行います。子育て当事者が情報を得やすいSNS（インスタグラム等）を活用し、子育て情報を周知します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○		○	こどもまんなか課 子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○		○										
			—												
98	地域子育て支援拠点事業	<p>子育て支援センターにおいて、育児相談や地域の子育て関連情報の提供等を行います。また、毎週土曜日をファミリーデーとして、親子の交流する機会を増やし、サービスの向上を図ります。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
99	利用者支援事業（こども家庭センター型） 幼児発達支援事業	<p>こども家庭センターの児童福祉機能として、気がかりな児童に対して、個々の発達に応じた支援を集団および個別で実施するとともに、子育て当事者に対し適切な環境や接し方の工夫を助言し支援します。</p> <table border="1"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○		○	子育て支援センター
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○		○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
100	利用者支援事業（こども家庭センター型） 子ども家庭総合支援拠点事業	<p>こども家庭センターの児童福祉機能として、専門的な知識を有する職員が、18歳までの児童とその家庭及び妊産婦を対象に、電話や来所面接、訪問支援など継続的な相談支援を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○		○										
			—												

基本施策3 経済的支援の充実

児童手当の支給、子ども医療費や養育医療費の助成などを引き続き実施することにより、子育て当事者の経済的な負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
101	児童手当支給事業	児童を養育する家庭の児童福祉の増進を図るため、次世代を担う高校3年生相当年齢までの児童がいる家庭に対して、児童手当を支給します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
102	子ども医療費助成事業	こどもの健やかな成長を図るため、高校3年生相当年齢までの全ての児童に、通院・入院に係る医療費の助成を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
103	特定不妊治療費助成事業	不妊症で悩んでいる方に対し、特定不妊治療に係る費用の助成を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○	○										
			—												
104	養育医療費給付事業	養育のために入院を必要とする未熟児に対し、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付または医療に要する費用の支給を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
105	幼児教育・保育の無償化	令和元年10月より始まった3歳から5歳児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」に加え、3歳未満児の保育料を国が定める基準よりも低い保育料に抑えるとともに、同一世帯で入所している児童が2人以上いる場合や世帯の3人目以降の児童の保育料を軽減または免除します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			132												
106	副食費減免措置	3歳児以上で低所得で生計が困難である世帯および3人以上の子どもを持つ世帯の経済的負担を軽減するため、副食費を減額、免除します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
107	鯖江市奨学資金貸与制度	<p>高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学・大学院に進学・在学する学生で、学費支弁が困難と認められる方を対象に、奨学資金の貸与を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○	○	○	教育政策課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
			○	○	○										
			129												
108	家庭育児応援手当事業	<p>保育所等を利用せず自宅で第2子以降の0～2歳児を育てている家庭に対し、経済的な負担を軽減するため、給付金を支給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	こどもまんなか課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
	○				○										
			—												
109	子ども子育てトータルサポート事業 赤ちゃん訪問おむつ券配布事業	<p>赤ちゃん訪問時（生後2～4ヵ月と生後7～8ヵ月の計2回）に、オムツ券を配布します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	こどもまんなか課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
	○				○										
			—												
110	子ども子育てトータルサポート事業 絵本購入補助事業	<p>1歳6ヵ月児健康診査時に、絵本等を購入できる図書カードを配布します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	こどもまんなか課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
	○				○										
			—												
111	子ども子育てトータルサポート事業 祝小学1年生入学おめでとう事業	<p>新1年生入学おめでとうとして、祝品（5千円相当の商品券）を贈呈します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○			○	こどもまんなか課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
		○			○										
			—												
112	妊婦のための支援給付事業	<p>妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、妊婦等包括相談支援事業や乳児家庭全戸訪問事業等の面談による支援と合わせて、妊婦のための支援給付事業として、「出産・子育て応援ギフト」（計10万円）支給することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	健康づくり課
		妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者								
○	○				○										
			—												

基本施策4 ひとり親家庭への支援

日本におけるひとり親家庭は相対的貧困（※）率がOECD加盟国内でも非常に高い水準を推移しているといわれています。ひとり親家庭は経済的に厳しい状況の中で、家事と子育てを一人で担うことが多いため、時間的にも精神的にも余裕が持てない状況にある傾向にあります。

そこで、ひとり親家庭の子育てを支え、経済的な自立の支援を推進するため、児童扶養手当、福祉手当の支給や医療費の助成のほか、ひとり親家庭の交流への支援など各種助成事業等を実施しています。

また、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、ひとり親家庭の相談窓口として母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を公共職業安定所などの関係機関とともにを行います。

（※）相対的貧困とは、国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指します。世帯の所得が国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のことです。OECDの基準によると、4人世帯で約250万円以下（平成27年時点）です。

《関連する条例・計画》

—

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
113	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭が、一時的に日常生活を営むのに支障が生じたときに、その生活を支援する家庭生活支援員を派遣します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
114	母子家庭等自立支援事業	ひとり親家庭の父または母の自立を支援するため、職業相談を通じて指定された職業能力開発のための講座を受講した場合、職業訓練終了後に受講料の一部を支給します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
115	ひとり親家庭ふれあいのつどい事業	ひとり親家庭の子育て当事者と子ども、ボランティア等による施設見学会や交流会を開催します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
116	高等職業訓練促進給付金等交付事業	母子家庭の母および父子家庭の父が職業訓練中に、生活の安定を図り、資格取得を容易にするため、高等技能訓練促進費を支給するとともに、終了後に入学支援修了一時金を支給します。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
117	母子・父子自立支援員 配置事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に必要な相談や情報提供、指導等を行います。 <table border="1" data-bbox="790 347 1220 443"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
118	児童扶養手当支給事業	父または母と生計を同じくしていないこどもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進のために手当を支給し、こどもの福祉増進を図ることを目的としています。 <table border="1" data-bbox="790 611 1220 707"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
119	ひとり親家庭等医療費 助成事業	児童扶養手当の支給要件に該当するひとり親家庭等に対し、国民健康保険、社会保険各法の規定による負担すべき費用を助成します。 <table border="1" data-bbox="790 846 1220 943"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
120	ひとり親家庭高校生の 通学定期券購入費 助成事業	ひとり親家庭を対象に高等学校等通学に必要な通学定期代の一部を助成します。 <table border="1" data-bbox="790 1048 1220 1144"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○		○										
			—												
121	ひとり親家庭等 児童学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもに対し、学習ボランティアによる学習支援や進学相談等の居場所を提供し、学習や将来への不安解消を図ります。 <table border="1" data-bbox="790 1267 1220 1364"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			127												
122	福祉手当支給事業	ひとり親家庭等で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18歳到達年度末）を養育する人に手当を支給します。 <table border="1" data-bbox="790 1487 1220 1583"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			128												
123	ひとり親家庭等 児童生徒激励費事業	経済的基盤の弱いひとり親家庭等のこどもが、小・中学校へ入学する時および中学校を卒業するときに、日常生活品（体操服など）購入のための祝品を送ります。 <table border="1" data-bbox="790 1727 1220 1823"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			—												
124	ひとり親等習い事支援 事業	ひとり親家庭等の小学4年生～6年生に対し、習い事に係る費用の一部を助成します。 <table border="1" data-bbox="790 1946 1220 2042"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○			○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○			○										
			—												

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって子どもと向き合うための支援

基本施策5 こどもの貧困対策の推進

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの最善の利益を優先して考慮しながら、こどもの全てのライフステージで切れ目のない支援に取り組みます。

家庭の経済状況に関わらず教育の機会が得られるように、教育の支援をするとともに、経済面や精神面など様々な悩みや不安を有する子ども・若者とその子育て当事者に対して相談支援や就労支援、生活物資の提供等を行い、生活の安定を図ります。

《関連する条例・計画》

第4次鯖江市地域福祉計画
鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
125	自立促進支援センター 設置事業	様々な理由により生活に困窮している人の相談を受け、解決に向けた支援を行うため、自立促進支援センターを設置し、自立促進支援員を配置します。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
126	児童学習支援事業	経済的に困窮している家庭等の児童に対し、学習ボランティアによる学習支援や進学相談等を行い学習や将来への不安解消を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			—												
127	ひとり親家庭等 児童学習支援事業	ひとり親家庭などの小学生、中学生、高校生に対し、学習ボランティアによる学習支援や進学相談等を行い学習や将来への不安解消を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			121												
128	福祉手当支給事業	ひとり親家庭で生活の状態が困窮していると認められる世帯に対し、その世帯で児童（18歳到達年度末）を養育する人に手当を支給します。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	子どもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			122												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
129	鯖江市奨学資金貸与制度	<p>高校・高等専門学校・専修学校・短大・大学・大学院に進学・在学する学生で、学費支弁が困難と認められる方を対象に、奨学資金の貸与を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○	○	○	教育政策課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○	○	○										
			107												
130	要・準要保護児童生徒援助事業	<p>経済的な理由により小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の支払いに困っている世帯に対し、費用の一部を援助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			—												
131	特別支援教育就学奨励事業	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒の小中学校で必要な経費（学校給食費、学用品等）の一部を援助します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			—												
132	幼児教育・保育の無償化	<p>令和元年10月より始まった3歳から5歳児を対象とした「幼児教育・保育の無償化」に加え、3歳未満児の保育料を国が定める基準よりも低い保育料に抑えるとともに、同一世帯で入所している児童が2人以上いる場合や世帯の3人目以降の児童の保育料を軽減または免除します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			105												
133	民生委員・児童委員協議会活動	<p>地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			15、190												

基本目標Ⅳ こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実



基本施策1 年齢に応じた多様な遊びや体験活動の支援

遊びや体験活動は、健やかな成長に欠かせないものです。遊びや体験活動は、身体のさまざまな感覚を使い、言葉や数量の認知的スキルや想像力、思いやりなどの社会情動的スキルを育むことに加え、健康の維持にもつながります。こどもの健やかな成長・発達を支援するため、年齢や発達の程度に応じた、多様な遊びや体験の機会を提供します。

また、地域の中で異なる年齢のこどもや様々な世代と遊んだり、多様な立場の人と交流したりすることは、社会性等を学ぶ経験にもつながるため、豊かな遊びや交流、体験の機会が提供されるよう推進します。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
134	屋内こどもの遊び場整備 (響陽会館複合交流施設 整備事業)	天候に左右されずに、こどもたちが安心して遊ぶことができる屋内型こどもの遊び場を新たに整備し、複合施設の他の機能と合わせ、こどもとともに、多世代での体験、学習、交流等が活発化されるような拠点形成を目指します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	総合政策課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
135	親と子のふれあい事業	各公民館学級講座として、青少年育成協議会やこども会等との連携により、親と子の絆を深める事業を行い、地域や家庭の教育力向上の推進に努めます。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			194												
136	地区合宿通学事業	地域の社会教育施設に宿泊しながら、親元を離れて共同生活を行い、学校へ通うことで、地域住民の協力を得て簡単な生活習慣の習得と地域住民との交流を深めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			195												
137	放課後こども教室推進 事業	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおり、安全・安心な居場所を確保します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			184、196												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
138	図書館の充実事業	<p>知識の集積拠点として、資料を蓄積し提供するとともに、ボランティアグループと協働し、乳幼児から高齢者まで年齢層に応じた様々な事業を展開して、豊かな心を育もうとする市民を支援します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	文化の館
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			197												
139	幼少期・青少年の運動・スポーツ活動の充実施策	<p>こどもが体を動かす喜びやスポーツをする楽しさを味わい、生涯にわたり運動やスポーツを続ける基礎を養うために、地域で活動することもたちのスポーツ団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動充実を通じて生涯スポーツの振興を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○	○	○	スポーツ課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○	○	○										
			46、198												
140	さばえ幼児教育 わくわくこどもしよん事業	<p>就学前児童を対象に、本物に触れる体験の機会を提供することで、鯖江のこどもたちの豊かな感性と表現力の育成を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			157												
141	赤ちゃん和小学生との ふれあい教室事業	<p>小学校高学年を対象に、子育て支援センター、地域で育む子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児をお持ちの子育て当事者のご理解を得て、乳幼児と触れ合う機会の場設けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○			○	子育て支援センター 学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○			○										
			222												
142	保育ボランティア事業	<p>小中学生が、こどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所（園）、幼稚園等で乳幼児あるいは園児と触れ合う機会の場を設けます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			保育・幼児教育課 学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			223												
143	中学校産業教育支援事業	<p>眼鏡協会と連携し、眼鏡製造会社のデザイナーを講師に招き、眼鏡の製造や眼鏡デザインについて学ぶ「デザイン教室」を実施します。実際に生徒がデザインし、発表会などを行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			168、181												
144	中学校体験活動支援事業	<p>中学校2年生が、市内事業所で2日間の職場体験を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			169、182 224												

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
145	小中学校情操教育推進事業	小学校毎に観劇を鑑賞します。また、あいさつ奨励の看板やのぼり旗、情操教育の教材整備を補助します。	学校教育課
			170

妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者
		○	○		

★こどもの声★

あなたやみんなにとって”ふくい”がよりよくなるため、「こんなことにこまっている」「こんなことができるよいな」という意見やアイデアについておしえてください。



鯖江市の小学生 253 人が回答してくれました。(小学 1 年生 9 人、小学 2 年生 8 人、小学 3 年生 64 人、小学 4 年生 16 人、小学 5 年生 79 人、小学 6 年生 77 人)

アンケートの実施時期：令和 6 年 5 月～7 月

調査方法：学校のタブレットでアンケートを実施（インターネット回収）（福井県実施）

社会について

1 位 自然環境 24 人 「ゴミのポイ捨てをしないでほしい」（小 3 他多数）

2 位 娯楽・買い物 22 人 「大きいショッピングセンターが欲しい」（小 5 他）

「プールは、いつも人がいっぱい入れないときがあるからこまっている」（小 1）

3 位 交通 13 人 「集団登校の時、車が止まってくれない」（小 5 他多数）



基本施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

幼児期は豊かな感性、好奇心、思考力を育む大切な時期であることから、質の高い教育・保育を総合的に提供することが大切です。

保育所・こども園、幼稚園のいずれにおいても、遊びを通して、乳幼児期の生活や学びが充実し、全てのこどもが生きる力の基礎となる資質・能力を豊かに成長させていけるよう、教育・保育の充実に取り組みます。

また、子育て当事者の就労希望の変化等も十分考慮しながら、子ども・子育て支援事業計画に基づく量の確保をするとともに、保育士等の人材確保や研修体制等の充実により教育・保育の質の向上を図ります。

《関連する条例・計画》

鯖江市地域福祉計画、鯖江市障がい者計画

第3期鯖江市子ども・子育て支援事業計画

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
146	保育士確保・定着支援事業	保育所等における保育士の確保と定着を図るため、福井県保育人材センターとの連携や就労支援金の支給、保育士等への巡回支援による子育て当事者対応や保育に関する助言、保育の周辺業務を担う職員の確保やICT化を進めることで、保育士が保育業務に専念する環境を整えます。また、研修への参加機会を確保します。	保育・幼児教育課												
			—												
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者										
	○														
147	低年齢児保育充実促進事業	保育所等において、低年齢児（1～2歳）の受け入れ体制の構築と保育の充実を図るため、保育士の加配について支援を行います。	保育・幼児教育課												
			—												
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者										
	○				○										
148	延長保育事業	保育所等において、子育て当事者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育を行います。	保育・幼児教育課												
			89												
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者										
	○				○										
149	認定こども園推進事業	鯖江市認定こども園化推進計画に基づき、保育所・幼稚園の認定こども園への移行を推進します。	保育・幼児教育課												
			—												
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者										
○	○				○										
150	障がい児保育推進事業	保育所等において、障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるように、保育士の加配や加配に対する支援を行います。	保育・幼児教育課												
			57												
		<table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	
妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者										
	○				○										

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
151	幼稚園特別支援員配置事業	幼稚園において、障がいを持つ児童を受け入れ、できるだけ健常児と同じように生活できるよう、支援員を配置します。 <table border="1" data-bbox="805 331 1238 427"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			58												
152	医療的ケア児保育推進事業	保育所等において、医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れるため、必要な看護師を配置または派遣します。 <table border="1" data-bbox="805 568 1238 665"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			59												
153	ふれあい保育推進事業	保育所等において、中軽度障がい児等に対する適切な保育を行うため、保育士の加配に対する支援を行います。 <table border="1" data-bbox="805 790 1238 887"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			60												
154	保育カウンセラー事業	保育カウンセラーが保育所および認定こども園を巡回し、気がかり児や障がいを持つ児童の担当保育士への保育指導や子育て当事者からの相談に応じます。 <table border="1" data-bbox="805 1030 1238 1126"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
155	幼稚園カウンセラー事業	幼稚園カウンセラーが幼稚園を訪問し、気がかり児や障がいを持つ児童の担任への指導や子育て当事者からの相談に応じます。 <table border="1" data-bbox="805 1263 1238 1359"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
156	保育士等巡回支援事業	保育運営や子育て当事者対応等、保育従事者の困りごとに対し保育コーディネーターにより助言、サポートを行うことで、保育の質の向上に努めます。 <table border="1" data-bbox="805 1503 1238 1599"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			—												
157	さばえ幼児教育わくわくこどもーしょん事業	就学前児童を対象に、本物に触れる体験の機会を創出することで、鯖江のこどもたちの豊かな感性と表現力の育成を図ります。 <table border="1" data-bbox="805 1733 1238 1830"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			140												
158	保育所・こども園・幼稚園の長寿命化・機能の充実	地域の乳幼児が安全・安心に保育所・こども園・幼稚園を利用できるよう、個別施設計画等に基づき、老朽化が著しい施設の大規模改修工事等、施設整備を行います。 <table border="1" data-bbox="805 1964 1238 2060"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
159	幼小接続事業	<p>こどもたちが小学校生活に適應するために、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携して、幼児教育と小学校教育を円滑に接続する取組を行います。</p> <table border="1" data-bbox="804 376 1238 468"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○				保育・幼児教育課 学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○													
			178												

基本施策3 質の高い学校教育の推進

主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、実践的・体験的な学習や知識・技能を活用する学習の充実を進めながら、基礎学力の定着、思考力や判断力、表現力を育て、確かな学力の育成を図ります。

また、豊かな人間性の育成を目指して、特別の教科である道徳を要として道徳教育に力を注ぎ、こどもたちの道徳性を養う教育活動の充実に努めます。特に、様々な人との支え合いの中で一人ひとりの生命が育まれることを認識し、自立した人間として全ての生命のかけがえのなさを自覚できる指導に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市食育推進計画

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
160	学力向上調査事業	小学校3年生から5年生の全児童を対象に、国語と算数の学力調査を実施し、結果分析に基づく指導改善を行うことで児童の学力向上につなげる。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			—												
161	小学校NIE推進事業	小学校5・6年生のクラスにこども新聞を配備します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			—												
162	中学校NIE推進事業	中学校の図書室等に地方紙と全国紙、英字新聞を配備します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			—												
163	ICT学習支援事業	各小中学校に専門知識のある支援員を派遣し、タブレット端末・コンピュータを活用した授業のサポートや技術的支援を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			211												
164	英語に親しむ活動事業	小学校1年生から6年生全児童を対象に、外国人講師による授業を実施します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
165	ふるさと教育推進事業	各学校が、鯖江の自然や文化、伝統や産業などに明るい専門家や地元の方を講師として招いて講演を行ったり、地元の農業体験などを行います。 <table border="1" data-bbox="783 360 1217 454"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			179												
166	小学校社会科現場学習	小学校3年生が市内の公共施設の見学学習を行い、自らのくらしと地域との関わりについて学習します。 <table border="1" data-bbox="775 595 1209 689"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			—												
167	産業を体験し理解を深める学習	小学校児童が漆器の絵付け体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織り体験や施設の見学を行います。 <table border="1" data-bbox="778 875 1212 969"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			180												
168	中学校産業教育支援事業	眼鏡協会と連携し、眼鏡製造会社のデザイナーを講師に招き、眼鏡の製造や眼鏡デザインについて学ぶ「デザイン教室」を実施します。実際に生徒がデザインし、発表会などを行います。 <table border="1" data-bbox="772 1151 1206 1245"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			143、181												
169	中学校体験活動支援事業	中学校2年生が、市内事業所で2日間の職場体験を行います。 <table border="1" data-bbox="777 1386 1211 1480"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			144、182、224												
170	小中学校情操教育推進事業	小学校毎に観劇を鑑賞します。また、あいさつ奨励の看板やのぼり旗、情操教育の教材整備を補助します。 <table border="1" data-bbox="777 1662 1211 1756"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			145												
171	食育学習推進事業	年間を通して、「食」への知識・理解を深めるための学習や体験活動などの食教育を実施するとともに、各小学校において野菜の栽培や学校給食への利用、伝統料理教室の開催などを行います。 <table border="1" data-bbox="782 1948 1216 2042"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			43												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
172	学校給食畑支援事業	地域のボランティア農家とこどもたちが、学校農園(畑)で農作業を行い、その農産物を給食に供給するなど、生産者の顔が見える学校給食の推進を図ります。 <table border="1" data-bbox="778 369 1209 461"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○				農林政策課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○													
			44												
173	スクールカウンセラー 配置事業	小中学校にスクールカウンセラーを配置し、学童期・思春期における児童生徒、子育て当事者の心の悩みに関する相談を行います。 <table border="1" data-bbox="774 598 1204 689"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			16、48												
174	スクールソーシャル ワーカー配置事業	スクールソーシャルワーカーが、学校や自宅を訪問し、不登校や非行等の問題行動の解決を図ります。 <table border="1" data-bbox="774 819 1204 911"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○		○										
			17												
175	学校生活・学習支援員 配置事業	各小中学校に支援員を配置し、支援の必要な児童生徒の学校生活や学習の支援を行います。 <table border="1" data-bbox="774 1041 1204 1133"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			18												
176	学校生活ボランティア 推進事業	図書室の本の整理や読み聞かせ等の学校ボランティア活動に対する支援を行います。 <table border="1" data-bbox="769 1279 1200 1370"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			—												
177	家庭・地域・学校協議会	各幼小中学校の家庭・地域・学校協議会において、子育て当事者や地域の代表者がこどもたちの成長や教育にかかわる課題について協議し、地域全体の教育力向上を図ります。 <table border="1" data-bbox="774 1554 1204 1646"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												
178	幼小接続事業	こどもたちが小学校生活に適應するために、幼児期の教育を担う施設と小学校が連携して、幼児教育と小学校教育を円滑に接続する取組を行います。 <table border="1" data-bbox="778 1792 1209 1883"> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○				保育・幼児教育課 学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○													
			159												

基本施策4 鯖江への愛着心と誇りの醸成

少子化により将来の人口減少が見込まれる中、特に若者の市外への流出を防ぐために、こどもやその家庭において、ふるさと鯖江に愛着と誇りを持つような機運の醸成が必要です。

そのため、ものづくり体験等を通して伝統ある地場産業に触れる学習を推進したり、鯖江の良さが実感できるイベント、講演会等を開催したりするなどして、ふるさと鯖江への再認識と愛着心の醸成を図ります。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
179	ふるさと教育推進事業	各学校が、鯖江の自然や文化、伝統や産業などに明るい専門家や地元の方を講師として招いて講演を行ったり、地元の農業体験などを行ったりします。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			165												
180	産業を体験し理解する学習事業	小学校児童が漆器の絵付け体験もしくは眼鏡材料を使ったアクセサリーづくり体験、石田縞の機織り体験や施設の見学を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			167												
181	中学校産業教育支援事業	眼鏡協会と連携し、眼鏡製造会社のデザイナーを講師に招き、眼鏡の製造や眼鏡デザインについて学ぶ「デザイン教室」を実施します。実際に生徒がデザインし、発表会などを行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			143、168												
182	中学生体験活動支援事業	中学校2年生が、市内事業所で2日間の職場体験を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			144、169、224												

基本目標5 放課後の過ごし方と居場所支援

こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの安定的な運営を行います。

また、こども・若者が居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立ち、こども・若者が安心できる居場所を持つことができるよう、社会全体で居場所づくりを支援していく必要があります。

児童センターや子ども会、こども食堂、図書館、公民館等、地域にある多様な居場所についても、こどもにとってよりよい居場所になるよう取り組みます。

《関連する条例・計画》

鯖江市子ども・子育て支援事業計画

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
183	放課後児童クラブ事業	昼間、就労等により子育て当事者のいない家庭の小学校児童を対象に、放課後において、児童厚生施設等を利用して児童の適切な遊び場と生活の場を提供します。	こどもまんなか課
			81
184	放課後こども教室推進事業	地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおり、安全・安心な居場所を確保します。	生涯学習課
			137、196
185	放課後児童支援員資格取得支援事業	児童クラブを運営するために必要な放課後児童支援員の資格取得に対し奨励金を給付し、市内の児童クラブ運営に必要な人材確保と充実を図る。	こどもまんなか課
			—
186	こどもの居場所づくりの推進	居場所のニーズを把握し、ニーズに合った居場所づくりを検討します。	こどもまんなか課
			24、236
187	児童センター機能の充実	地域の児童が安全・安心に児童センターを利用できるように、個別施設計画に基づき、老朽化が著しい児童センターの大規模改修工事等施設整備を行います。また、熱中症対策のため、児童センターの遊戯室に空調設備を整備します。	こどもまんなか課
			212

基本目標Ⅴ 地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進



基本施策1 こどもの健やかな成長を見守るネットワークの充実

地域の子どもたちが健やかに成長していくためには、家庭はもちろんのこと、学校や地域が一体となって、子どもや子育て当事者を見守り、支え合っていくことが必要です。子育てを地域全体で支える機運を醸成し、子どもに関わる関係機関、地域住民等がともにこどもの成長を見守れるよう、ネットワークづくりに努めます。

地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や子育てサポーターの会（COSAPO）、母親クラブなど子育て支援団体の自主的な活動を支援することにより、地域におけるきめ細やかな子育て支援を進めます。また、児童虐待防止や障がい児の支援、学校教育等に関する関係機関との連携強化や支援体制の強化も図ります。

《関連する条例・計画》

第4次鯖江市地域福祉計画

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
188	地域で育む子育て支援ネットワーク事業	地域で育む子育て支援ネットワーク委員会を中心に、各地区の独自性や人材を最大限に活用した自主的な子育て支援活動を支援します。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○				○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○				○										
			—												
189	要保護児童対策協議会設置事業	要保護児童への適切な対応、指導を行うため、要保護児童対策地域協議会を開催し、協議会の関係機関との連携強化や情報共有を図ります <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			6												
190	民生委員・児童委員協議会活動	地域住民の生活状態を把握し、要支援者の相談に応じ、必要な援助や見守り、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等を行います。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	社会福祉課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			15、133												
191	地域こどもの生活支援強化事業	地域にある様々な場所で、食事や体験活動等を提供する活動を支援します。また、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の支援機関につなげる仕組みを関係団体や市民の皆さんとともにつくります。 <table border="1"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
192	子育てサポーター活動 事業	子育て支援センターと協働し、地域ぐるみで子育て中の親子の見守りやサポートを行います。	こどもまんなか課
			—

妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者
	○				○

★こどもの声★

あなたやみんなにとって”ふくい”がよりよくなるため、
「こんなことにこまっている」「こんなことができるとよいな」と思う意見やアイデアについておしえてください。



鯖江市の小学生 253 人が回答してくれました。(小学 1 年生 9 人、小学 2 年生 8 人、
小学 3 年生 64 人、小学 4 年生 16 人、小学 5 年生 79 人、小学 6 年生 77 人)
アンケートの実施時期：令和 6 年 5 月～7 月
調査方法：学校のタブレットでアンケートを実施（インターネット回収）（福井県実施）

家庭について

1 位 家族への要望 21 人

「家族の団らんの時間を増やしてほしい」（小 6）

「おとうさんとおかあさんがもっとはやくかえってこれるといい」（小 1）

2 位 家族と一緒に楽しい 17 人

「家族全員で夜ご飯を食べているのが楽しいからです。」（小 3）

その他の意見

「子ども食堂があると困ることがなくなると思いました」（小 5）



基本目標Ⅴ 地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進

基本施策2 地域での子育て支援

こどもは、親だけでなく、地域のおとなたちに見守られながら様々な体験をすることで、心豊かに成長することができます。そのため、家庭、地域、行政等が連携し、こどもの成長・発達や子育て当事者を地域全体で見守り、支える環境の推進に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
193	子育て支援事業	<p>未就園児親子に対し、子育て支援センターや児童センター等で遊びの場・子育て当事者の交流の場・子育て相談の場として、「子育てひろば」を開催します。また、保育所等の園舎・園庭を開放し、在園児との交流の場の提供や子育て相談に応じるなど、子育て世帯の支援に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○				○	子育て支援センター 保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○				○										
			—												
194	親と子のふれあい事業	<p>各公民館学級講座として、青少年育成協議会やこども会等との連携により、親と子の絆を深める事業を行い、地域や家庭の教育力向上の推進に努めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			135												
195	地区合宿通学事業	<p>地域の社会教育施設に宿泊しながら、親元を離れて共同生活を行い、学校へ通うことで、地域住民の協力を得て簡単な生活習慣の習得と地域住民との交流を深めるとともに、地域の教育力の向上を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			136												
196	放課後こども教室推進事業	<p>地区公民館等において、地域住民の支援を得ながら学習や遊びをとおり、安全・安心な居場所を確保します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○				生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○													
			137、184												
197	図書館の充実事業	<p>知識の集積拠点として、資料を蓄積し提供するとともに、ボランティアグループと協働し、乳幼児から高齢者まで年齢層に応じた様々な事業を展開して、豊かな心を育もうとする市民を支援します。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	文化の館
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			138												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
198	幼少期・青少年の 運動・スポーツ活動の 充実施策	<p>こどもが体を動かす喜びやスポーツをする楽しさを味わい、生涯にわたり運動やスポーツを続ける基礎を養うために、地域で活動する子どもたちのスポーツ団体の活動を支援するとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動充実を通じて生涯スポーツの振興を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て 当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者		○	○	○	○	○	スポーツ課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者							
	○	○	○	○	○										
			46、139												
199	子育てサポーター養成 講座事業	<p>子育てサポーター養成講座を開催し、子育て当事者を支援する人材の養成を行うとともに活躍の場の拡大を図ります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て 当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者						○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者							
					○										
			—												
200	地域の大人による 見守り活動	<p>地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全安心の確保を推進します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て 当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者			○			○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者							
		○			○										
			207												
201	地域ではぐくむ 「子どものびのび広場」 整備事業	<p>公民館に地域の子育て世帯が気軽に集い交流できる居場所をつくり、公民館の利用と地域の子育て世代のつながりづくりを促進するための施設整備を行います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て 当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者		○				○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て 当事者							
	○				○										
			—												

基本施策3 こどもが過ごしやすい安全・安心な環境の確保

誰もが地域で安心して生活できるよう、こどもと子育て当事者が、安心して外出し、遊び、自然と触れ合える環境づくりを推進します。そのため、道路や公園遊具の点検などを継続的に実施し、危険箇所の発見と早急的な対応を図り、安全で快適な道路、歩道や公園の整備などに努めます。

また、こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれる事件を未然に防ぐためには、行政・学校・子育て当事者・地域住民の協働による多方面からの見守り体制の維持・充実が必要です。

現代の情報社会において、インターネット環境は日常生活の一部であり、その利便性、即時性などの恩恵をこどもも大人も享受しています。こどもも子育て当事者も、安全なインターネットの使い方や適切な利用を考えられるように、情報モラルの啓発に努めます。

《関連する条例・計画》

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
202	道路交通安全対策整備事業	安全・安心な道路環境を確保するため、歩道の整備・路側帯カラー化・路面表示マーク設置等を実施し、通学路等の交通安全の確保を図ります。また、危険性の高い交差点においてもカーブミラーやポラード等を整備し、通行者の交通安全対策を実施します。	土木課
			—
203	公園施設長寿命化対策支援事業	鯖江市都市公園施設長寿命化計画に基づき、遊具・施設等の改修等を行い、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進します。	公園住宅課
			—
204	公園維持管理事業	市が管理する都市公園について、市民と行政が協働しながら維持管理を行う公園里親制度を導入しており、里親の締結後、草刈作業・剪定作業に対して報奨金の支援を実施しています。	公園住宅課
			—
205	交通安全教室開催事業	市内の保育所（園）、幼稚園、小中学校において、交通安全教育指導員による交通安全教室を開催します。	市民役推進課
			—

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
206	交通指導員による 通学時街頭指導	早朝および薄暮時の街頭交通指導により、児童の交通安全啓発を行い、交通事故のない安全安心のまちづくりを推進します。 <table border="1" data-bbox="788 344 1222 439"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	市民役推進課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
207	地域の大人による 見守り活動	地域住民のボランティアによる、児童の登下校時の見守り活動により安全安心の確保を推進します。 <table border="1" data-bbox="780 546 1214 640"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○			○	生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○			○										
			200												
208	園児の集団移動経路 安全確保事業	保育所等の園児が日常的に集団で移動する経路について、警察署、道路管理者、保育所等の施設運営者が共同で安全点検を実施し、対応策を協議・実行することで、園児の移動経路の安全確保を図ります。 <table border="1" data-bbox="775 808 1209 902"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○					保育・幼児教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○														
			—												
209	防犯意識の啓発	防犯隊の防犯活動を充実させることにより、犯罪の未然防止を図り、地域の安全安心を確保します。 <table border="1" data-bbox="780 1005 1214 1099"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	防災危機管理課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
210	かけこみコール 110番の家	「かけこみコール110番の家」を市内各所に設置し、緊急時のこどもの避難場所を確保します。 <table border="1" data-bbox="783 1193 1217 1288"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○			生涯学習課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○												
			—												
211	ICT学習支援事業	各小中学校に専門知識のある支援員を派遣し、タブレット端末・コンピュータを活用した授業のサポートや技術的支援を行います。 <table border="1" data-bbox="788 1391 1222 1485"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○			学校教育課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○												
			163												
212	児童センター機能の 充実	地域の児童が安全・安心に児童センターを利用できるように、個別施設計画に基づき、老朽化が著しい児童センターの大規模改修工事等施設整備を行います。 また、熱中症対策のため、児童センターの遊戯室に空調設備を整備します。 <table border="1" data-bbox="783 1675 1217 1769"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者		○	○	○		○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
	○	○	○		○										
			187												

基本施策4 多様な働き方に対応できる環境

働く子育て当事者がこどもと過ごす時間を十分に取るには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が必要です。そのためには、仕事と育児を両立できる職場環境づくりを推進するとともに、社会全体の意識を醸成するため、男女がともに家事や育児を行うことへの理解を啓発することが重要です。

また、出産後も仕事を継続する人にとって働きやすい環境とするため、個々の希望に応じた就労につながるように、時短などの多様な働き方を支援します。

さらに、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や研修会等を通じて、育児休業、労働時間の短縮や就業形態の改善など職場の環境に対する取組を推進します。

《関連する条例・計画》

第6次鯖江市男女共同参画プラン

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
213	男女共同参画啓発事業	男女共同参画に関してパネル展・広報誌等での啓発を行います。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
214	男女共同参画地域推進事業	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する講座やワークショップ等を開催し、家庭・地域での男女の役割や働き方への意識改革を図ります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
215	ワーク・ライフ・バランス推進事業	企業の業務改革を個別に診断し、育児や介護が原因で離職する社員の軽減と企業の働き方改革を図ります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○			○	○	○	ダイバーシティ推進・相談課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○			○	○	○										
			—												
216	多様な働き方導入推進事業	社員が働き続けやすい環境整備を目的とする、就業規則の作成・更新にかかる費用の一部を助成します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
217	育児休業業務代替支援事業	国の制度である「両立支援等助成金(育休中等業務代替支援コース)」の支給決定を受けた事業主が、市内事業所に育児休業の代替要員を雇用すると助成金を交付します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
218	育児短時間勤務支援事業	<p>就業規則等で制度化されている育児短時間制度を利用希望した従業員に1か月以上利用させた事業主に対して助成金を交付します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
219	男性育児休業取得促進支援事業	<p>国の制度である「両立支援等助成金(出生時両立支援コース)」の支給決定を受けた事業主に対して助成金を交付します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
220	勤労者育児・介護休業生活資金利子補給事業	<p>福井県勤労者ライフプラン資金「育児・介護休業生活資金」の融資を受けた市内に住所を有する者に対して、融資を受けた日から5年間の支払利子額を全額補給します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												
221	子育て世代応援企業認定事業	<p>「育てやすい暮らしやすいまちづくり」を推進し、子育てと仕事の両立や子育て世代の定着を図るため、子育て世代応援企業認定基準に基づき、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを積極的に行う企業を認定します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期</th> <th>乳幼児期</th> <th>学童期</th> <th>思春期</th> <th>青年期</th> <th>子育て当事者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者						○	商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
					○										
			—												

基本目標Ⅵ 全ての若者の社会的自立に向けた支援



基本施策1 全ての若者に対する社会参画の支援

こども・若者が自分自身の興味や適性、自分の能力を活かせる職業を自ら選択できるよう、将来について考える機会づくりをするとともに、就労支援を行います。

結婚・出産・子育ては多様な価値観や考え方を尊重することが大切です。若い世代が主体的に結婚を望む場合は、若者の出会いや交流の場づくりなどの取組や、結婚生活に伴う新生活のスタートへの支援などを行います。また、こどもを産み育てることの大切さを経験できる体験活動等にも取り組みます。

《関連する条例・計画》

第4次鯖江市地域福祉計画

鯖江市教育大綱

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課
			再掲番号
222	赤ちゃん和小学生とのふれあい教室事業	小学校高学年を対象に、子育て支援センター、地域で育てる子育て支援ネットワーク委員会と学校教育課が連携・協力し、乳幼児をお持ちの子育て当事者のご理解を得て、乳幼児と触れ合う機会の場を設けます。	子育て支援センター 学校教育課
			141
223	保育ボランティア事業	小中学生が、こどもを生み育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所（園）、幼稚園等で乳幼児あるいは園児と触れ合う機会の場を設けます。	保育・幼児教育課 学校教育課
			142
224	中学校体験活動支援事業	中学校2年生が、市内事業所で2日間の職場体験を行います。	学校教育課
			144、169、 182
225	キャリア教育事業	地元高校と連携し、市内企業への就職支援や地元小・中学生を対象にしたキャリア人材の育成事業を実施します。	商工観光課
			—

キャリア教育とは、こどもたちが自分の将来を考える際に必要な知識やスキル、心理的・社会的な力を身に付ける教育のことです。

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
226	ハローワーク武生との雇用対策協定に基づく支援事業	ハローワーク武生と連携し、求人企業説明会を開催することで、市内への就職促進と若者に対する就職を支援します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○	○		商工観光課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○	○											
			—												
227	選挙学習	希望者に対して、国政選挙、地方選挙について出前講座を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○		○	○	○	○	行政管理課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○		○	○	○	○										
			—												
228	JK 課プロジェクト	地元の JK（女子高生）たちが中心となって、自由にアイデアを出し合い、様々な市民・団体・地元企業、大学、地域メディアなどと連携・協力しながら、自分たちのまちを楽しむ企画や活動を行っています。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			市民主役推進課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			—												
229	結婚相談事業	婦人福祉協議会と連携し、結婚相談や婚活事業を実施します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○		こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○											
			—												
230	U29 夫婦支援事業	夫婦のいずれかが 29 歳以下の夫婦に対して、夫婦の婚姻に伴う新生活に向けた費用の一部を支援します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○		こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○											
			—												
231	結婚新生活支援事業	経済的理由により結婚に踏み切れない方の結婚を後押しするため、結婚に伴う新生活の費用等の経済的負担を軽減する支援を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○		こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○											
			—												
232	出会い交流サポート事業	結婚を希望する 20 歳以上の男女を対象に、県および県内全市町で運営するふくい結婚応援協議会が管理する「ふくい婚活サポートセンターマッチングシステム」の登録料の一部を市が負担します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者					○		こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
				○											
			—												

基本施策2 悩みや不安を抱えるこども・若者とその家庭に対する支援

全国的にひきこもり状態にある人は、15～39歳で2.05%にあたると推計されており（2023年度内閣府データ）、その期間が長期化しているなど、家族も含めて社会から孤立していることが指摘されています。また、若者で就業していない者の割合も増加傾向にあり、若者の自立が課題となっています。

内閣府が令和元年度に実施した「子供・若者の意識に関する調査」によると、居場所の数や相談できる人、困った時に助けてくれる人の数は、自己肯定感や自己有用感とおおむね相関関係があることがわかっています。

悩みや不安を抱える若者とその家族に対し、希望があれば、気軽に相談できる場や人とのつながりを持てる場を提供するなど、若者が社会参画できるような取組を進めていく必要があります。

また、進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりするなど、心のSOSに気づいた時の対処についても、若者への周知が必要です。

《主な条例・計画》

鯖江市自殺対策計画（鯖江市保健計画内）

《主な事業》

番号	事業名称	事業概要	担当課												
			再掲番号												
233	重層的支援体制整備事業	一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような、制度のはざまにある事例やひきこもり、複雑化・複合的な課題のある事例などをサポートするため、分野をまたぐ支援を調整します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○	○	○	○	○	○	福祉総合相談室
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○	○	○	○	○	○										
			—												
234	地域自殺対策緊急強化特別事業	自殺予防の啓発、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体が連携し自殺予防対策を総合的に取り組みます。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者	○		○	○	○	○	健康づくり課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
○		○	○	○	○										
			52												
235	中学校卒業後も切れ目のない相談支援の推進	小中学校で不登校等の課題があり、中学卒業後に何らかの支援が必要と思われる生徒に対して、在学中に中学校等と連携し、卒業後も切れ目なく相談支援を行える体制づくりをします。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○			こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○												
			—												
236	こどもの居場所づくりの推進	こどもの居場所のニーズを把握し、必要な居場所づくりを検討します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者			○	○	○	○	こどもまんなか課
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
		○	○	○	○										
			24、186												
237	ひきこもり状態の人の居場所づくりの推進	ひきこもり状態の人の居場所づくり、相談対応、啓発等を行います。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>妊娠期</td> <td>乳幼児期</td> <td>学童期</td> <td>思春期</td> <td>青年期</td> <td>子育て当事者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者				○	○		福祉総合相談室
			妊娠期	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	子育て当事者							
			○	○											
			—												

6 施策成果指標

基本目標Ⅰ 全てのこどもの権利保障を推進

基本施策1 こどもの権利の理解促進

成果指標		単位	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
こどもの権利について聞いたことがある人の割合	小学生	%	46.7	80.0
	中学生		40.8	80.0
	保護者		51.9	80.0

基本施策2 こどもの意見表明と社会参加

成果指標		単位	現状 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自分の思いを相手に伝えることができると思う人の割合	小学生	%	83.1	85.0
	中学生		83.5	85.0

基本施策3 こどもの権利侵害の防止

成果指標		単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
① 児童虐待等への対応	児童虐待予防等の啓発回数	回	35	45	
	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合(注)	4か月児	%	100.0	100.0※
		1歳6か月児		85.8	86.0※
3歳児	70.6	71.0※			
② 不登校・いじめ・その他困難な状況にある子どもとその家庭への支援	学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けている割合	%	100	100	

(注)「健やか親子21(第2次)」指標(成育医療等基本方針に基づく評価指標より)

※参考:成育医療等基本方針(第2次)の中間評価(令和7年度)の目標値は、4か月児95.0%、1歳6か月児85.0%、3歳児70.0%です。

基本目標Ⅱ こどもの健やかな成長・発達の支援

基本施策1 こどもの健康の支援

成果指標		単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)	
1 健診や予防接種 などの保健・医療 の提供	乳児一般健康診査平均受診率 (1か月児・4か月児および9~10か月 児健康診査の合計受診者数/合計受診票交 付対象者数)	%	99.8	100	
	かかりつけ医をもって いるこどもの割合(注)	4か月児	%	83.7	85.0※
		3歳児	%	88.7	95.0※
	予防接種接種率	%	94.7	95.0	
2 こどもの運動・ 食育の推進	児童生徒の朝食摂取率	%	95.2	100	
	3歳児の朝食摂取率	%	98.0	100	
3 学童期・思春期 の保健対策の推進	中学校への自殺予防の啓発実施率	%	100	100	
	児童に対する人権教室開催数	回	6	8	

(注)「健やか親子21(第2次)」指標(成育医療等基本方針に基づく評価指標より)

※この目標値は、成育医療等基本方針(第2次)の中間評価(令和7年度)の目標値に合わせます。

基本施策2 障がいや発達に遅れがあり、支援が必要な子どもとその家庭への支援

成果指標		単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
児童デイサービス待機者数		人	0	0
発達支援のための教室等開催回数		回	373	385
育てにくさを感じたときに対処できる 親の割合(注)	4か月児	%	86.7	95.0※
	1歳6か月児		84.5	
	3歳児		84.7	

(注)「健やか親子21(第2次)」指標(成育医療等基本方針に基づく評価指標より)

※この目標値は、成育医療等基本方針(第2次)の中間評価(令和7年度)の目標値に合わせます。

基本目標Ⅲ 安心して子どもを産み、ゆとりをもって子どもと向き合うための支援

基本施策1 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
要支援妊産婦への訪問等による支援実施率	%	100	100
ハーフバースデイ参加率(参加者数/対象者数)	%	95	95

基本施策2 子育て支援サービスの充実

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
出生数 (現状 令和元年~4年の平均) (目標値 令和8~11年の平均)	人	534	530
子育て支援に満足している人の割合	%	55.6	65.0
子育て支援センター事業延べ利用者数	人	17,716	18,000
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる 時間がある保護者 (注)	4か月児	90.0	92.0*
	1歳6か月児	79.6	85.0*
	3歳児	77.6	78.0*

(注)「健やか親子21(第2次)」指標(成育医療等基本方針に基づく評価指標より)

※参考:成育医療等基本方針(第2次)の中間評価(令和7年度)の目標値は、4か月児92.0%、1歳6か月児85.0%、3歳児75.0%です。

基本施策3 経済的支援の充実

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
出産・子育て応援事業の経済的支援 (妊娠届後と生後2か月時点の赤ちゃん訪問後に支給)	%	100	100
児童手当の支給率 (支給対象者数に対する支給者数の割合)	%	100	100

基本施策4 ひとり親家庭への支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ひとり親家庭児童学習支援開催数	回	290	360
習い事支援事業 助成実人数	人	55	65

基本施策5 こどもの貧困対策の推進

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
生活困窮者就労支援実施率	%	100	100

基本目標Ⅳ こどもと子育て当事者を支える教育・保育等の充実

基本施策1 年齢に応じた多様な遊びや体験活動の支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地区の子育てネットワークの講座・行事回数	回	157	200
児童センター事業数	回	204	210

基本施策2 乳幼児期の教育・保育の充実

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
待機児童数	人	0	0

基本施策3 質の高い学校教育の推進

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	小学生	%	93.0
	中学生		90.0
家庭・地域・学校協議会の実施率	%	100	100

基本施策4 鯖江への愛着心と誇りの醸成

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
体験活動実施事業所数	箇所	152	160
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	小学6年生	%	82.4
	中学3年生		62.9

基本施策5 放課後の過ごし方と居場所支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
放課後児童クラブ 単位数	単位	35	35
児童センターの延べ利用者数	人	71,484	75,000

基本目標Ⅴ 地域みんなで子育てをサポートするまちづくりの推進

基本施策1 こどもの健やかな成長を見守るネットワークの充実

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
地域で育む子育て支援ネットワーク委員会活動回数	回	202	205
子育てサポーター活動率(活動者数/登録者数)	%	89	95

基本施策2 地域での子育て支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
合宿通学事業を実施した公民館数	館	7	9
放課後子ども教室の利用者数	人	12,013	13,000
この地域で子育てをしたいと思う親の割合(注)	4か月児	96.7	97.0※
	1歳6か月児	97.0	98.0※
	3歳児	98.2	99.0※

(注)「健やか親子21(第2次)」指標(成育医療等基本方針に基づく評価指標より)

※参考:成育医療等基本方針(第2次)の中間評価(令和7年度)の目標値は、95.0%です。

基本施策3 こどもが過ごしやすい安全・安心な環境の確保

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
交通安全施設のパトロール等による設置・補修率	%	100	100
交通安全教室の開催回数	回	108	110
情報モラル教育の実施率	%	100	100

基本施策4 多様な働き方に対応できる環境

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
ワーク・ライフ・バランスの認知度	%	33.9 (令和6年度)	50
環境整備に取り組んだ企業数	社	9	50

基本目標VI 全ての若者の社会的自立に向けた支援

基本施策1 全ての若者に対する社会参画の支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
保育ボランティア参加受入率	%	100	100
婚活事業等参加者数	人	28	50
50歳未満未婚率の増減(対5年前比)	%	+2.4	+2.0

基本施策2 悩みや不安を抱えるこども・若者とその家庭に対する支援

成果指標	単位	現状 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
幸せだと回答する中学生の割合	%	94.5(R6調査)	96.0
ひきこもり相談対応率	%	100	100

第4章

第3期鯖江市子ども・子育て支援事業計画 ～量の見込みと確保方策について～

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針を踏まえ、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

本章は、子ども・子育て支援法で規定される教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとそれに対応する提供方法の確保の方策について記載します。なお、本章に掲載された事業は、第3章の内容と方向性を同じくするものです。

本計画を策定するにあたって、こどもの人口および各事業の利用状況や令和6年1月～2月に実施したニーズ調査等から得られた利用希望、また、国の基本指針を踏まえ、計画期間における「教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を算出しました。

(1) 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から17歳までのこどもの人口を過去10年間の住民基本台帳の人口を基に推計しました。

こどもの将来推計は、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	476	466	455	445	436	425
1歳	474	486	477	465	454	443
2歳	552	474	486	477	465	454
3歳	493	552	474	486	477	465
4歳	572	494	553	474	486	477
5歳	595	575	496	556	476	489
6歳	584	599	580	500	560	479
7歳	619	585	600	580	500	559
8歳	608	620	587	602	582	502
9歳	637	609	621	588	603	583
10歳	627	638	611	623	590	605
11歳	681	628	639	612	624	591
12歳	695	682	631	641	614	625
13歳	735	696	683	632	642	615
14歳	698	736	698	684	633	644
15歳	734	699	746	708	693	641
16歳	721	735	700	747	709	694
17歳	710	722	736	701	748	710

【児童数の算出方法】

0歳児の児童数は、過去10年の対前年の人口伸率の平均で推計

1歳児以降の児童数は、過去10年の社会動態による人口の伸率の平均で推計

2 教育・保育給付

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、子育て当事者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

鯖江市では、コンパクトな市域面積、市民の生活圏域、教育・保育施設の配置や利用状況などを踏まえて、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備や人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定めます。

区分	施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	市域全体 (1区域)
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育 居宅訪問型保育、事業所内保育	

鯖江市では、教育・保育の「量の見込み」について、計画策定に係る「子ども・子育て支援に関するアンケート」調査（令和6年1月～2月実施）の結果をもとに、以下の認定区分別に設定します。なお、3号認定については、年齢区分により設定します。

認定区分		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で教育・保育を希望	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を希望	保育所・認定こども園・地域型保育事業

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の方策

【概要】

乳幼児期の教育および保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであるため、園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育およびその後の教育の基礎を培うとともに、子育て当事者とともに園児を健やかに育成します。

【現状】

定員の不足分については、必要保育士数や必要面積といった法令上の最低基準を満たしていることを条件に認められている定員の弾力的運用を行うことで対応している。

【 現状 】

単位：人

			令和5年度			
			1号	2号	3号	
					1・2歳	0歳
① 量の実績			168	1,597	854	229
② 確保量実績	特定教育・保育施設	市内（定員）	418	1,672	772	208
		市内（定員の弾力的運用）			63	14
		他市町への委託	21	27	19	7
	上記以外	幼稚園＋預かり保育	155			
		その他				
②-①			426	102	0	0

【 教育・保育の「量の見込み」および「提供体制の確保内容」 】

次ページのとおり

【 今後の方向性 】

将来的に乳幼児数の落ち込みが見込まれるため、今後も引き続き定員の弾力的運用を行うことで、当面の需要に対応します。

【 量の見込みの算出方法等 】

- ・過去5年の年齢区分ごとの申込率の伸び率を基に、各年度における申込率を推計し、人口の推計値に申込率の推計値を乗じて算出しています。

教育・保育の「量の見込み」および「提供体制の確保内容」

単位：人

			令和7年度				令和8年度					
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	1・2 歳	0歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	1・2歳	0歳
① 量の見込み			100	66	1,398	855	215	95	62	1,313	858	210
				計 1,464					計 1,375			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内（定員）	432	1,603		756	219	367	1,603		768	225
		市内（定員の 弾力的運用）				74					70	
		他市町への委 託	6	20		25	5	6	20		20	5
	上記以外	幼稚園＋預かり 保育	60					60				
		その他										
② - ①			398	159		0	9	338	248		0	20
			令和9年度				令和10年度					
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	1・2 歳	0歳		学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	1・2歳	0歳
① 量の見込み			95	62	1,307	839	206	91	58	1,241	819	201
				計 1,369					計 1,299			
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内（定員）	367	1,603		768	225	217	1,602		798	231
		市内（定員の 弾力的運用）				51					8	
		他市町への委 託	6	20		20	5	6	20		20	5
	上記以外	幼稚園＋預かり 保育	60					60				
		その他										
② - ①			338	254		0	24	192	323		7	35
			令和11年度									
			1号	2号		3号						
				学校教育の 利用希望 が強い	左記 以外	1・2 歳	0歳					
① 量の見込み			90	58	1,234	799	196					
				計 1,292								
② 確保 方策	特定教育・ 保育施設	市内（定員）	217	1,602		798	231					
		市内（定員の 弾力的運用）										
		他市町への委 託	15	20		20	5					
	上記以外	幼稚園＋預かり 保育	60									
		その他										
② - ①			202	330		19	40					

3 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で16事業が定められており、市町村が地域の実情に応じて実施する事業です。

① 利用者支援事業

【 概要 】

妊娠期から子育て期に渡るまで地域の子ども・子育て支援について、こどもやその子育て当事者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	実施箇所	2か所	2か所	2か所	2か所

子育て支援センター（基本型）1か所＋健康づくり課（母子保健型）1か所

【 量の見込みと確保策 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 今後の方向性 】

子育て支援センターと健康づくり課、こどもまんなか課が連携強化を図り、乳幼児を持つ子育て当事者の方からの様々な問い合わせや相談に対応します。

市内の幼稚園・保育所・こども園や子育て支援施設と情報共有を図り、子育て支援関連情報の充実に努めます。

【 量の見込みの算出方法等 】

- ・子育て支援センター（基本型）：1か所
- ・こども家庭センター型（母子保健・児童福祉）：1か所

（令和6年度からは、健康づくり課・こどもまんなか課・子育て支援センターの3つの相談機関を集約して、こども家庭センター型（母子保健・児童福祉）として実施しています。）

② 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

妊娠期の方、乳幼児とその子育て当事者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談対応や情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	人日/年	4,843	4,597	8,146	9,930

【 量の見込みと確保 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日/年	7,130	7,090	6,935	6,775	6,610
②確保の内容		9,000	9,000	9,000	8,500	8,500
②-①		1,870	1,910	2,065	1,725	1,890

【 今後の方向性 】

子育て支援センターを中心に、子育て当事者が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みが軽減できるよう、地域の子育てを支援します。

地域で育む子育て支援ネットワーク委員会や子育てグループなどが地区公民館や児童館・児童センターで実施する子育て支援の自主的な活動を継続して支援します。また、市内の幼稚園・保育所・こども園・子育て支援施設と情報共有を図り、子育て支援関連情報の充実に努めます。

また、響陽会館内に整備予定の「屋内型こどもの遊び場」では、乳幼児とその子育て当事者の相互交流や子育て情報の提供等を行い、地域の子育て支援を行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

事業実績に基づき、平均利用数を算出し、利用が多い0—2歳児の平均推計人口を乗じて算出しています。

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【 概要 】

子育て当事者の就労等により、昼間適切な保護を受けることができない小学生に対し、適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	低学年	人	789	807	796	871
	高学年		64	54	74	58

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	人	953	936	883	866	816
	高学年		82	64	61	62	61
②確保の内容			1,035	1,000	1,000	1,000	1,000
②-①			0	0	56	72	123

【 今後の方向性 】

優先度の高い低学年を重点に受入体制を確保します。現在受入可能な施設が老朽化しており、大規模改修を実施していくほか、公共施設や小学校の余裕教室の活用など、放課後の居場所の環境整備に努めます。

【 量の見込みの算出方法等 】

各学年推計人口をもとに過去5年間で利用率の高い令和6年度学童利用率を乗じて算出しています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	人	355	344	296	332	284
2年生		329	337	326	281	314
3年生		269	255	261	253	218
4年生		51	52	49	50	49
5年生		23	4	4	4	4
6年生		8	8	8	8	8
合計		1,035	1,000	944	928	877

④ 妊婦健康診査

【 概要 】

妊婦健康診査の助成を行い、妊娠に係る経済的な不安を軽減します。母体や胎児の健康確保を図るため、積極的な妊婦健康診査の受診を促します。

【 現状 】

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 績	延受診数	件	6,349	6,659	5,930	6,013

【 量の見込みと確保 】

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	延受診数	件	5,126	5,005	4,895	4,796	4,675
②確保の内容			6,524	6,370	6,230	6,104	5,950
②-①			1,398	1,365	1,335	1,308	1,275

【 今後の方向性 】

各医療機関で実施します。

【 量の見込みの算出方法等 】

0歳児推計をもとに、妊婦健康診査受診票交付数の推計を算出し、出産までに使用する妊婦一人当たりの妊婦健康診査受診券平均使用回数1.1回（受診券1.4枚発行）を乗じて算出しています。

	実績	第3期計画				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0歳児推計 (人)	480	466	455	445	436	425

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

保健師、助産師が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	訪問数	件	489	545	484	518

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問数	件	466	455	445	436	425
②確保の内容			466	455	445	436	425
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も生後4か月までに保健師、助産師が、乳児のいる全ての家庭を訪問します。また、本事業の訪問により把握した養育支援等が必要な家庭については、健康づくり課（こども家庭センター：母子保健）が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の一環として、こどもまんなか課および子育て支援センターや関係機関と連携を密にし、きめ細やかな支援の充実を図ります。

【 量の見込みの算出方法等 】

0歳児推計に基づき算出しています。

	実績	第3期計画				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児推計 (人)	480	466	455	445	436	425

⑥ 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子育て当事者の育児、家事などの支援を行う事業です。子育て当事者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	訪問率	%	100	100	100	100
	訪問延件数	件	71	106	145	114

【 量の見込みと確保 】

全市			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	訪問数	件	120	120	120	120	120
②確保の内容			120	120	120	120	120
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、家庭児童相談員や保健師等により計画的に訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

【 量の見込みの算出方法等 】

平成29年度より、特に支援が必要と認められる家庭に対し、計画的に家庭児童相談員や保健師等が訪問し支援しています。量の見込みについては、計画的に支援が必要な世帯を訪問した数を過去4年の実績に基づき算出しています。

⑦ 子育て支援短期事業（ショートステイ）

【 概要 】

子育て当事者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	児童数	人日	115	319	244	233

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	児童数	人日	274	264	261	251	247
②確保の内容			274	264	261	251	247
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、市内の吉江学園と福井市の福井県済生会乳児院に委託し、事業の周知に努めます。また、里親の利用についても推進することで、子育て当事者のニーズに応じた支援を実施します。

【 量の見込みの算出方法等 】

ニーズ調査結果（第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改訂版））に基づき算出しています。

⑧-1 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。また、認定こども園幼稚園部および幼稚園の延長保育もこの事業の中で実施します。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	幼稚園型 (幼稚園・こども園)	人日	4,619	5,314	4,339	3,989
	幼稚園型以外 (保育所・こども園)		1,422	799	588	692

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	幼稚園型	人日	3,714	3,483	3,467	3,291	3,273
	幼稚園型以外		1,456	1,405	1,387	1,335	1,316
②確保の内容	幼稚園型		3,714	3,483	3,467	3,291	3,273
	幼稚園型以外		1,456	1,405	1,387	1,335	1,316
②—①	幼稚園型		0	0	0	0	0
	幼稚園型以外		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保育施設がない小学校区の片上および北中山幼稚園では、一時預かりを引き続き実施し、利用への対応を行います。

また、市内の保育所（園）、認定こども園における受け入れ体制を継続して、利用への対応を行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

令和5年度における人口一人当たりの利用日数を基に人口の見込値を乗じて算出しています。

⑧-2 一時預かり事業（子育て支援センター一時預かり事業）

【 概要 】

子育て当事者の育児疲れ等の理由により、保育を必要とした場合に、子育て支援センターで一時的に乳幼児を預かる事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	人日	406	586	726	887

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	乳幼児 数	人日	900	900	900	900	900
②確保の内容			900	900	900	900	900
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

子育て支援センター内に一時預かり専用室を設け、利用者の利便性を図っています。

気軽に短時間預かることができるこの事業は、育児疲れ等による育児不安の解消や虐待防止に効果的であり今後も継続して行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

令和5年度の実績を参考に算出しています。

⑧-3 一時預かり事業（すみずみ子育てサポート事業）

【 概要 】

子育て当事者の仕事の都合・疾病・入院・冠婚葬祭・育児疲れ等の理由により、家庭での保育が緊急・一時的に困難となった子育て当事者と妊婦家庭に対し、一時預かりや家事援助のサービスを行う事業です。

【 現状 】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績値	人日	4,034	3,764	3,107	4,029

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	乳幼児 数	人日	3,656	3,529	3,484	3,353	3,304
②確保の内容			3,656	3,529	3,484	3,353	3,304
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現在市内3事業所、市外9事業所で実施しています。引き続き実施事業所の確保に努め、利用への対応を行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

事業実績に基づき、平均利用数を算出し、利用が多い0～5歳児の平均推計人口を乗じて算出しています。

⑨ 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、認定こども園等において保育を実施する事業です。

市内認定こども園で、概ね1歳児以上の在園児を対象に実施します。

【 現状 】

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	利用児童数	人日	468	536	574	531

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用 児童数	人日	631	609	601	579	570
②確保の内容			631	609	601	579	570
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

延長保育実施のための保育士の確保など、受入体制の強化を図ります。

【 量の見込みの算出方法等 】

ニーズ調査結果（第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改訂版））に基づき算出しています。

⑩ 病児・病後児保育事業

【 概要 】

病児および病後児について、病院等に付設された専用施設等において、看護師・保育士が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 績	利用児童数	人日	452	818	816	1,166

【 量の見込みと確保 】

			令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	利用 児童数	人日	1,085	1,047	1,034	995	980
②確保の内容			1,085	1,047	1,034	995	980
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

市内 2 施設および近隣市町（7 施設）と引き続き委託契約を行い、病児・病後児の受け入れ体制の確保を図ります。

【 量の見込みの算出方法等 】

令和 5 年度利用実績から人口一人当たりの利用日数をもとめ、人口の見込値を乗じて算出しています。

⑪ 利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業型）（新規）

【 概要 】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	妊娠届出数	466	455	445	436	425
	1組あたりの面談日数	4	4	4	4	4
②確保の内容	面談実施合計回数	1,864	1,820	1,780	1,744	1,700
②-①		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和4年度から実施している、出産・子育て応援事業の伴走型相談支援として実施しており、面談回数は4回（妊娠届出時、妊娠後期のアンケート実施および希望者に面談、出産後の赤ちゃん訪問2回）実施しています。必要に応じて、相談支援を行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改定版）に基づき、各年度の妊娠届出数を推測し、本事業の量の見込みを算出しています。

⑫ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）

【 概要 】

子育て当事者の就労の有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設等を月一定時間利用できる制度です。保育施設等にて利用できる環境を整備することで、同年齢のこどもとの触れ合い、発達に合った環境を提供し、こどもの健やかな育成を図ります。

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	利用 家庭数	人月	—	16	16	16	16
②確保の内容			—	10	10	10	10

【 今後の方向性 】

保育施設等の未就園児家庭を対象に保育所、こども園等にて受入体制を確保し、令和8年度から始まる「乳児等のための支援給付」により実施予定です。また、現在保育者の確保が困難な状況であることから、受け入れ体制の確保、充実に努めます。

【 量の見込みの算出方法等 】

第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改定版）に基づき算出しています。

⑬ 産後ケア事業（新規）

【 概要 】

産後の母と子の健康のために、助産所や医療機関でのショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）、助産師による訪問を行い、心と体を休めながら育児相談や授乳指導などを行います。

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	事業利用 妊婦数	人日	300	300	300	300	300
②確保の内容			300	300	300	300	300
②-①			0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

産後の体調や子育て等で不安や負担を抱える産婦を早期に発見し、産後ケア等の必要なサービスを紹介します。また、メンタルヘルスの対応が必要な産婦に対しては、精神科医療機関との連携をもとに支援を行います。

【 量の見込みの算出方法等 】

第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改定版）に基づき算出しています。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業（新規）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て当事者、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	延べ 人数	人日	60	60	60	60	60
②確保の内容			0	20	25	30	35

【 今後の方向性 】

現在委託先は未定ですが、今後、県の協力を得ながら、受け入れ体制の確保・充実に努めます。

【 量の見込みの算出方法等 】

量の見込みは、養育支援訪問（延べ人数）の令和元年度から5年度の延べ訪問回数の平均値とした。

⑮ 児童育成支援拠点事業（新規）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【 量の見込みと確保 】

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数	人	10	10	10	10	10
②確保の内容			0	5	5	5	5

【 今後の方向性 】

現在委託先は未定ですが、今後、県の協力を得ながら、受け入れ体制の確保・充実に努めます。

【 量の見込みの算出方法等 】

第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の考え方（改定版）に基づき、家庭の養育環境に課題がある児童のうち令和6年度の居場所がない児童の数を算出しています。

⑩ 親子関係形成支援事業（新規）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て当事者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える子育て当事者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の支援を行います。

【 量の見込みと確保 】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数	10	10	10	10	10
②確保の内容		10	10	10	10	10

【 今後の方向性 】

現在、子育て支援センターで実施している「ペアレント・プログラム」を今後も継続します。

【 量の見込みの算出方法等 】

量の見込みは、子育て支援センターで実施している「ペアレント・プログラム」の定員としました。

下記の3事業については、本市の実状や他市町の動向を踏まえ、検討することとします。

⑪ ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の子育て当事者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を助成する事業です。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、および多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、運営を促進するための事業です。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する提供の確保

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

認定こども園は、保育所と幼稚園の機能や特長を併せ持ち、幼児教育・保育を一体的に提供できる施設であるとともに、地域の子どもを子育て当事者の就労状況等の事由によらず柔軟に受け入れることのできる施設です。

本市では、世帯構成や子育て当事者の就業形態が多様化する中、認定こども園が子どもの健やかな育ちを支える上で、重要な施設であるとの認識のもと、幼児期の教育・保育の適切な提供が可能となるよう、今後も引き続き認定こども園の推進、普及に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る考え方、推進方策

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担うものであるとの認識のもと、乳幼児期から学齢期における発達及び生活の連続性の確保が重要です。ライフステージの切れ目ない支援を行うため、関係機関の連携強化や事業従事者全体の質の向上のための取組を行います。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、創設された子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、各利用施設との連携のもと、公正かつ適正な給付を行います。また、各施設の確認や指導監督については、県との連携を図りながら、適切に進めていきます。

第5章

計画の推進体制

1 庁内推進体制

鯖江市子ども計画の推進にあたっては、計画に関連する課（市民主役推進課、ダイバーシティ推進・相談課、社会福祉課、こどもまんなか課、保育・幼児教育課、健康づくり課、学校教育課、生涯学習課）で構成する庁内連絡会を設置し、施策を総合的に推進します。

2 関係機関・団体や市民との連携

鯖江市子ども計画の施策の着実な推進を図るため、国や県との連携強化を図るとともに、計画の理念や考え方を地域全体で共有し、こども、子育て当事者、市民及び関係機関、各種団体や企業など、地域の皆さんと一緒に連携し、協働することにより、きめ細やかな施策の推進を行います。また、関係機関や地域の社会資源とのつながりを持てるようにネットワークを継続していきます。

3 こども・子育て支援に関する情報発信

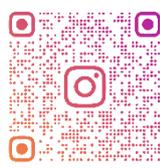
今後も、必要な子育て支援情報を必要な人に届けられるよう、子育てハンドブック等の配布、ホームページ「子育て支援ネットさばえ」、インスタグラム、フェイスブック、市の公式ライン、職員からの情報提供等、あらゆる手法で幅広く情報発信をしていきます。

こどもたちに市の子育て支援施策に関心をもってもらうとともに、子育て施策に対して意見を表明する機会を設け周知していきます。

また、市全体でこどもを見守り、子育てに関心を持てる気運の醸成に向けた情報発信等に努めます。



市 HP「子育て支援ネット！さばえ」



子育て支援センター
にじいろのインスタグラム



子育て支援センターにじいろ
のフェイスブック

4 計画の進行管理

計画の実施状況や成果指標の進捗状況については、毎年「鯖江市子ども・子育て会議」にて意見を聴き、事業実績として点検、評価します。また、事業実績を踏まえ、取組の推進やPDCAサイクル（注）に基づき、改善を図ります。

なお、実際の状況等と大きな乖離が見られ、見直しが必要と考えられる場合には、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。また、こどもや若者に関する取組について、こども自身がどのように感じているかなどの評価を行い、それらの結果を踏まえ、事業の推進や改善を図ります。

（注）PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法です。

資料編 目次

I	アンケート結果	
	1 こどもの権利についてのアンケート（対象：小中学生とその保護者）	120
	2 こどもの権利についてのアンケート（対象：高校生1～3年生）	130
	3 権利条約の認知度アンケート	135
	4 乳幼児をもつ保護者対象のアンケート （6月フェスタ、10月フェスタ）	136
	5 高校生居場所アンケート	138
II	鯖江市子ども・子育て会議委員名簿・鯖江市こども計画策定検討委員会名簿	142
III	鯖江市子ども・子育て会議条例、鯖江市こども計画策定検討委員会設置要綱	143
IV	鯖江市こどもの権利条例策定委員会委員名簿	147
V	鯖江市こどもの権利条例策定委員会設置要綱	148
VI	鯖江市こどもの権利条例	150

I アンケート結果

1 こどもの権利についてのアンケート（対象：小中学生とその保護者）

（1）調査の目的

こどもの権利についての認識や大事だと思う権利等を鯖江市在住のこども及び子育て家庭の保護者に対してアンケート調査をすることにより、「鯖江市こどもの権利条例」の策定に係る検討のための基礎資料とする。

（2）調査の対象

1) 調査対象者 鯖江市在住の以下の者

①小学生（市内小学校 4 年生～6 年生）及びその保護者

②中学生（市内中学校 1 年生～3 年生）及びその保護者

2) 調査対象者及び回収数（率）

（対象人数は、市内小中学校児童・生徒数 R6.5.1 時点）

	対象人数	回収数	回収率（%）
小学校4年生	633	565	89.3
小学校5年生	616	524	85.1
小学校6年生	678	567	83.6
中学校1年生	668	626	93.7
中学校2年生	718	485	67.5
中学校3年生	675	429	63.6
合計	3,988	3,196	80.1

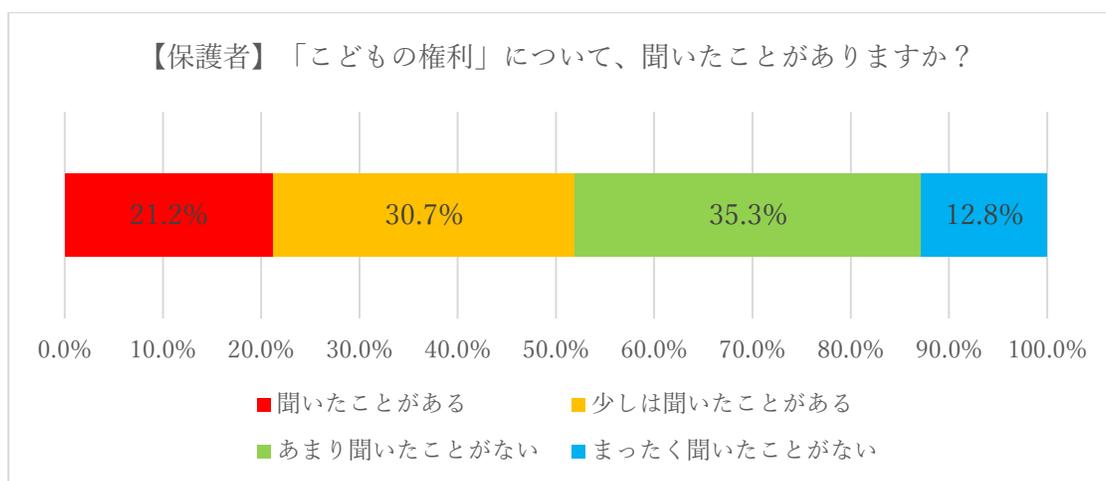
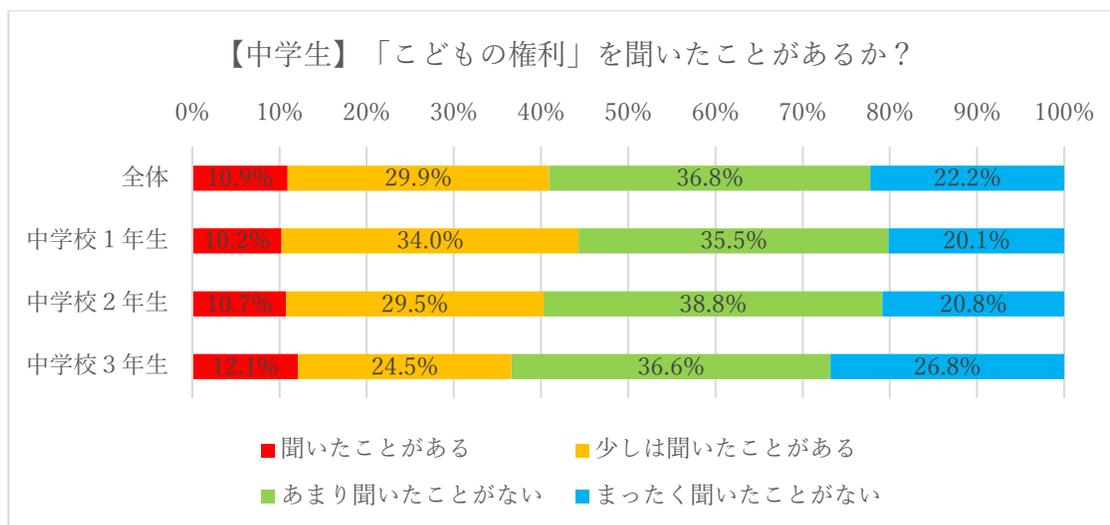
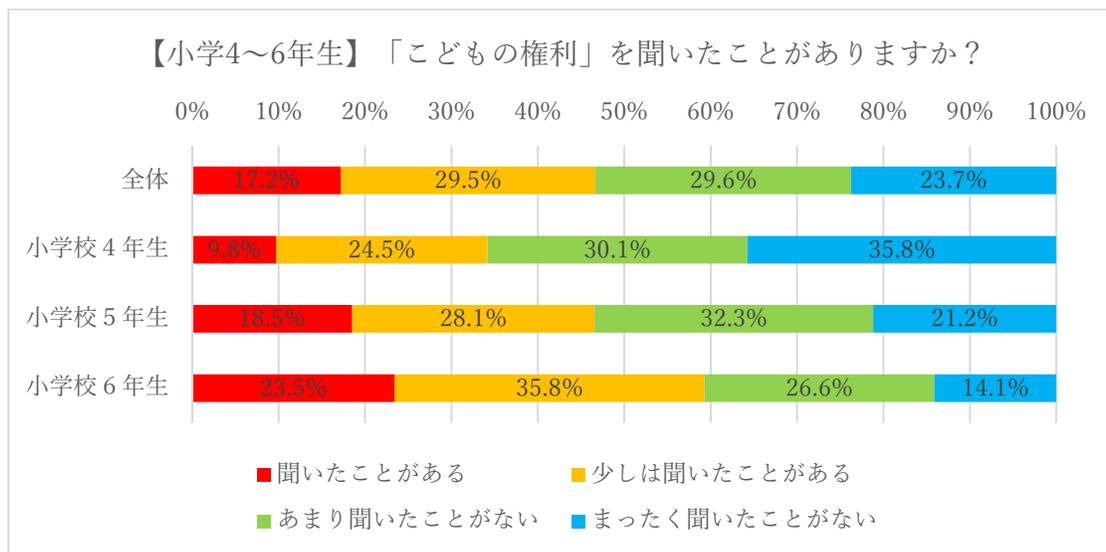
保護者	2,237	1,900	84.9
-----	-------	-------	------

（3）調査方法 Logo フォーム（インターネット）による回収

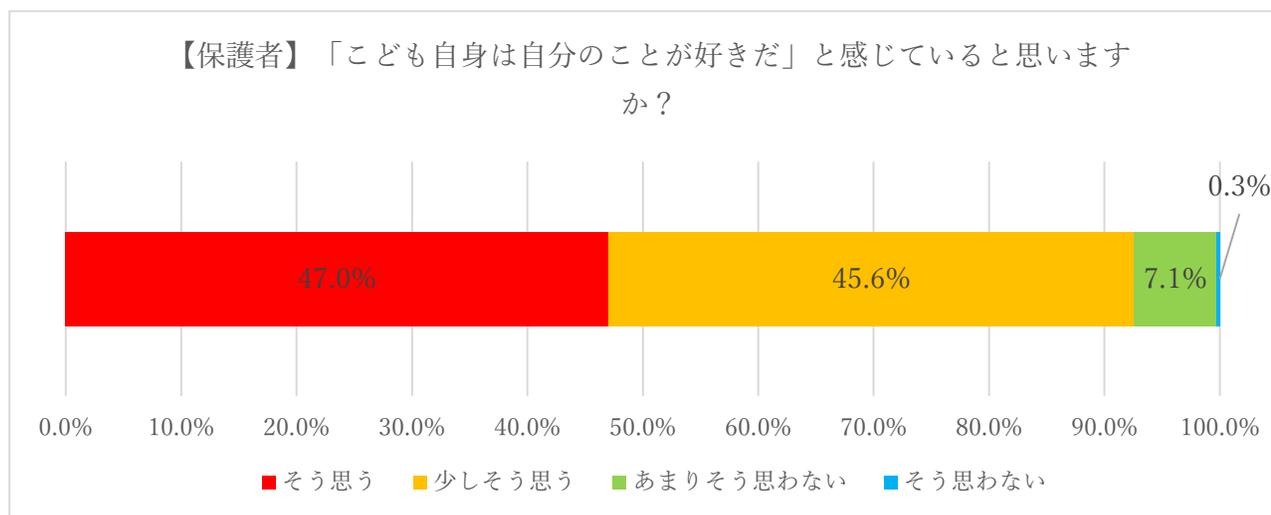
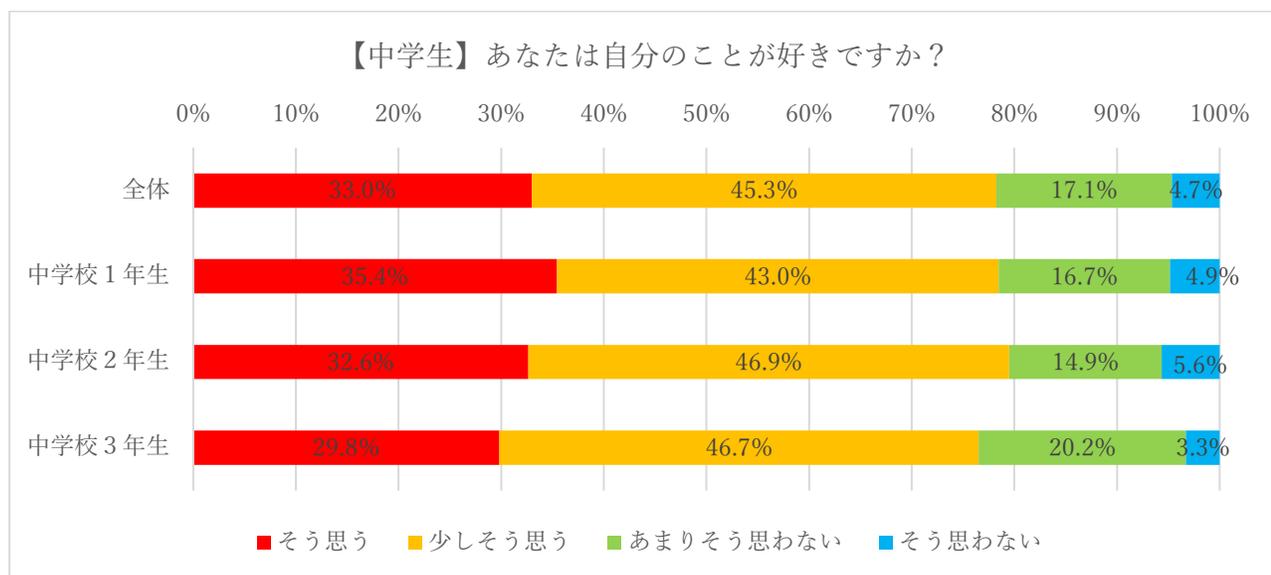
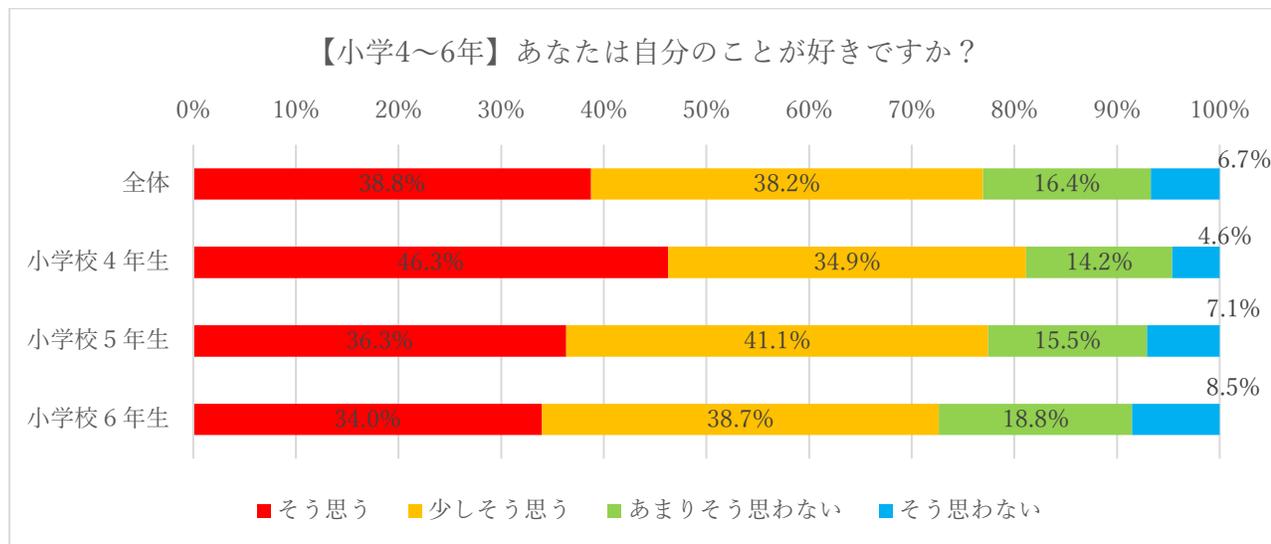
（4）調査期間 令和 6 年 7 月 8 日～8 月 11 日

(5) 調査結果

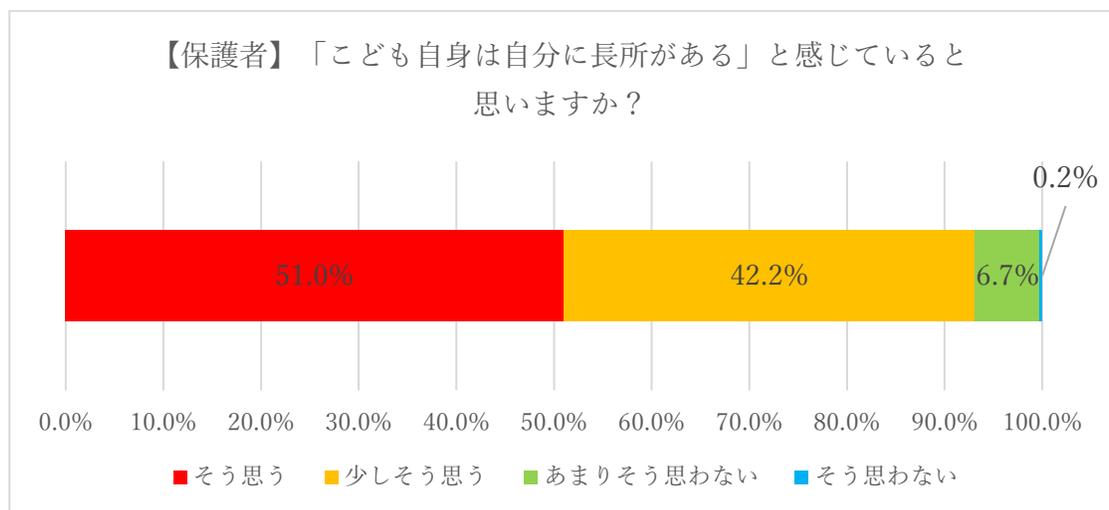
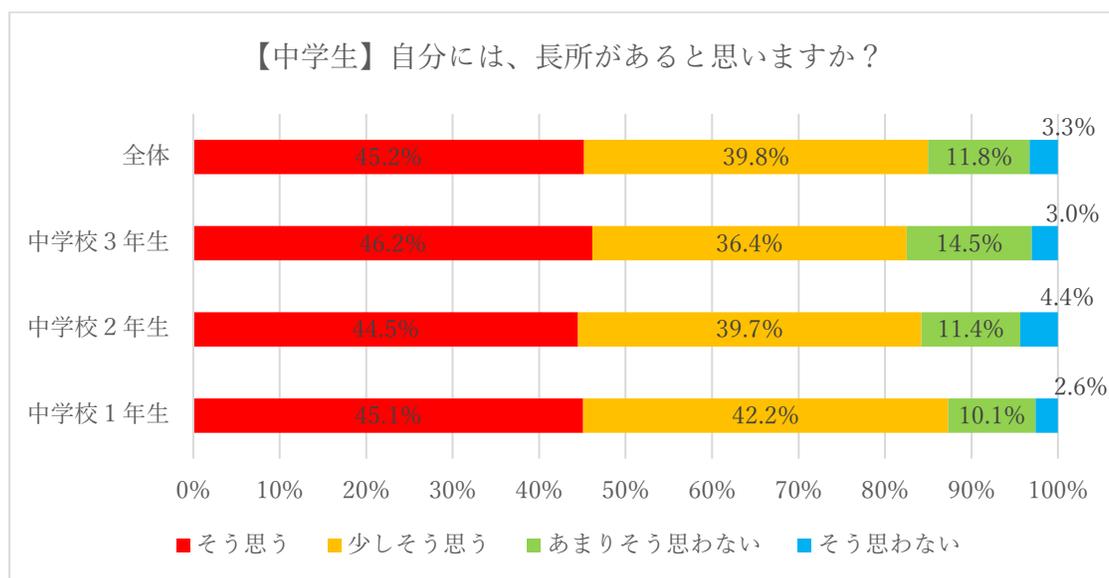
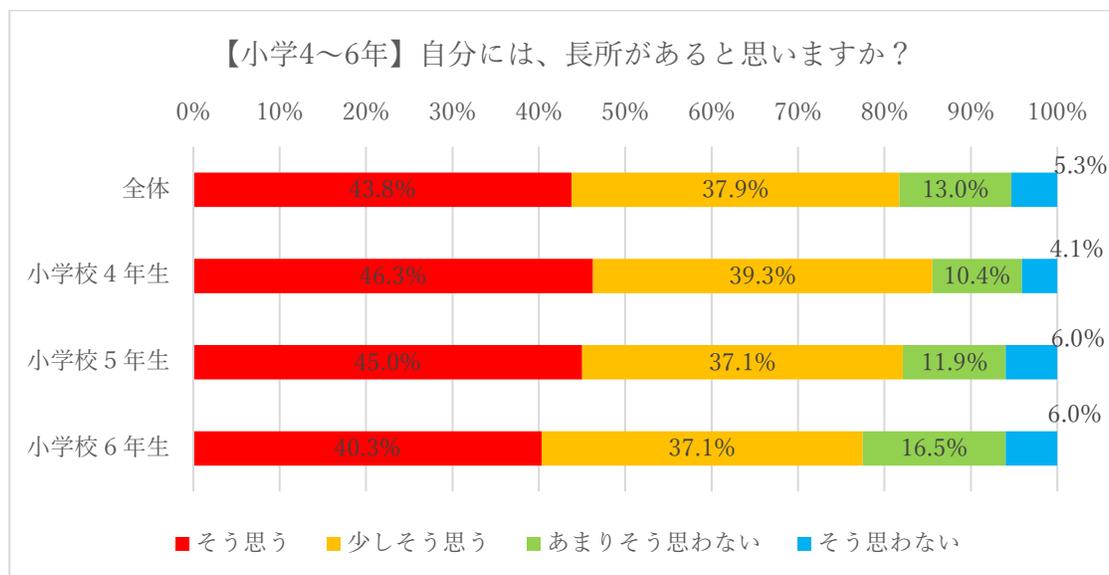
1) 「こどもの権利」を聞いたことがありますか？



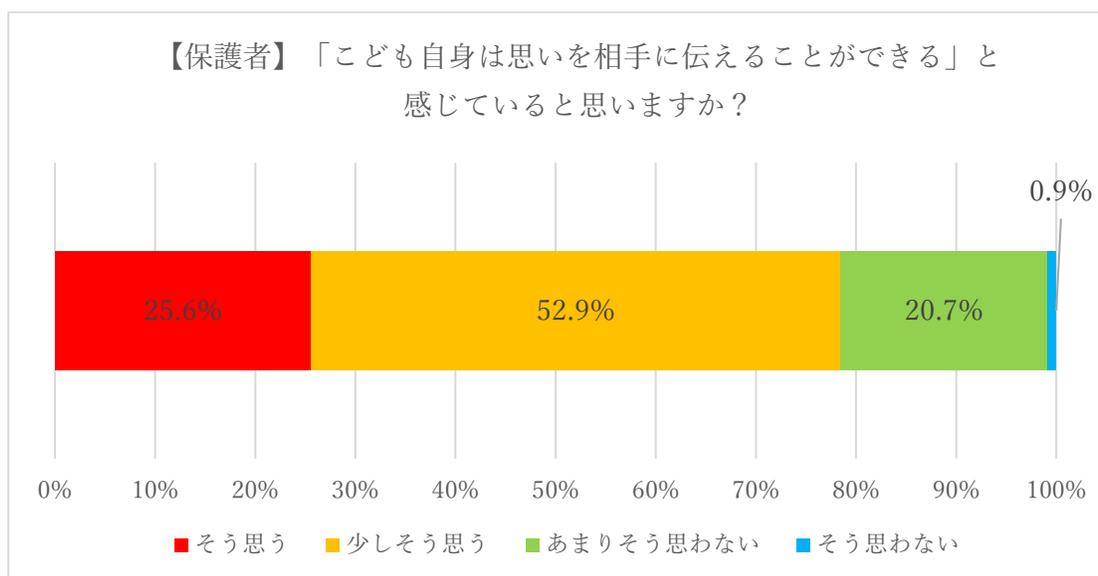
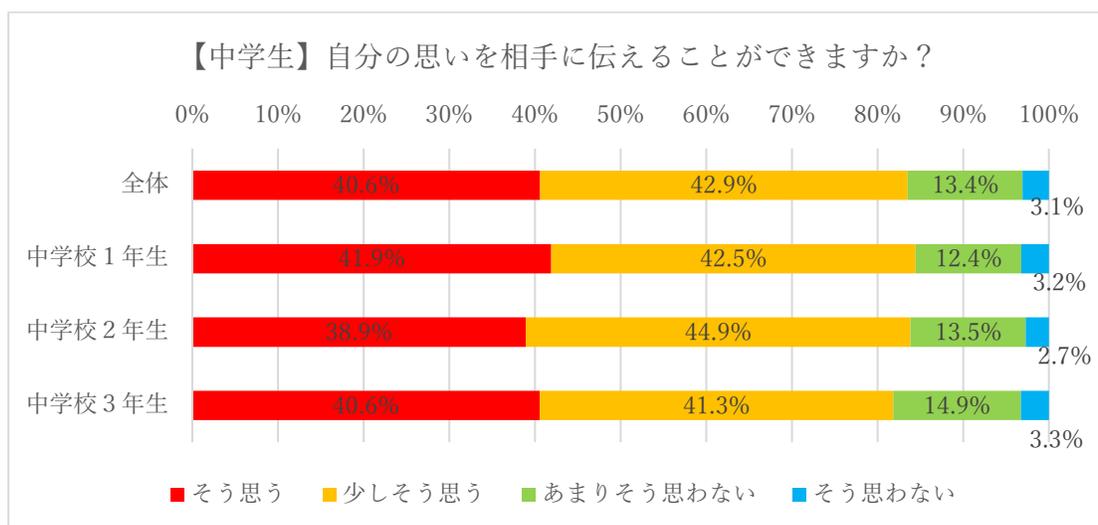
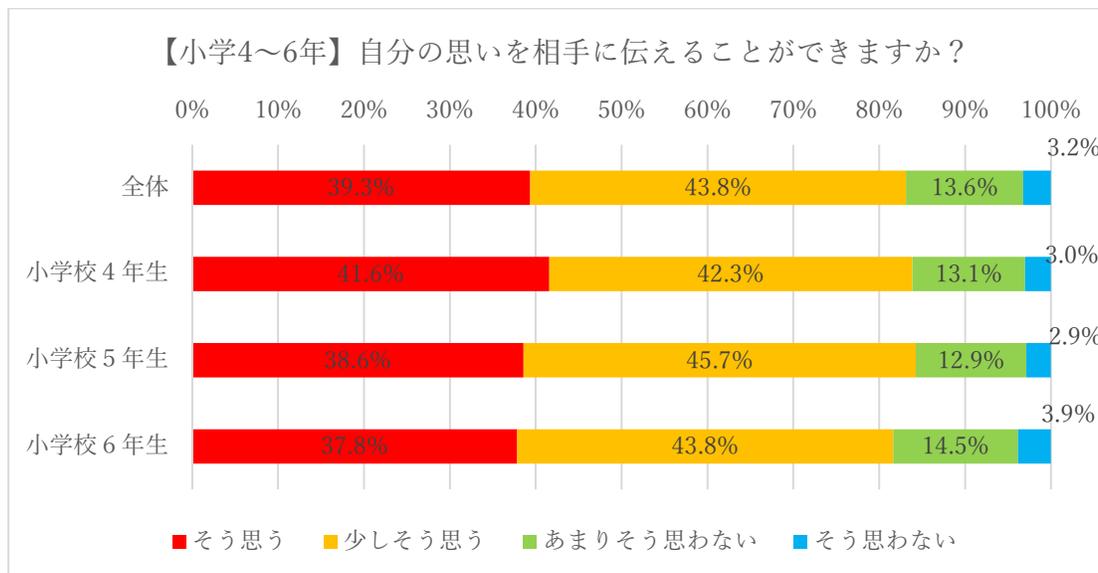
2) 自分のことが好きですか？



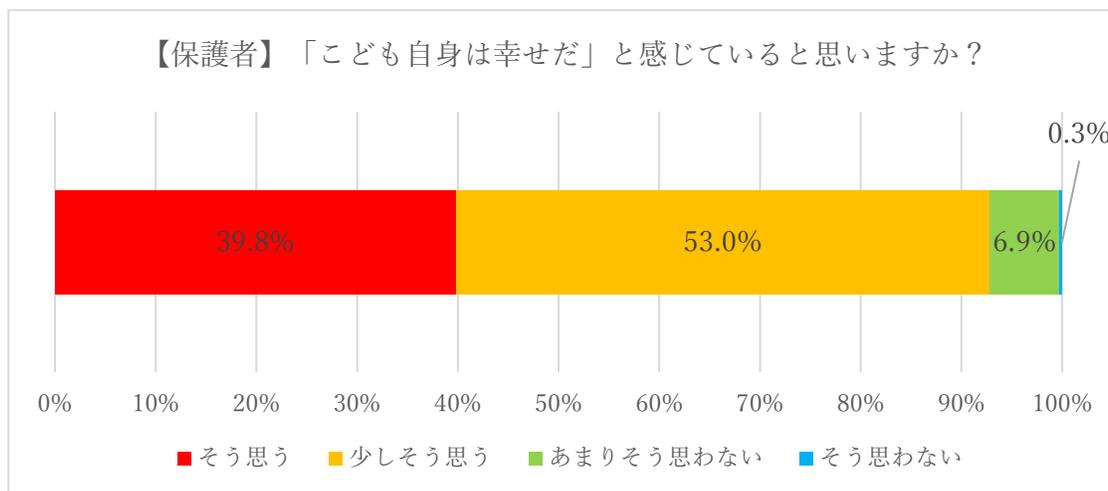
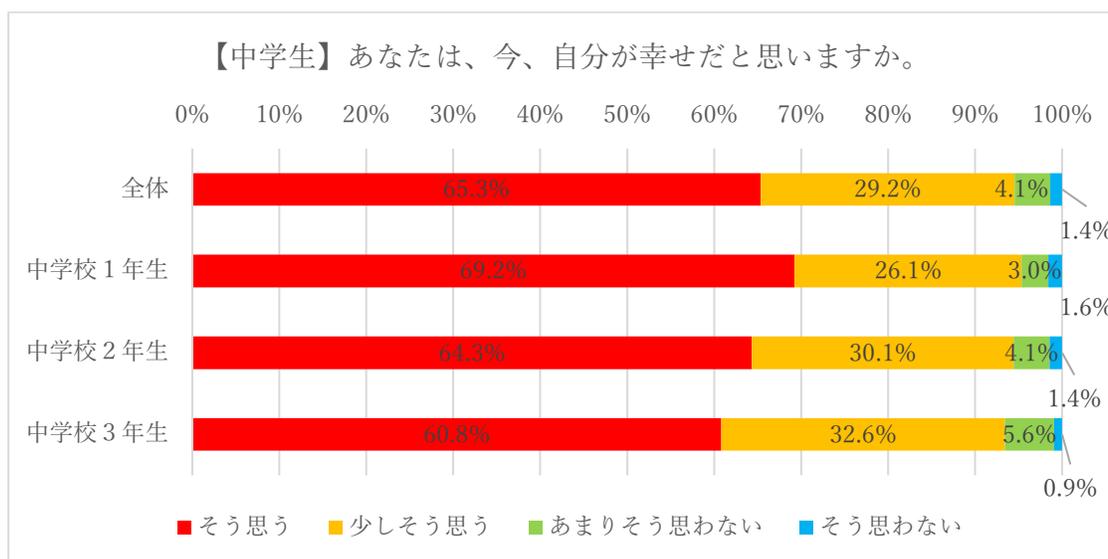
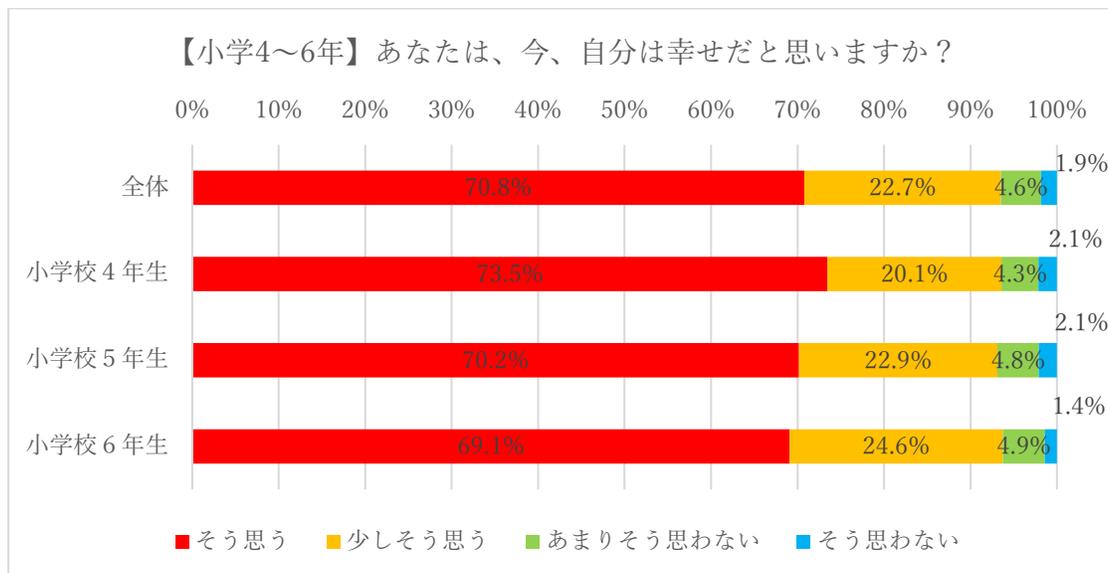
3) 自分には、長所があると思いますか？



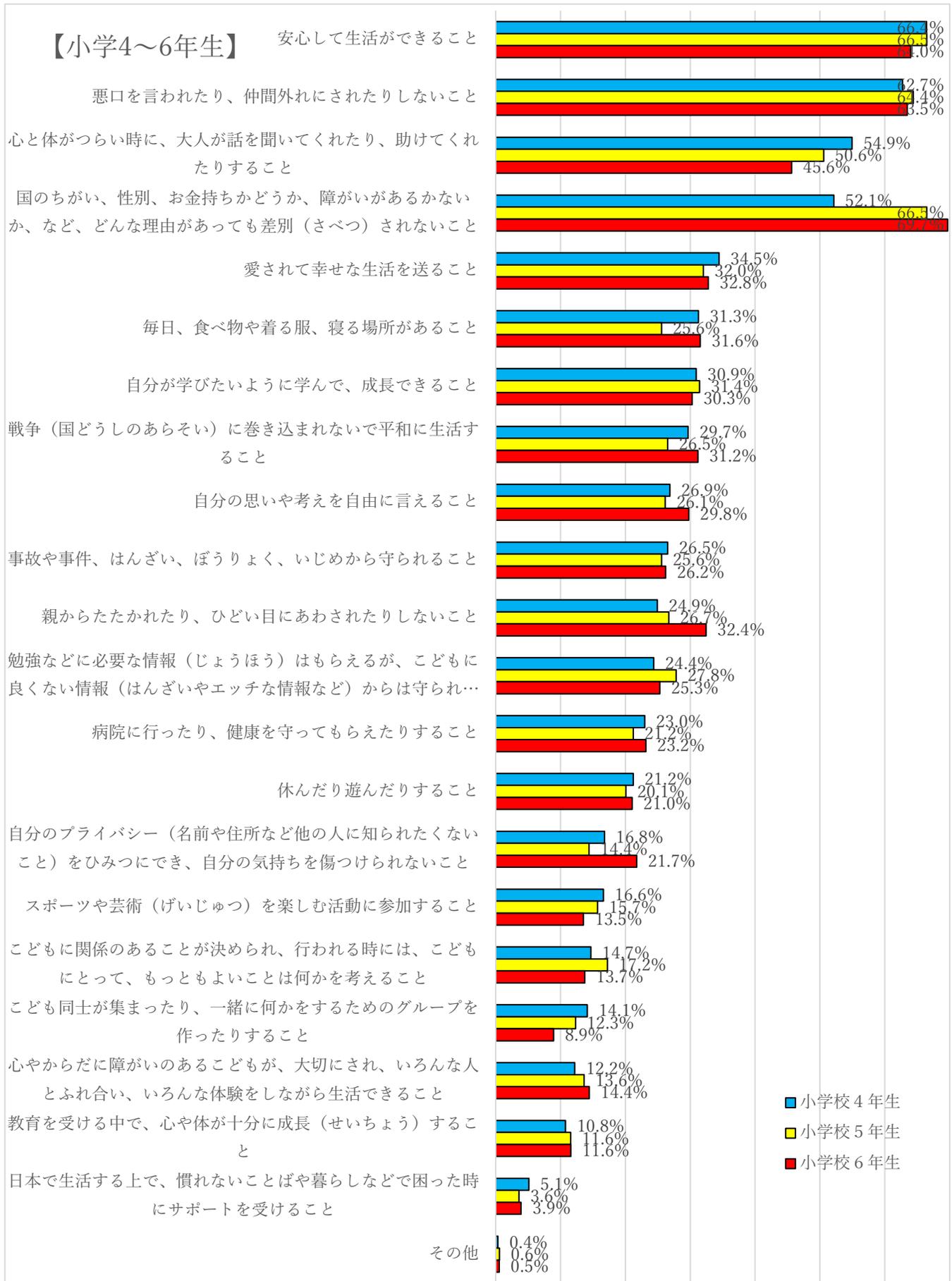
4) 自分の思いを相手に伝えることができますか？



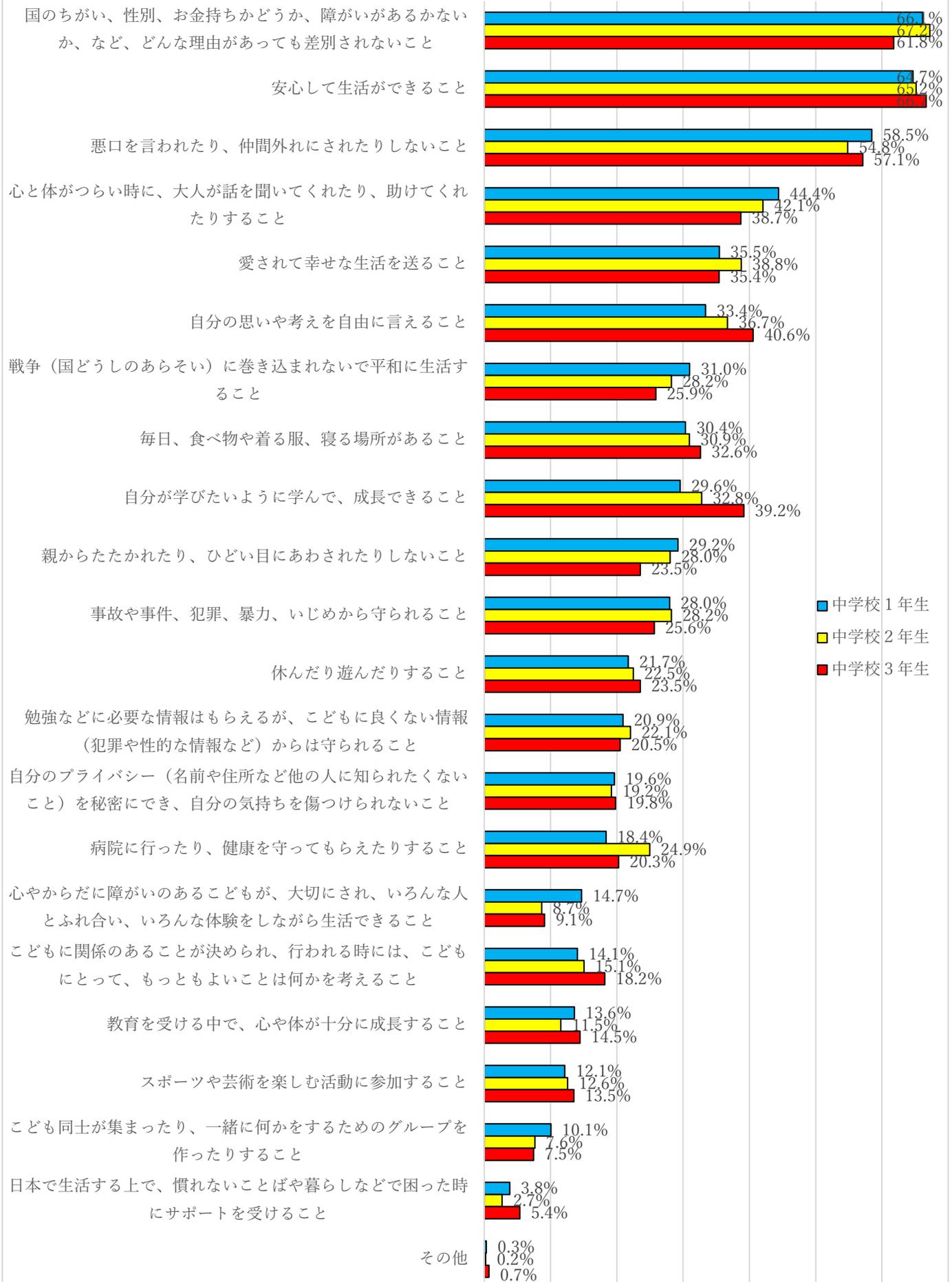
5) 今、自分は幸せだと思いますか？



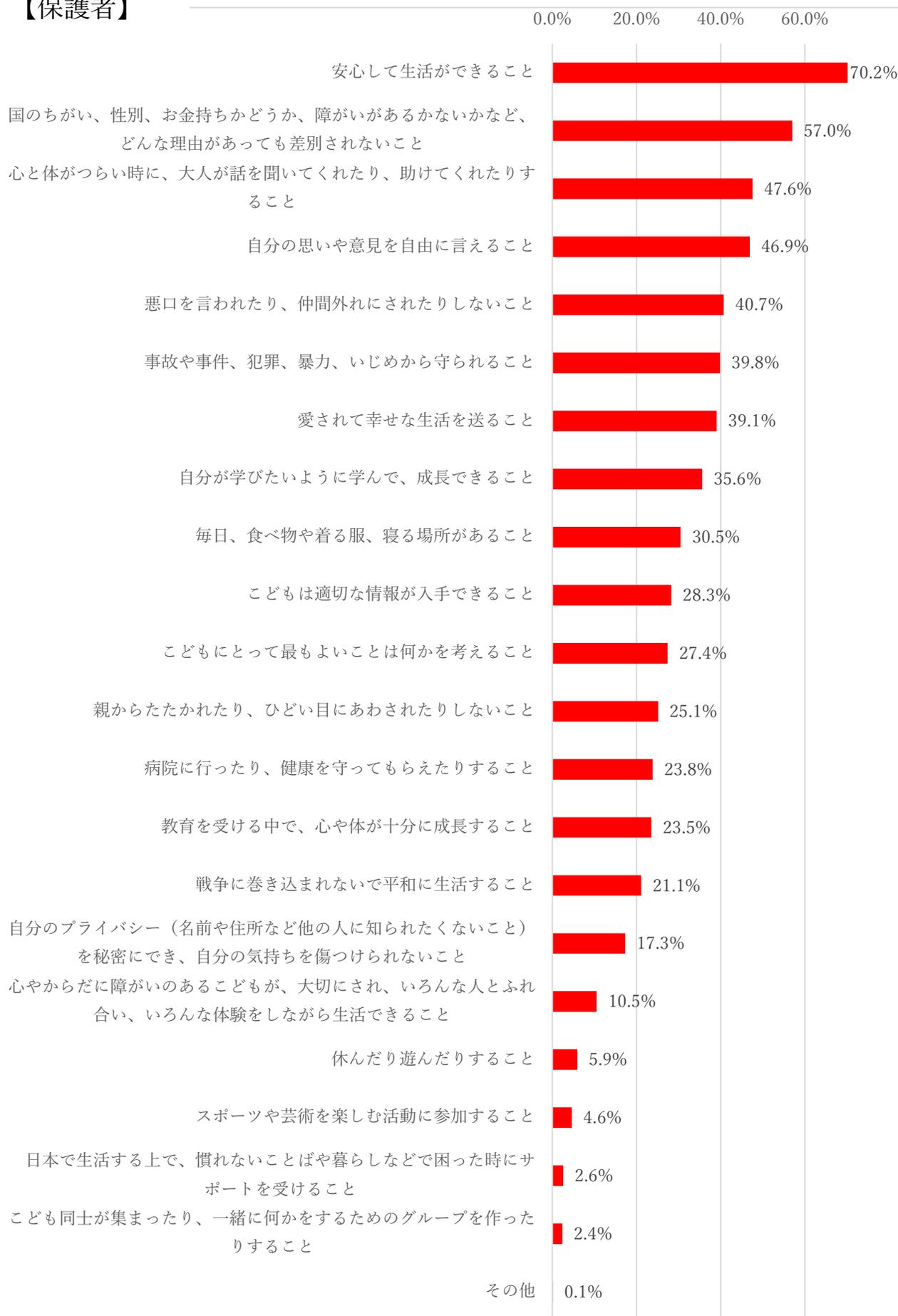
6) 特に大切と思う権利



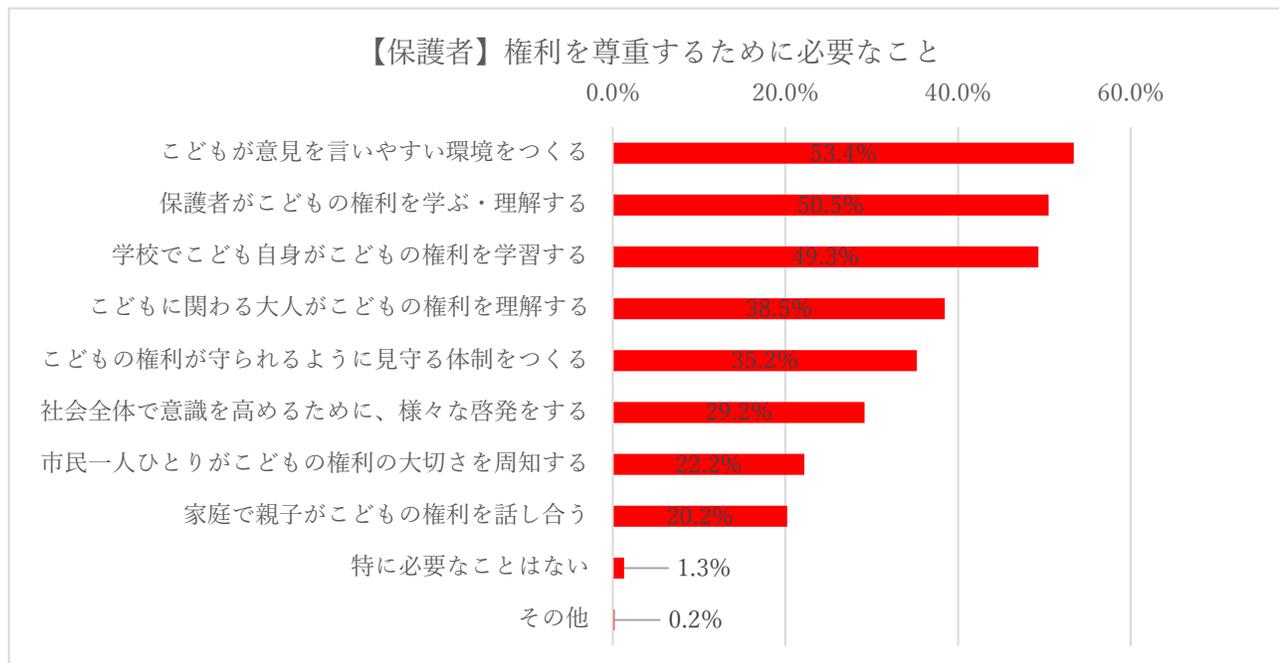
【中学生】



【保護者】



7) 【保護者回答】 こどもの権利を尊重するために必要なこと



2 こどもの権利についてのアンケート（対象：高校生1～3年生）

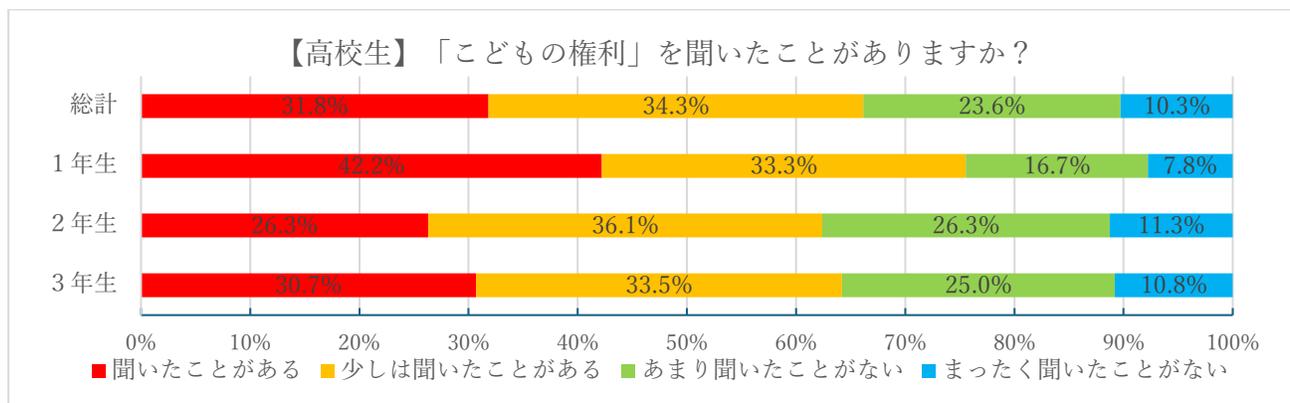
鯖江市内の高校（鯖江高校、福井高専）で、こどもの権利についてのアンケートを実施。

調査期間 令和6年10月11日～11月8日

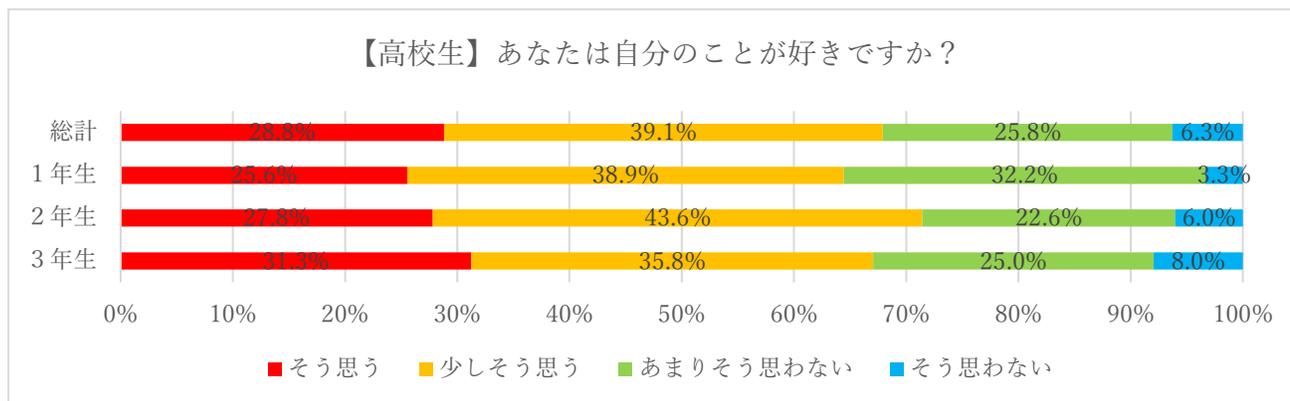
調査方法 Logoフォーム（インターネット）による回収

回収数 399人

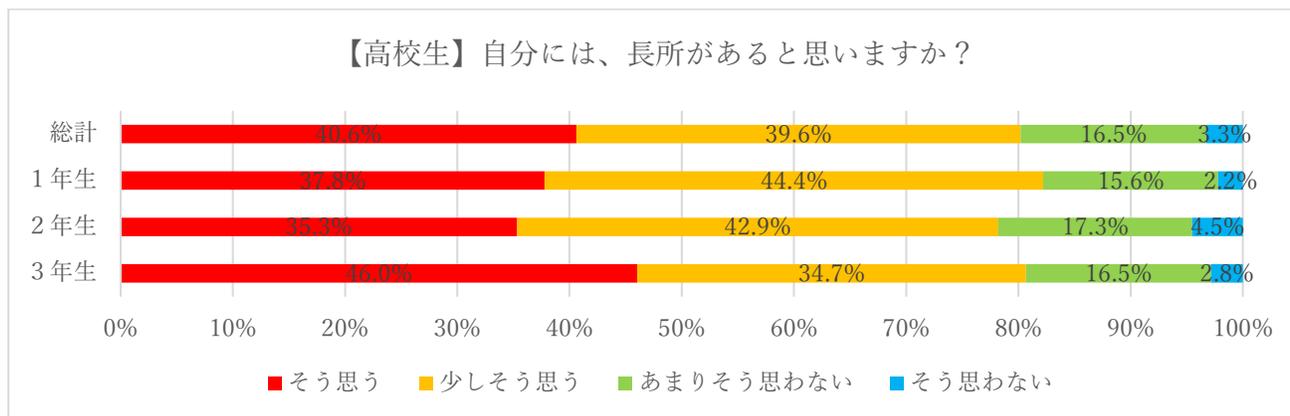
(1) 「こどもの権利」を聞いたことがありますか？



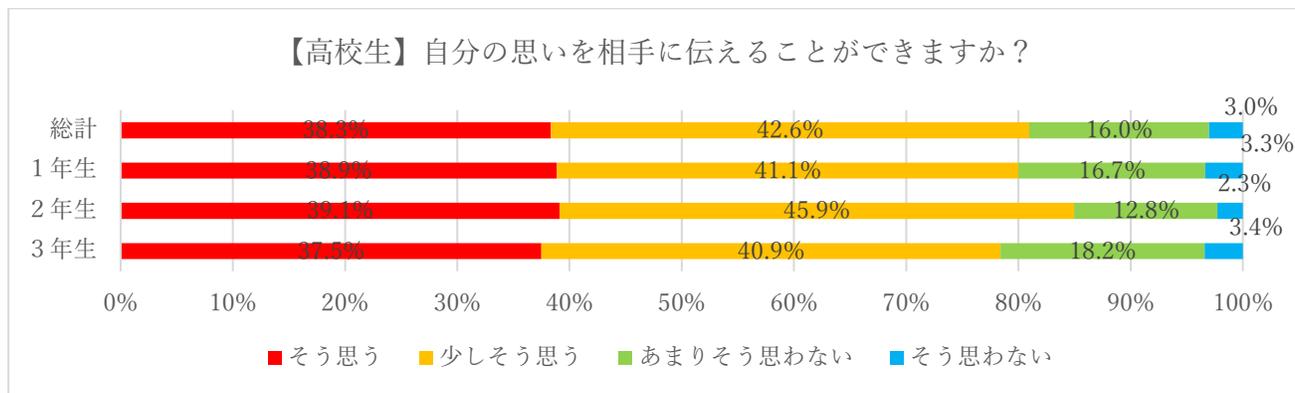
(2) あなたは自分のことが好きですか？



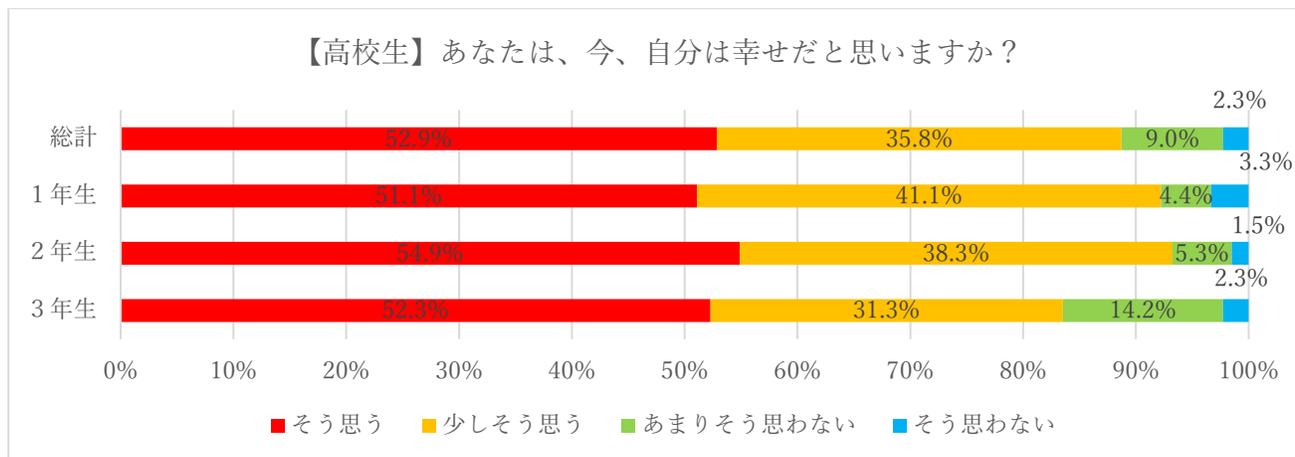
(3) 自分には、長所、よいところがあると思いますか？



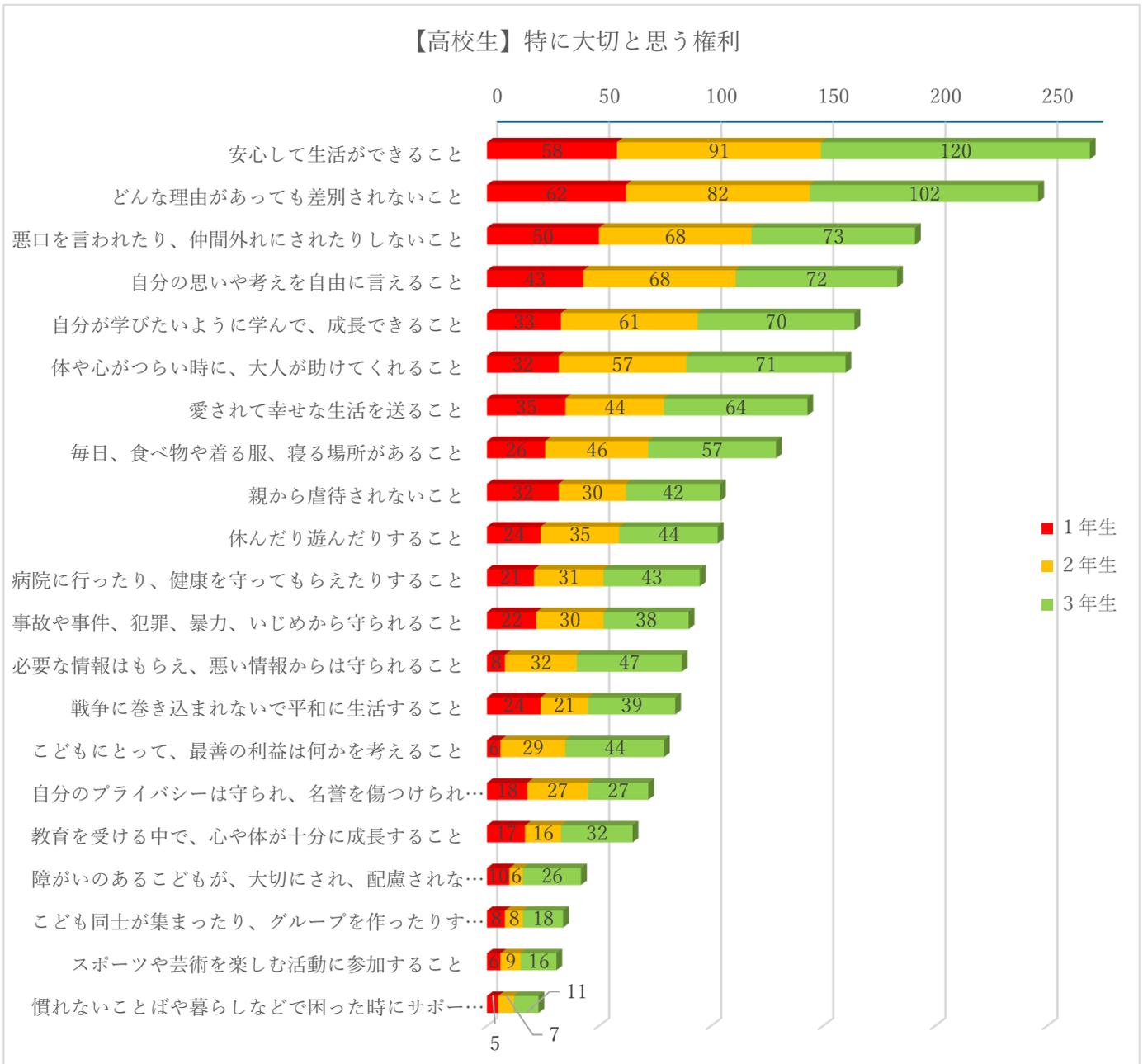
(4) 自分の思いを相手に伝えることができますか？



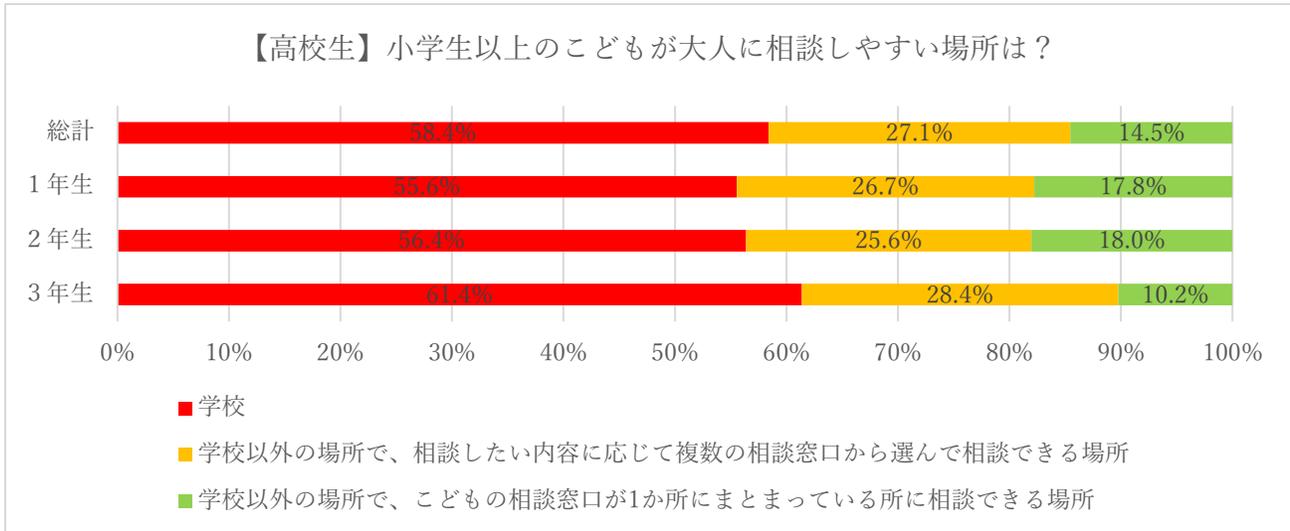
(5) あなたは、今、自分は幸せだと思いますか？



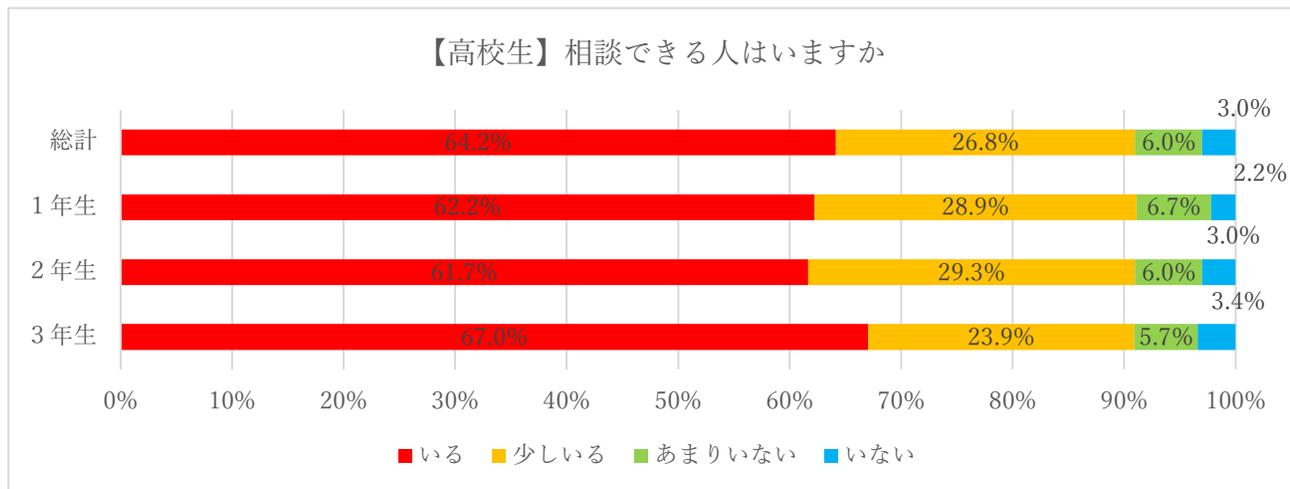
(6) 特に大切と思う権利



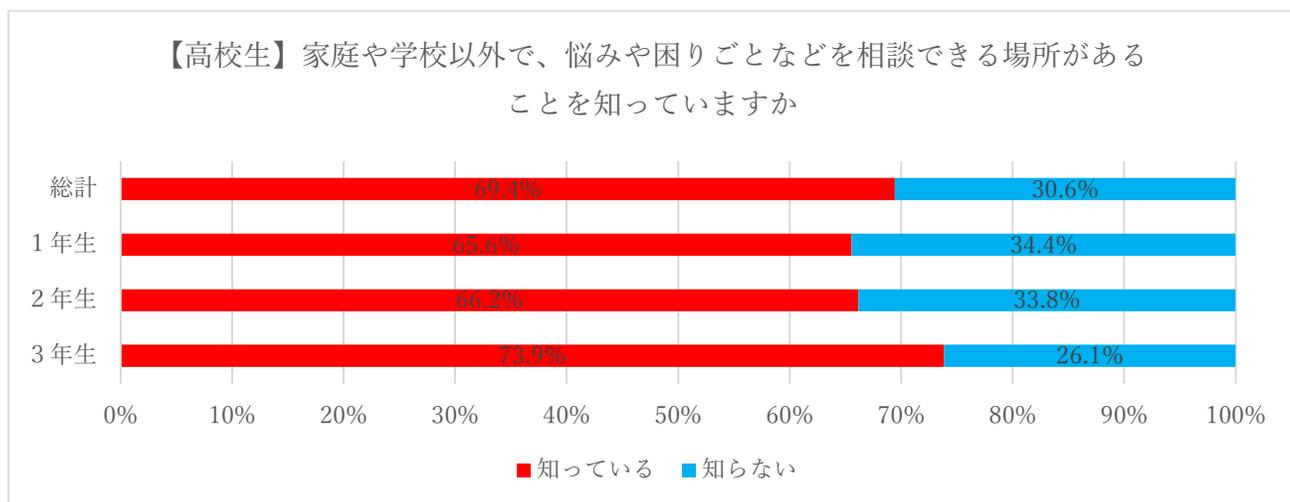
(7) 小学生以上の子どもが大人に相談しやすい場所は？



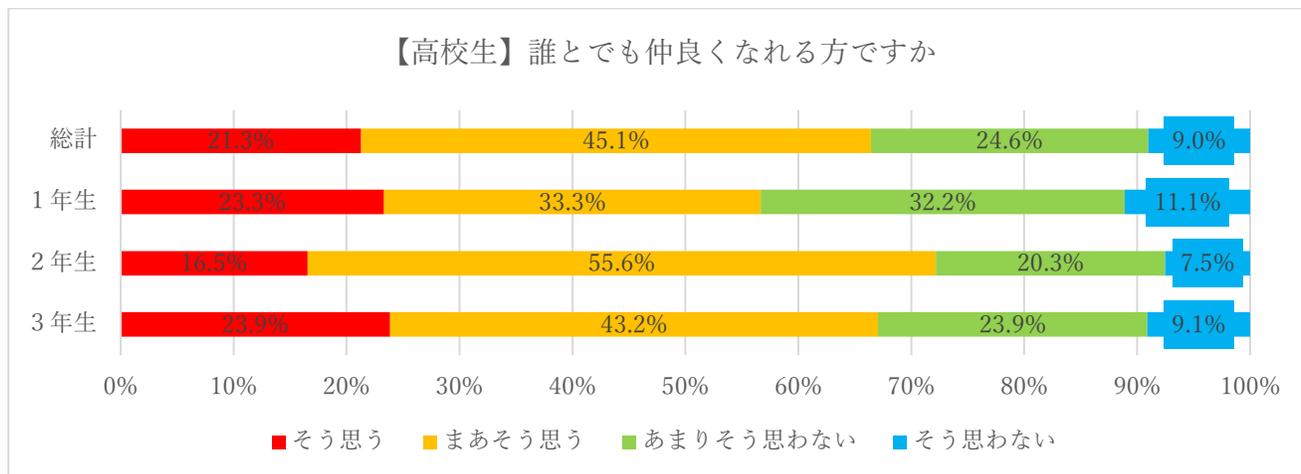
(8) 相談できる人はいますか



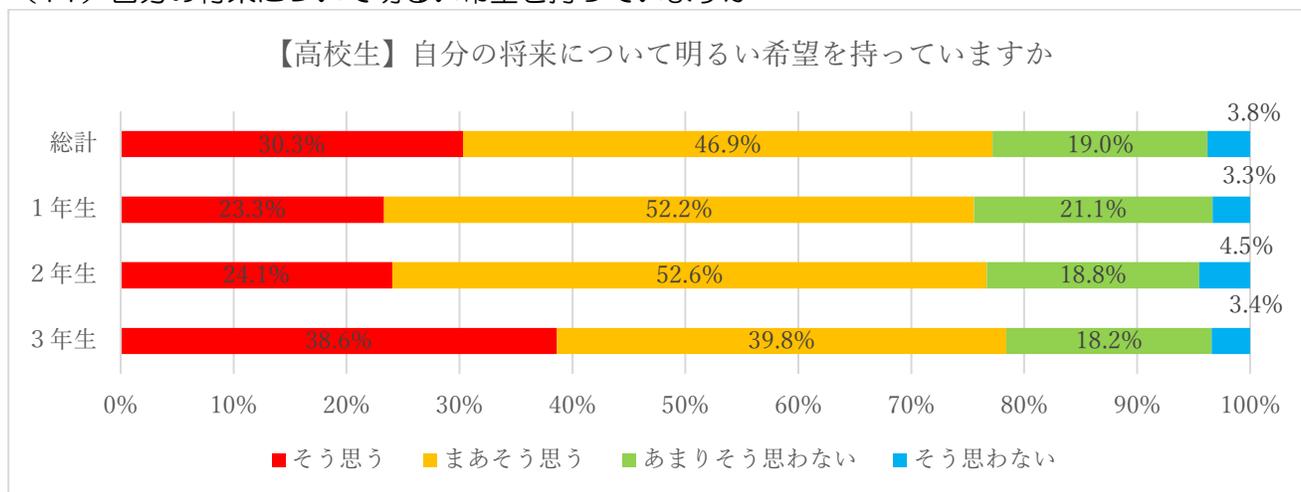
(9) 家庭や学校以外で、悩みや困りごとなどを相談できる場所があることを知っていますか



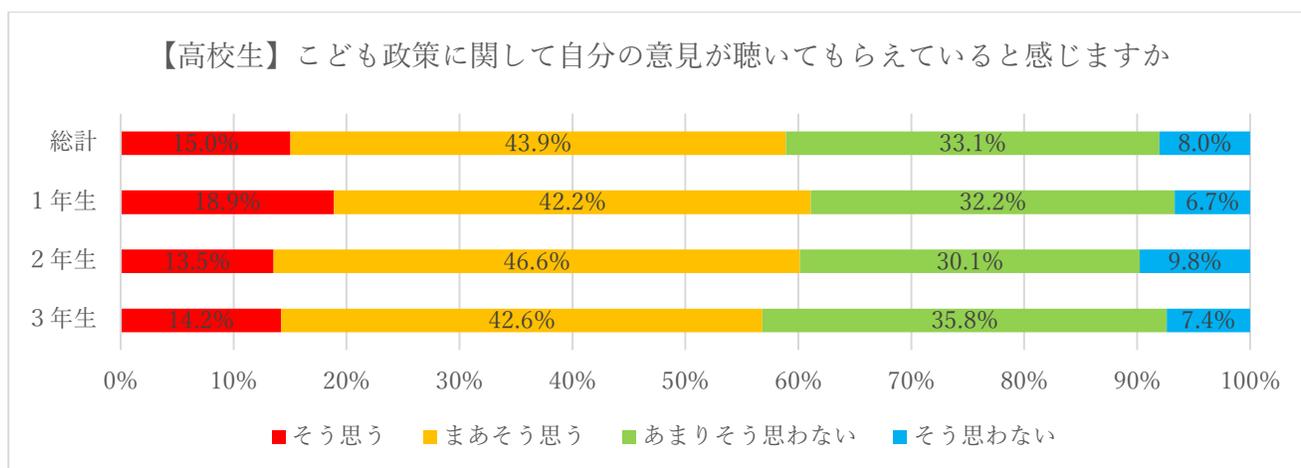
(10) 誰とでも仲良くなれる方ですか



(11) 自分の将来について明るい希望を持っていますか



(12) こども政策に関して自分の意見が聴いてもらえていると感じますか



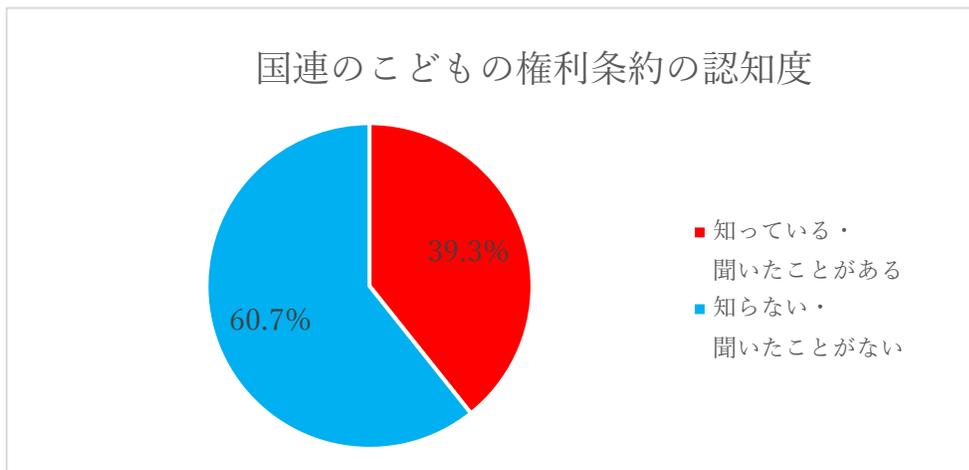
3 子どもの権利条約の認知度アンケート

(1) アンケート実施日

令和6年9月21日～22日 SDGs フェス（会場：西山公園）の来場者178人に聞き取り調査を実施。

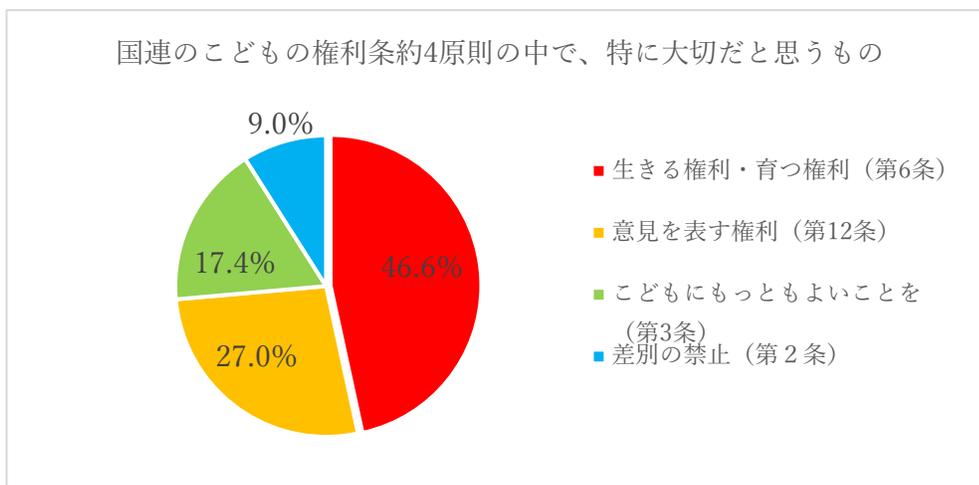
(2) 調査内容

- ①国連のこどもの権利条約を知っている人 70人（39.3%）
知らない人 108人（60.7%）



②国連のこどもの権利条約4原則の中で、特に大切だと思うもの

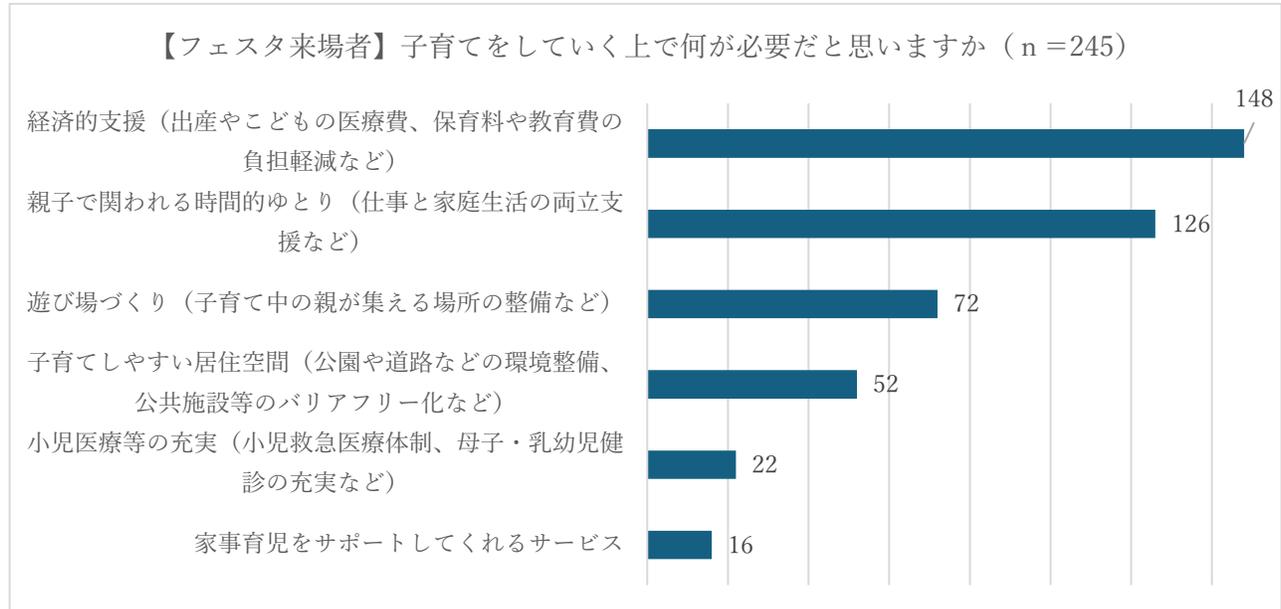
- 「生きる権利・育つ権利（第6条）」83人（46.6%）
「意見を表す権利（第12条）」48人（27.0%）
「子どもにもっともよいことを（第3条）」31人（17.4%）
「差別の禁止（第2条）」16人（9.0%）



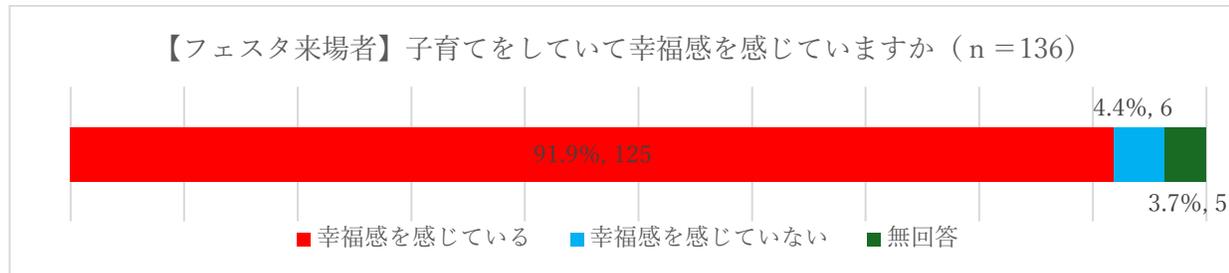
4 子育てについてのアンケート（対象：乳幼児の保護者）

令和6年6月29日開催の子育て応援フェスタ来場者 109名、令和6年10月12日開催のにじいろフェスタ来場者 136名に対して、アンケートを実施（Logoフォーム（インターネット）で回収）

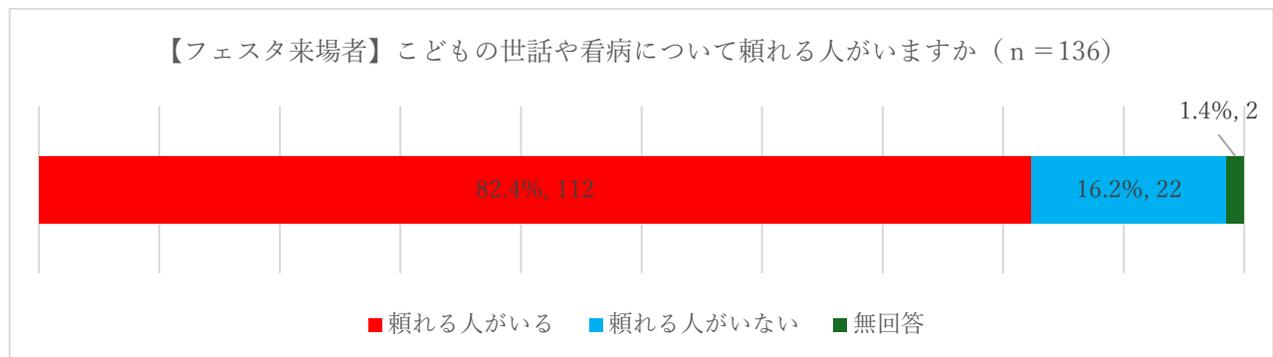
（1）子育てをしていく上で、何が必要だと思いますか



（2）子育てをしていて幸福感を感じていますか



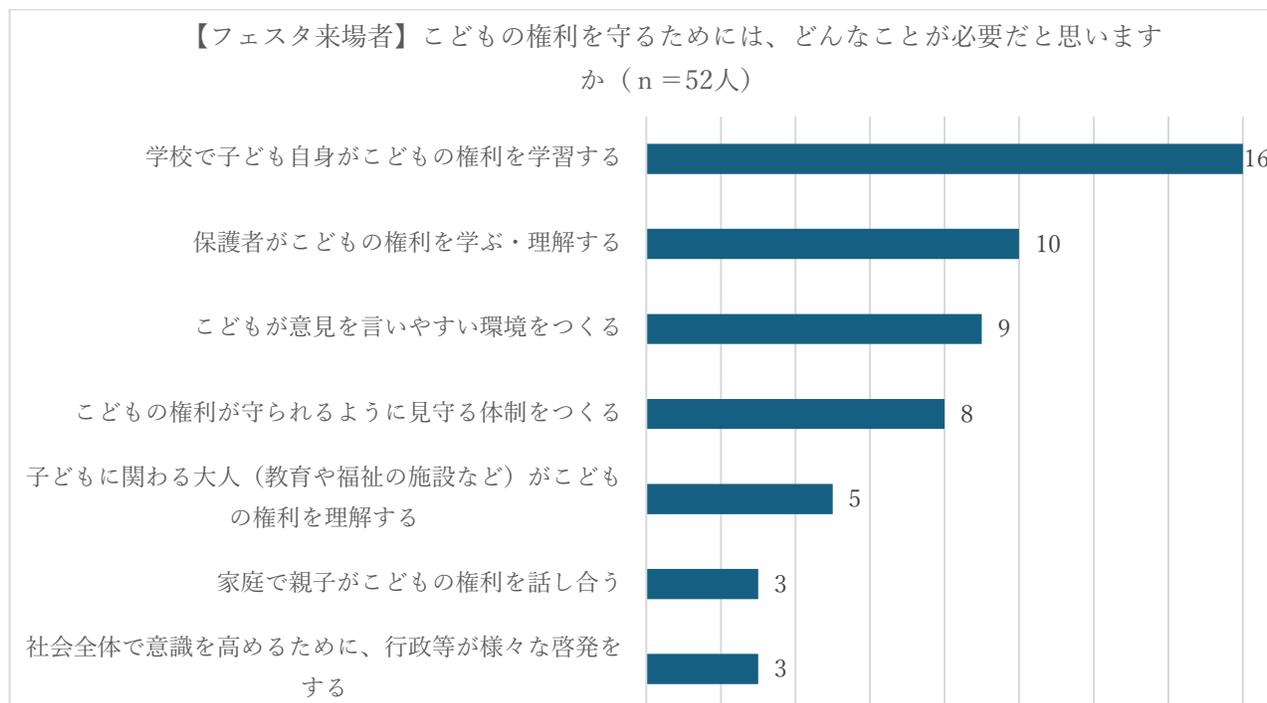
（3）こどもの世話や看病について、頼れる人がいますか



(4) こどもの権利条約を知っていますか



(5) こども権利を守るためには、どんなことが必要だと思いますか



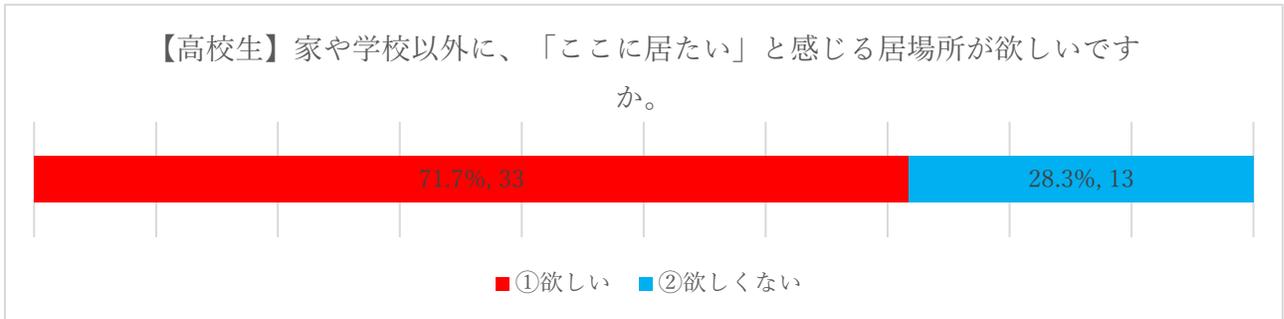
5 高校生居場所アンケート

(1) アンケート実施日

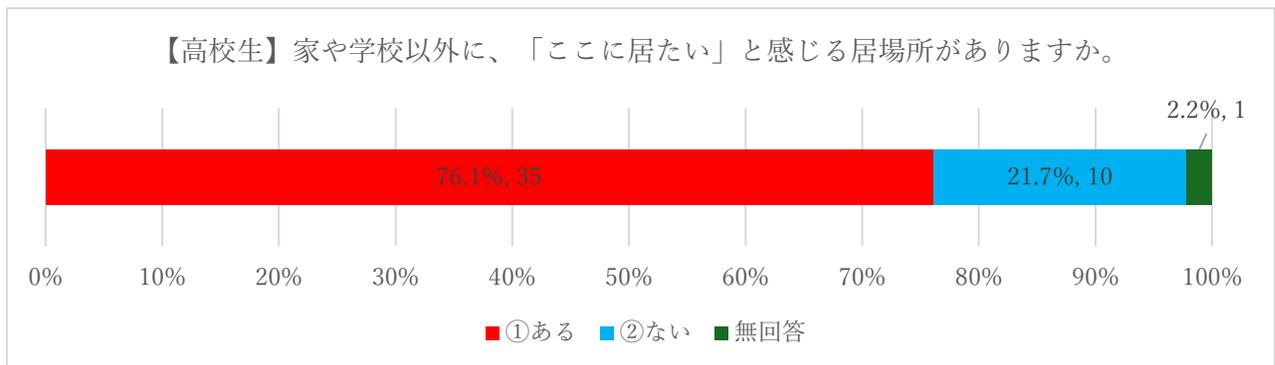
令和6年9月21日～22日、令和6年10月12日 鯖江高校 1～2年生 計46人に
質問紙調査を実施

(2) 調査内容

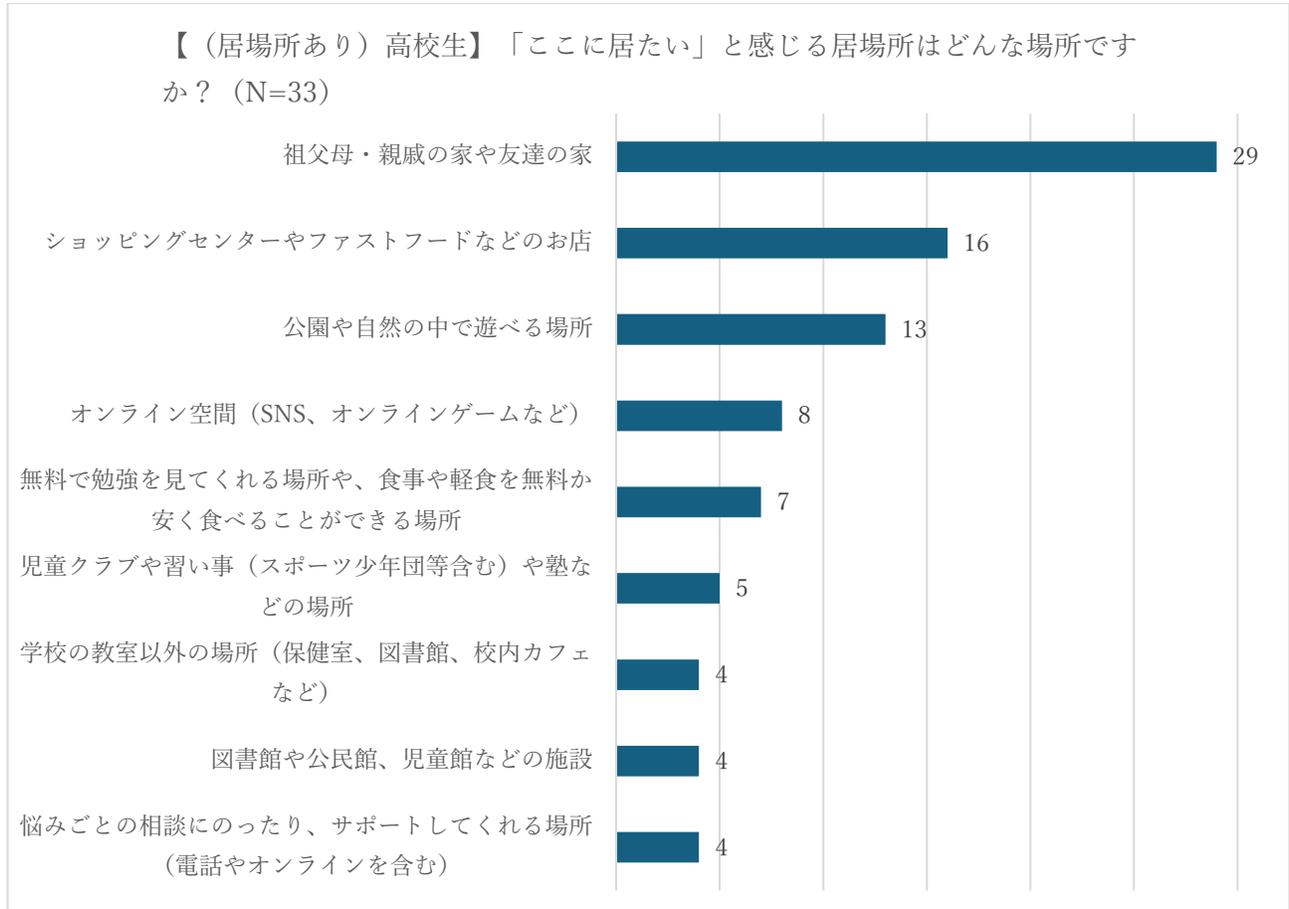
①家や学校以外に、「ここに居たい」と感じる居場所が欲しいですか？



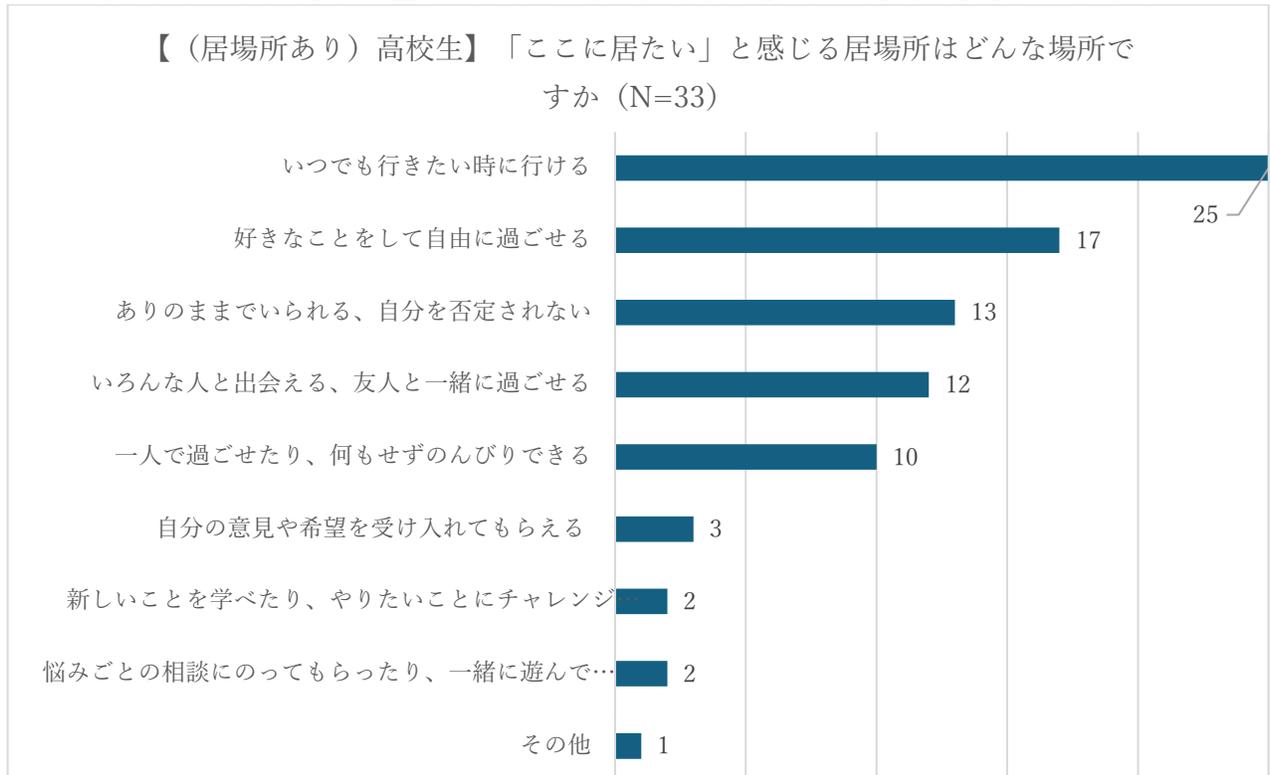
②家や学校以外に、「ここに居たい」と感じる居場所がありますか？



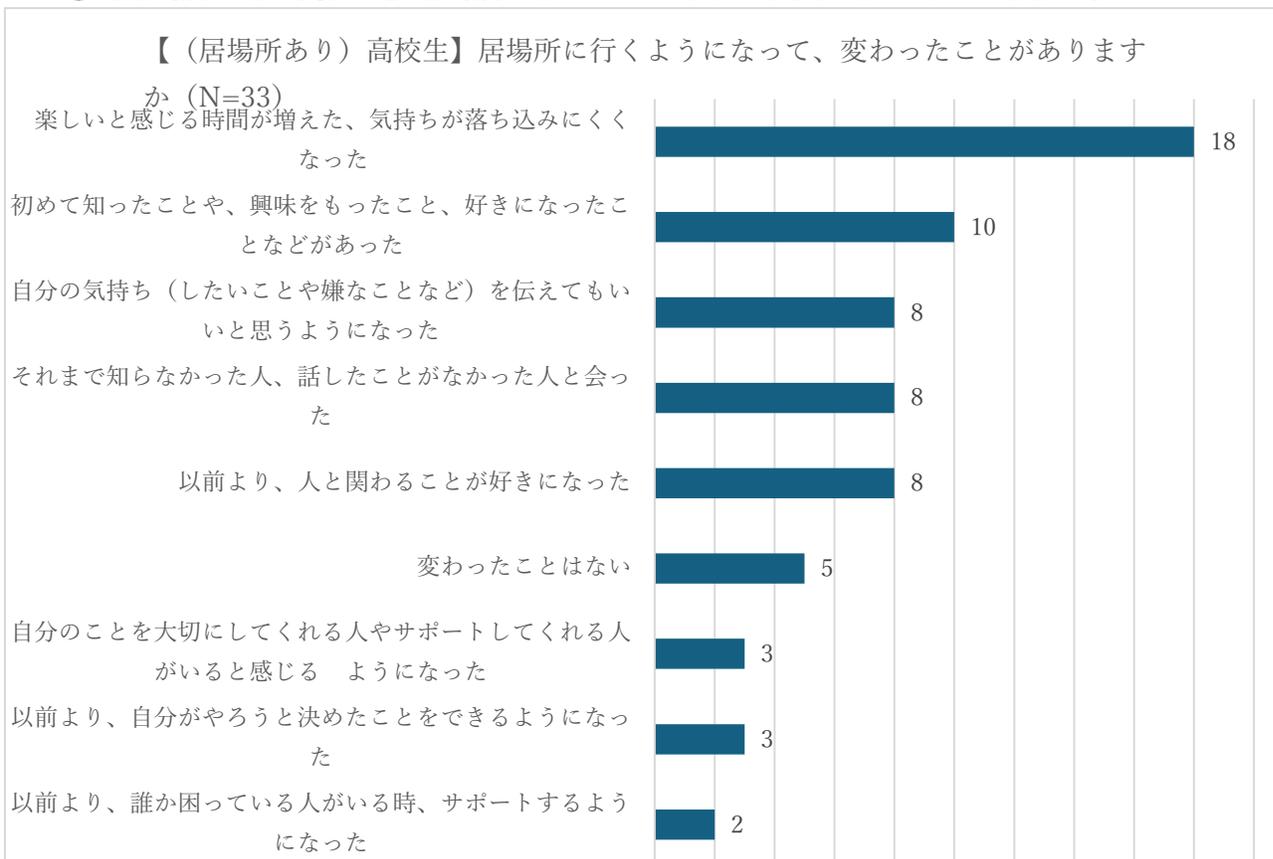
③【居場所がある高校生】「ここに居たい」と感じる居場所はどんな場所ですか？



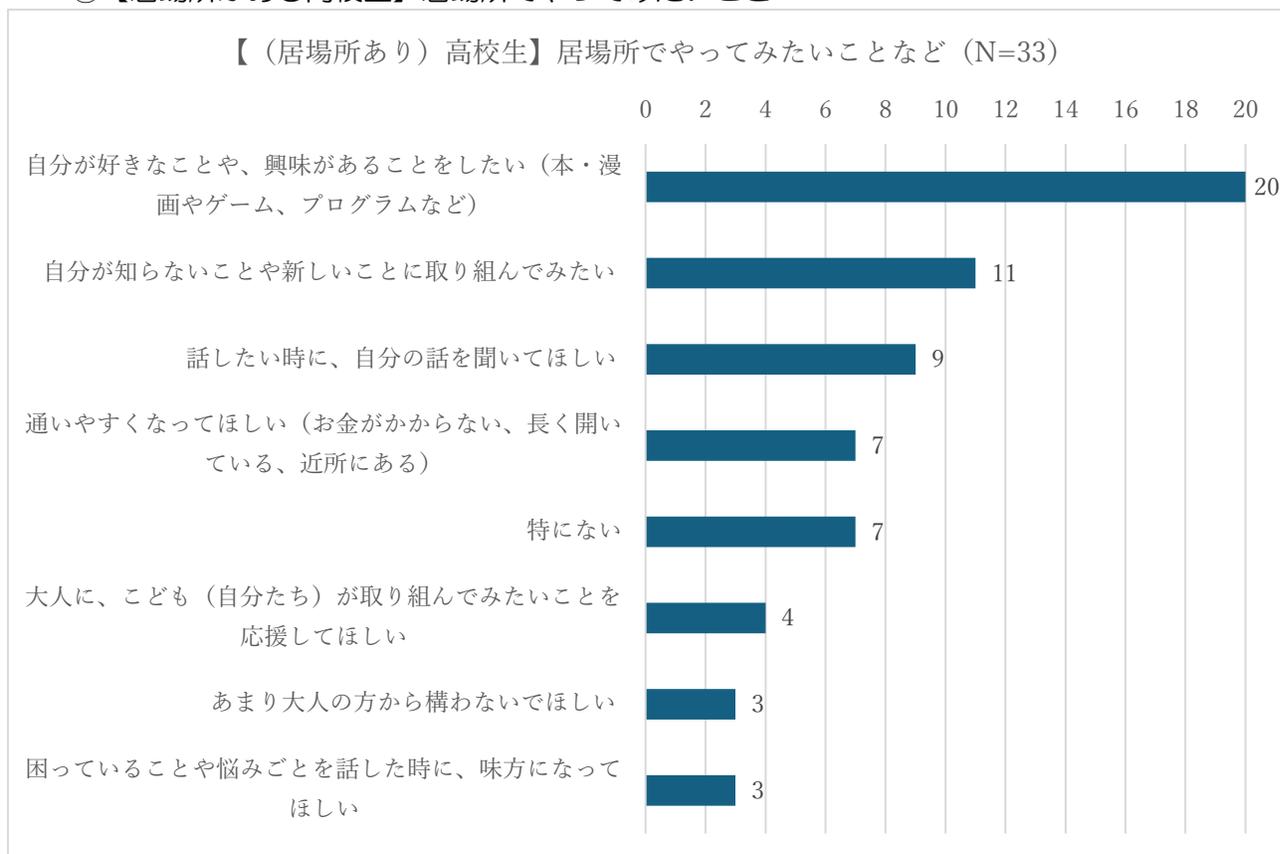
④【居場所がある高校生】「ここに居たい」と感じる居場所はどのような所ですか



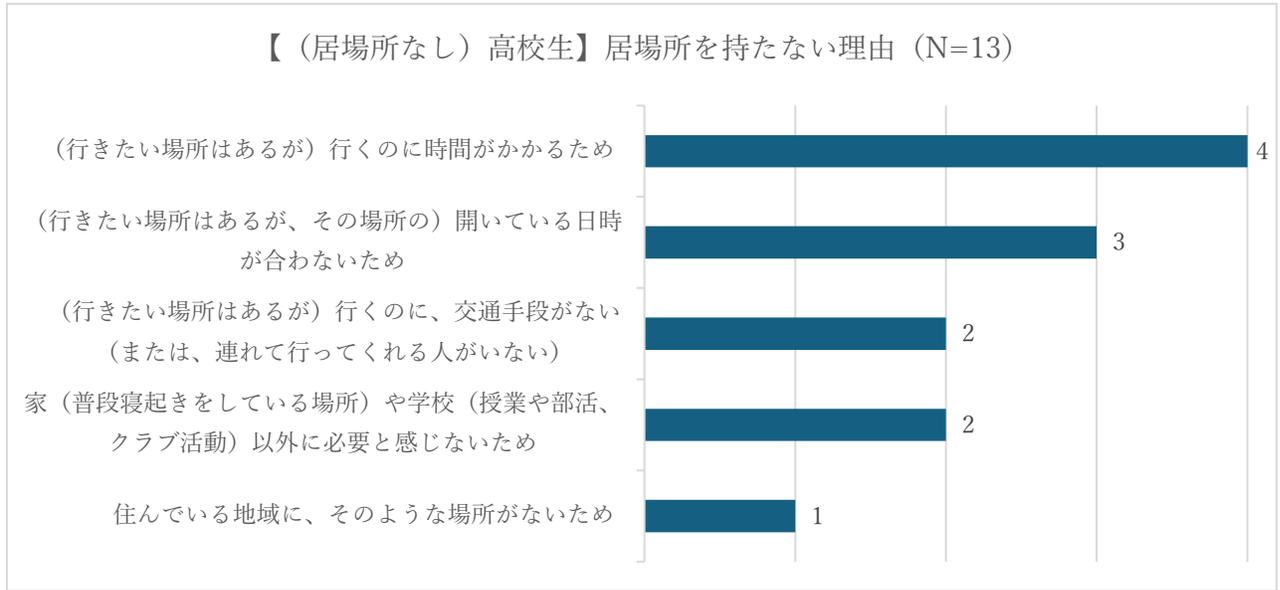
⑤【居場所がある高校生】居場所に行くようになって、変わったことがありますか



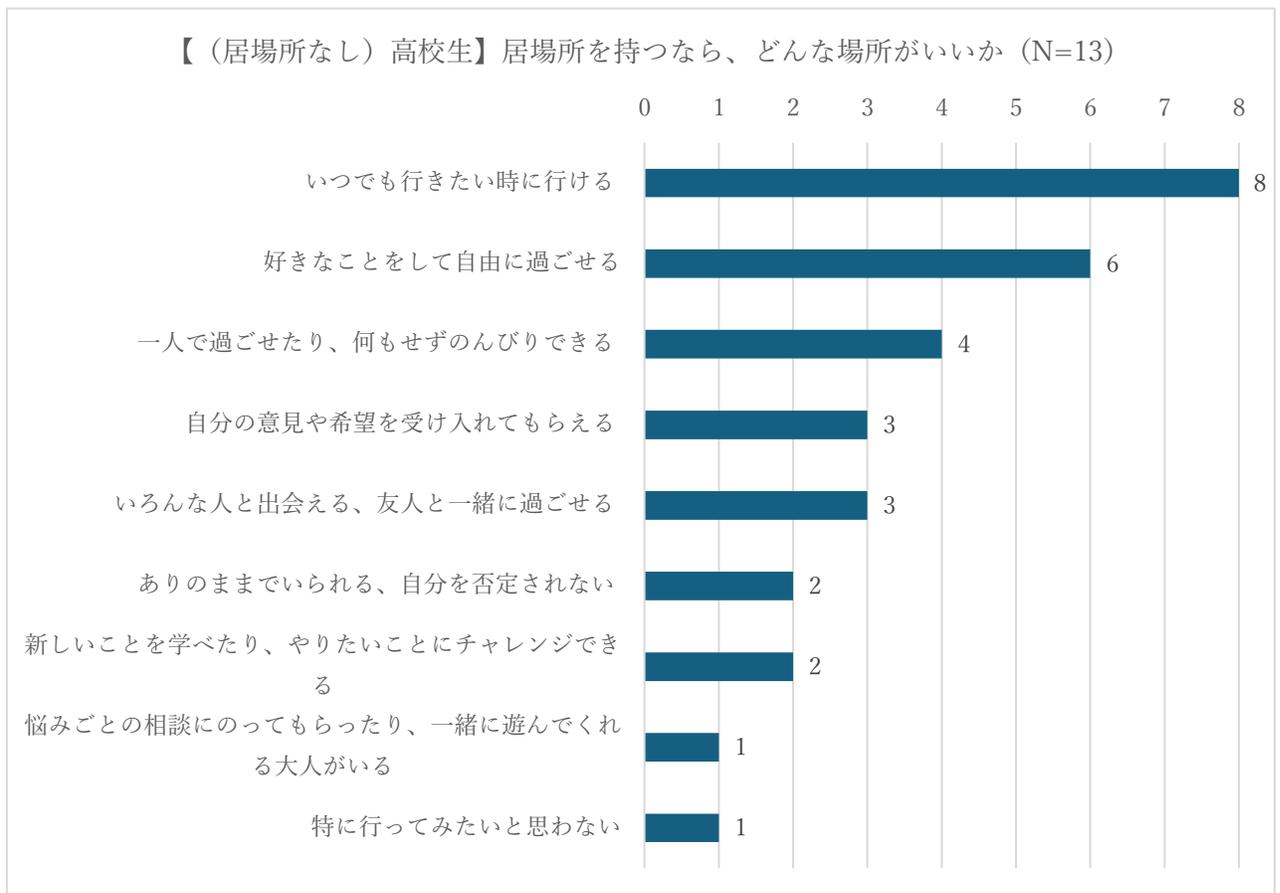
⑥【居場所がある高校生】居場所でやってみたいこと



⑦【居場所がない高校生】居場所を持たない理由はなんですか



⑧【居場所がない高校生】居場所を持つなら、どんな場所がいいですか



Ⅱ 鯖江市子ども・子育て会議委員名簿（鯖江市こども計画策定検討委員会名簿）

分野	委員名	所属名等
学識経験者	森 俊之	仁愛大学人間学部心理学科
	宮本 雄太	福井大学教育学部初等教育コース 福井大学大学院連合教職開発研究科
子ども関係団体に 属するもの	堀 みどり	鯖江市地域で育む子育て支援ネットワーク委員会
	石田 加奈恵	子育てサポーターの会COSAPO
	佐々木 英海	鯖江市民生委員児童委員協議会連合会
	熊野 義広	鯖江市児童館・児童センター連絡協議会
教育関係	茨田 隆徳	鯖江市小中学校校長会
	安原 由紀子	鯖江市幼稚園長会
保育関係	廣部 友和	鯖江市民間保育園連盟
	佐々木 美江	鯖江市公立保育所長会
子どもの保護者	嶋 浩美	鯖江市PTA連合会子育て委員会
	木村 亮介	鯖江市保育協議会保護者代表
公募の市民	川村 隆一	公募委員
	若林 みゆき	公募委員

Ⅲ-1 鯖江市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本市に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）

第72条第1項および子ども基本法（令和4年法律第77号。以下「基本法」という。）第13条第3項の規定に基づき、鯖江市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じて、支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、基本法第10条第2項に基づく鯖江市こども計画の策定および変更ならびに実施に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の市民
- (7) 前6号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 会長は、会議において必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

Ⅲ-2 鯖江市こども計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定による鯖江市こども計画（以下「計画」という。）を策定するため、鯖江市こども計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、鯖江市子ども・子育て会議条例（平成25年鯖江市条例第32号）に規定する鯖江市子ども・子育て会議の委員をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から令和7年3月31日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こどもまんなか課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会の会議は第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。

IV 鯖江市こどもの権利条例策定委員会委員名簿

分野	氏名	所属等
学識経験者	青井 夕貴	仁愛大学人間生活学部こども教育学科
	佐藤 孝一	谷口総合法律事務所
関係団体	藤原 五月	鯖江地区人権擁護委員会
	内田 節子	鯖江市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会
	田中 いずみ	鯖江市社会福祉協議会 障害者生活支援センター
	平野 美可	社会福祉法人 吉江学園
教育・保育関係	茨田 隆徳	鯖江市校長会
	浅田 和代	つつじっこ委員会
子どもの保護者	阿辺山 政宗	鯖江市PTA連合会
市民団体	谷内 由美子	子どもの権利条約の条例化を考える会 にこにこSABAE
	小玉 陽子	子どもの権利条約の条例化を考える会 にこにこSABAE
学生	山田 煌桜	大学生（福井大学）
公募の市民	片岡 勇登	公募委員
	岡田 伊佐央	公募委員

V 鯖江市こどもの権利条例策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 未来を担うこどもが誰ひとり取り残されることなく、幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、鯖江市こどもの権利条例（以下「条例」という。）について検討する鯖江市こどもの権利条例策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、条例に規定すべき事項について調査および検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育および福祉関係団体代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から条例の公布日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 策定委員会に、委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、こどもまんなか課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月11日から施行する。

VI さばえし けんりじょうれい 鯖江市こどもの権利条例

「みんなが毎日楽しく平和に暮らせるといい」

「いじめや悪口、暴力、仲間外れがなくなればいい」

「自分の思いや意見を伝えたい」

「自分の思いを否定せずに聴いてほしい」

鯖江市の子どもたちが、自分の権利について真剣に考えた言葉です。

「子どもが自分らしく育つことができるまちにしよう」という市民の声もあります。

全ての子どもは、未来を担う希望に満ちたかけがえのない存在です。あらゆる場面において尊重され

ながら、権利の主体として、自分が持つ能力を十分に発揮できる可能性があります。平等に命が

守られ、健やかに育つことができます。また、自分に関係のあることについて自由に意見を表し、夢

を持って自分らしく生きていくことができます。

「陽に響って、常に明るく」という「響陽」の心を大切にしている鯖江市は、子どもの声に全力で

耳を傾け、寄り添い、子どもが身体的にも、精神的にも、社会的にも幸せな生活を送ることのでき

る社会の実現を目指し、この条例を制定します。

もくてき (目的)

第1条 この条例は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の考えを基に、子どもの権利を

大切に守っていくための基本となる考えを市民等が理解することにより、鯖江市のまち全体でこ

もの健やかな成長および発達を支えていくことを目的とします。

ことば いみ (言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

(1) 子どもとは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人および市内

で活動している人で、まだ18歳になっていない人をいいます。ただし、これらの人と

同じく、権利を認めることがふさわしい人も含みます。

(2) 保護者とは、父母、祖父母、父母の代わりに子どもを養育する人等をいいます。

(3) 学校等関係者とは、市内にある保育所、認定こども園、幼稚園、学校、放課後児童クラブその他地域において日常的にこどもの育成に関わる人をいいます。

(4) 市民等とは、市内に住んでいる人、市内で学んでいる人、市内で働いている人ならびに市内で活動する人、団体および法人をいいます。

(こどもが持つ権利の尊重)

第3条 こどもは、生まれた時から権利を持っており、あらゆる場面で、大切に守られます。

2 保護者、市、学校等関係者、市民等は、こどもが健やかに成長および発達していくために、この条例の第4条から第8条までの権利を特に大切にしていきます。

3 こどもは自分の権利に関心を持ち、理解して、自分の権利を大切にします。

4 こどもは自分以外の人自分が同じように権利を持っていることを理解し、その権利を大切にします。

(安心して生きる権利)

第4条 こどもには、次のとおり安心して生きる権利があります。

- (1) 命が大切にされ、かけがえのない存在として尊重されます。
- (2) 愛情をもって大切に育てられます。
- (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けることができます。
- (4) 安全な環境で生活ができます。
- (5) あらゆる差別、虐待、体罰、いじめ等を受けずに安心して生活することができます。

(自分を守り、守られる権利)

第5条 こどもには、次のとおり自分を守り、守られる権利があります。

- (1) 健やかな成長および発達を害する情報その他あらゆるものから守られます。
- (2) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられません。
- (3) こどもであることで嫌な思いを受けません。
- (4) 個々の状況に応じて、必要な支援を受けることができます。

(自分らしくある権利)

第6条 子どもには、次のとおり自分らしくある権利があります。

- (1) 自分らしさが認められ、自分の可能性を大切にすることができます。
- (2) 自分に関係することは自分で決めることができます。自分以外の人と相談して決めることもできます。
- (3) 安心して自分らしく過ごせる居場所を持つことができます。

(学び育つ権利)

第7条 子どもには、次のとおり社会の中で様々な支援または経験を通し、自分が持つ能力を十分に発揮して育つ権利があります。

- (1) 学び、遊び、休むことができます。
- (2) 自然、芸術、文化およびスポーツに触れ親しむことができます。
- (3) 生活リズムおよび生活習慣を身に付けることができます。
- (4) 挨拶をする、ルールを守るその他の基本的な社会性を身に付けることができます。

(子どもが意見を表明し、参加する権利)

第8条 子どもには、次のとおり自分の思い、考え等を表したり、自ら社会に参加したりする権利があります。

- (1) 自分の思い、考え等を自由に表すことができます。
- (2) 自分の思い、考え等を表すために必要な情報を得ることができます。
- (3) 自分の思い、考え等が大切にされ、受け止めてもらうことができます。
- (4) 自ら地域社会に参加し、自分の思い、考え等を活かす機会があります。
- (5) 自分の考えで、仲間をつくり、仲間と集い、仲間と活動することができます。

(共通の役割)

第9条 保護者、市、学校等関係者および市民等は、次の内容を互いに協力し、子どもの権利を大切にするように努めます。

- (1) 一人一人の子どもにとって、最も良いことを第一に考えます。
- (2) 子どもの権利について関心を高め、理解を深めます。

(3) こどもを見守り、こどもが安心して過ごせる環境をつくります。

(4) こどもの思い、考え等に耳を傾け、最大限尊重します。

(5) こどもに関する取組に協力します。

(6) こどもの年齢および発達段階に応じた配慮をします。

(保護者の役割)

第10条 保護者は、子育てについて最も大切な責任があることを自覚し、こどもの権利を大切に守るように努めます。

(市の役割)

第11条 市は、こどもの権利が大切に守られるための取組を進めていくために、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2に基づき鯖江市こども計画をつくり実行します。また、こども、学校等関係者、保護者等の意見を聴いて、毎年取組の振り返りをします。

2 市は、こどもの思い、考え等が鯖江市こども計画にどのように取り入れられたかを公表します。

(学校等関係者の役割)

第12条 学校等関係者は、こどもの健やかな成長および発達のために重要な役割を持っていることを理解します。

2 学校等関係者は、こどもが学び、考え、活動することができるように支援し、こどもの権利が大切に守られるよう努めます。

(市民等の役割)

第13条 市民等は、地域全体でこどもの健やかな成長および発達を支え、こどもの権利が大切に守られるよう努めます。

(こどもの権利をみんなに知ってもらうこと)

第14条 市は、こどもの権利について、こども、保護者、学校等関係者および市民等に理解してもらうための取組を行います。

2 市は、家庭、学校および地域社会等で、こどもの権利について学ぶことができる取組を行います。

す。

(子どもが意見を表明し、参加すること)

第15条 市は、子どもが家庭、学校および地域社会において自分の思い、考え等を表し、参加できるように支援します。

(子どもの権利を守るための体制)

第16条 市は、子どもの思いおよび相談を受け止めて、子どもが安心して過ごすことができる体制を整えます。

2 市は、保護者、学校等関係者および市民等と協力しながら、差別、虐待、いじめ等の子どもの権利が守られていない状態を発見できる体制を整え、権利が守られていない状態を発見した場合には、その状態からの回復に向けた取組を行います。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

鯖江市こども計画

～こども・みらい・つなぐ計画～

発行年月 令和 7 年 3 月

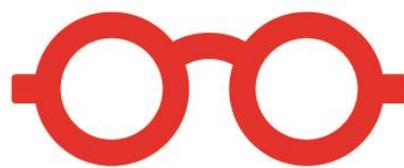
編集・発行 鯖江市役所 健康福祉部 こどもまんなか課

〒916-8666 福井県鯖江市西山町 13 番 1 号

TEL 0778-53-2224

FAX 0778-42-5094

E-mail Kodomo@city.sabae.lg.jp



めがねのまちさばえ